令和元年 第2回定例会

摂津市議会会議録

令和元年6月13日 開会 令和元年6月27日 閉会

摂 津 市 議 会

○6月13日(第1日)	
出席議員、地方自治法第121条による出席者(説明員)、出席した	
議会事務局職員	-1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	-1- 2
開会の宣告	-1- 3
市長挨拶	
開議の宣告	-1- 3
会議録署名議員の指名	-1- 3
日程1 議席の一部変更の件	-1- 3
日程2 会期の決定	-1- 3
日程3 議案第34号~議案第41号	-1- 3
提案理由の説明(総務部長、保健福祉部理事、選挙管理委員会事務局長、	
次世代育成部長、消防長)	
委員会付託	
日程4 報告第3号、報告第5号	-1- 9
報告(総務部長)	
採決	
日程 5 報告第 4 号、報告第 6 号~報告第 9 号	-1-11
報告(建設部長、総務部長、上下水道部長)	
日程 6 常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件	-1-18
報告(総務建設常任委員長、文教上下水道常任委員長、民生常任委員長)	
休会の決定	-1-18
散会の宣告	-1-19
○6月26日(第2日)	
出席議員、地方自治法第121条による出席者(説明員)、出席した	
議会事務局職員	-2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	-2- 1
開議の宣告	-2- 2
会議録署名議員の指名	-2- 2
日程1 一般質問	
松本暁彦議員	-2- 3
楢村一臣議員	-2 - 15
藤浦雅彦議員	-2 - 22
村上英明議員	-2-36

光好博幸議員	2-44
水谷毅議員	2-52
三好義治議員	2-63
延会の宣告	2-75
○6月27日(第3日)	
出席議員、地方自治法第121条による出席者(説明	
議会事務局職員	
議事日程、本日の会議に付した事件	
開議の宣告	
会議録署名議員の指名	3- 3
日程1 一般質問	
渡辺慎吾議員	3- 3
香川良平議員	
森西正議員	
増永和起議員	
三好俊範議員	
弘豊議員	
安藤薫議員	
日程2 議案第34号~議案第41号	3-53
委員長報告(総務建設常任委員長、文教上下水道常	任委員長、民生常任委員長)
採決	
日程3 議会議案第5号~議会議案第8号	3-54
採決	
閉会の宣告	3-54
☆添付資料	
審議日程	資料- 1
議案付託表	資料- 2
一般質問要旨	資料- 3
議決結果一覧	資料— 6

摂 津 市 議 会 会 議 録

令和元年6月13日

(第1日)

令和元年第2回摂津市議会定例会会議録

令和元年6月13日(木曜日) 午前10時 開 会 摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (18名)

	1	番	福	住	礼	子
	3	番	安	藤		薫
	5	番	村	上	英	明
	7	番	南	野	直	司
	9	番	増	永	和	起
1	1	番	森	西		正
1	3	番	楢	村	_	臣
1	5	番	香	Ш	良	平
1	7	番	光	好	博	幸

2番藤浦雅彦

4番野口博

6 番 水 谷 毅

8 番 弘 豊

10番 渡辺慎吾

12番 三 好 義 治

14番 三 好 俊 範

16番 松 本 暁 彦

18番 嶋 野 浩一朗

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市			長	森	Щ	_	正
教	官	Ì	長	箸厚	配谷	知	也
総	務	部	長	井	口	久	和
環	境	部	長	Щ	田	雅	也
保例	建福剂	止部耳	里事	平	井	貴	志
上	下水	道剖	3 長	山	口		猛

教育委員会 小林寿弘

消 防 長 明 原 修

副 市 長 市長公室長 市民生活部長 保健福祉部長 設 長 部 教 育 委 員 会 長 教 育 次 教育総務部長 監查委員 · 選挙管理 委員会・公平委員

会 • 固定資産評価審

查委員会事務局長

北野人士

奥

Щ

松

野

高

村

本

方

村

尾

良

和

和

眞

和

夫

憲

彦

宏

橋 本 英 樹

1 出席した議会事務局職員

事務局長牛渡長子

事務局次長溝口哲也

1 議	事	日程		
1,				議席の一部変更の件
2,				会期決定の件
3,	議	案 第	3 4 号	令和元年度摂津市一般会計補正予算(第1号)
	議	案 第	35号	令和元年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)
	議	案 第	36号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	3 7 号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	38号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	39号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	40号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	4 1 号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
4,	報	告第	3号	摂津市税条例等の一部を改正する条例専決処分報告の件
	報	告第	5号	摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件
5,	報	告第	4号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件
	報	告第	6 号	平成30年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件
	報	告第	7号	平成30年度摂津市一般会計事故繰越し繰越報告の件
	報	告第	8号	平成30年度摂津市下水道事業会計継続費繰越報告の件
	報	告第	9号	平成30年度摂津市下水道事業会計予算繰越報告の件
6,				常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件

1 本日の会議に付した事件 日程1から日程6まで

(午前10時 開会)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから令和元年第 2回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

元号が平成から令和にかわりました。令 和といたしましては最初の本会議でござい ます。

きょうは、第2回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、何かとお忙しいところ、ご参集を賜り、大変ありがとうございます。

最初に、このたび、弘豊議員には、全国 市議会議長会におかれまして10年の永年 勤続表彰をお受けになられました。おめで とうございます。心よりお祝いを申し上げ ますとともに、今後のますますのご活躍を お祈り申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、摂津市税条例等の一部を改正する条例専決処分報告の件ほか6件、予算案件といたしまして、令和元年度摂津市一般会計補正予算(第1号)ほか1件、条例案件といたしまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか5件、合計15件のご審議をお願いいたすものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご 可決賜りますようお願いを申し上げます。 開会に当たりましてのご挨拶といたしま

す。

○嶋野浩一朗議長 挨拶が終わり、本日の会 議を開きます。

本日の会議録署名議員は、水谷議員及び 南野議員を指名します。 日程1、議席の一部変更の件を議題とします。

お諮りします。

議席はただいま着席のとおり変更することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、会期決定の件を議題とします。 お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月27日までの15日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、議案第34号など8件を議題と します。

提案理由の説明を求めます。総務部長。 (井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 おはようございます。それ では、提案説明をさせていただきます。

議案第34号、令和元年度摂津市一般会 計補正予算(第1号)につきまして、提案 内容をご説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容 といたしまして、歳入につきましては、幼 児教育・保育の無償化に係るシステム改修 費補助金や、介護保険料の軽減に係る国庫 及び府負担金などとなっております。

歳出につきましては、介護保険特別会計 繰出金のほか、耐震改修補助金や幼児教 育・保育の無償化に係るシステム改修委託 料などの追加補正となっております。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,105万9,000円を追加し、その総額を348億9,805万

9,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款 15国庫支出金、項1国庫負担金2,19 9万3,000円の増額は、低所得者保険 料軽減負担金でございます。

項2国庫補助金2,254万2,000 円の増額は、子ども・子育て支援事業費補助金などでございます。

項3委託金2万9,000円の増額は、 参議院議員通常選挙費委託金でございま す。

款16府支出金、項1府負担金1,09 9万6,000円の増額は、低所得者保険 料軽減負担金でございます。

項2府補助金87万5,000円の増額 は、耐震改修補助金でございます。

款19繰入金、項2基金繰入金1,46 2万4,000円の増額は、今回の補正に 伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金 を増額するものでございます。

次に、歳出についてでございますが、款 2総務費、項4選挙費2万9,000円の 増額は、参議院議員通常選挙投票立会人等 報酬でございます。

款3民生費、項1社会福祉費4,398 万8,000円の増額は、介護保険特別会 計繰出金でございます。

項2児童福祉費996万円の増額は、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育 て支援システム改修委託料でございます。

款6商工費、項1商工費808万2,000円の増額は、プレミアム付商品券発行に係るシステム構築等委託料でございます。

款7土木費、項4都市計画費900万円 の増額は、耐震改修補助金でございます。

以上、議案第34号、令和元年度摂津市 一般会計補正予算(第1号)の内容説明と させていただきます。

続きまして、議案第37号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明いたします。

議案参考資料(条例関係)の21ページ から44ページの新旧対照表も併せてご参 照願います。

まず、附則第6条につきましては、改元 に伴う元号の修正を行うものでございま す。

同様に、附則第9条の2、第10条、第 14条、第15条、第16条、第18条、 第19条、第21条、第23条、第25 条、第26条及び第28条につきまして も、元号の修正を行うものでございます。

附則第34条につきましては、現行の附則第35条を繰り上げるとともに、改元に伴う元号の修正を行い、現行の附則第35条の2を附則第34条の2に改正するものでございます。

附則第35条につきましては、消費税率 改定に伴い、平成32年度燃費基準達成車 のうち、軽自動車の自家用車を令和元年1 0月1日から令和2年9月30日までに取 得した場合は、環境性能割を非課税とする 臨時的軽減措置を講じるものでございま す。

現行の附則第35条の3につきましては、第2項から第4項に、環境性能割の賦課事務を、当分の間、大阪府知事が行うことに関する規定を追加し、附則第35条の2とするほか、環境性能割の非課税に関する特例を市長が定めるものとする規定を附則第35条の3として新設するものでござ

います。

附則第36条につきましては、消費税率 改定に伴う臨時的軽減措置といたしまし て、平成27年度燃費基準プラス10%達 成車等の自家用車で、令和元年10月1日 から令和2年9月30日までに取得した場 合は、環境性能割の税率100分の2を1 00分の1にする規定を追加するものでご ざいます。

附則第36条の2につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例、いわゆるグリーン化特例について、第1項で平成31年度分に限っていた重課税率の規定を、初回車両番号指定月から14年経過した月の年度以降分に改正し、令和2年度分及び令和3年度分の軽課税率の規定を設けるため、第2項から第4項を追加するものでございます。

附則第37条につきましては、附則第36条の2第2項から第4項の追加に伴い、 軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定を設けるものでございます。

附則第40条及び附則第52条につきましては、改元に伴う元号の修正を行うものでございます。

最後に、附則といたしまして、本条例は 令和元年10月1日から施行するものでご ざいます。

以上、議案第37号、摂津市税条例等の 一部を改正する条例制定の件の内容説明と させていただきます。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 それでは、議案第3 5号、令和元年度摂津市介護保険特別会計 補正予算(第1号)につきまして、その内 容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします主な内容に

つきましては、介護保険法施行令の改正に より、摂津市介護保険条例に定める保険料 率の改正が必要となり、それに伴い保険料 の減額を計上するものでございます。

それでは、予算書の1ページをご覧いた だきたいと存じます。

第1条でございますが、既定による歳入 歳出予算の総額につきましては、変更はご ざいません。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料は4,398万8,000円の減額で、介護保険法施行令の改正に伴い、摂津市介護保険条例第4条第1項第1号から第3号に定める保険料率を引き下げることによるものでございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金は4,398万8,000円の増額で、摂津市介護保険条例第4条第1項第1号から第3号に定める保険料率の引き下げに伴う保険料の減額分を国、大阪府、摂津市が負担し、一般会計より減額分と同額を特別会計に繰り入れするものでございます。

なお、歳出につきましては、予算額の変 更はございませんが、保険料の減額分を繰 入金で負担することから、介護サービス等 諸費の財源内訳を変更いたしております。

以上で補正予算内容の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第40号、摂津市介護 保険条例の一部を改正する条例制定の件に つきまして、その内容をご説明申し上げま す。

本件は、国が令和元年10月以降に予定 している消費税率引き上げに合わせまし て、平成27年度から一部実施している低 所得者の保険料について、さらなる軽減を 行うものでございます。

介護保険法施行令が平成31年4月1日 に改正されたことに伴いまして、介護保険 法施行令第39条第5項に定める保険料の 減額割合が拡大され、また、同条第6項及 び第7条において保険料の減額割合が新設 されましたことから、摂津市介護保険条例 第4条第1項第1号から第3号までの保険 料率を変更するものでございます。

なお、議案参考資料(条例関係)50ページの摂津市介護保険条例の新旧対照表を 併せてご参照賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明 申し上げます。

まず、第4条の「平成」の表記を「令和」に改めるとともに、第2項において定める第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料率を、同号の規定にかかわらず、2 万6, 0 5 5 円に改めるものでございます。

次に、第3項を追加し、令和元年度及び令和2年度における第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料率を、同号の規定にかかわらず、3万9,951円とするものでございます。

次に、第4項を追加し、令和元年度及び令和2年度における第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料率を、同号の規定にかかわらず、5万373円とするものでございます。

なお、附則といたしまして、改正後の介護保険条例の規定につきましては、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、従前の例によるものとするものでござ

います。

以上、摂津市介護保険条例の一部を改正 する条例制定の件につきましての提案説明 とさせていただきます。

〇嶋野浩一朗議長 選挙管理委員会事務局 長。

(橋本選挙管理委員会事務局長 登壇)

○橋本選挙管理委員会事務局長 それでは、 議案第36号、特別職の職員で非常勤のも のの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例制定の件につきまして、提 案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料(条例関係)19ページから20ページの新旧対照表も併せてご参照 願います。

本件は、国が地方公共団体に委任しました選挙の円滑な執行を図るため、国が負担する経費を定めております国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、令和元年5月15日に公布・施行されましたことに伴いまして、同法に基づいて定めております選挙にかかわります報酬の額等を改正するものでございます。

それでは、条文に沿って改正内容につき ましてご説明申し上げます。

別表におきまして、選挙長について、日額1万600円から1万800円に、投票所の投票管理者について、日額1万2,600円に、期日前投票所の投票管理者について、日額1万1,000円から1万1,300円に、開票管理者について、1選挙ごと1万600円に、開票管理者について、日額1万700円から1万900円に、同立会人のただし書きの場合については、5,350円から5,450円に、期日前投票所の投票立会人について、日額9,500円に、同立会

人のただし書きの場合については、4,750円から4,800円に、選挙立会人について、1選挙ごと8,800円から8,900円に、開票立会人について、1選挙ごと8,800円から8,900円に、指定病院等における不在者投票所の外部立会人について、日額1万700円から1万900円に改めるものでございます。

また、投票管理者につきましては、投票立会人と同様に、投票時間中の交代が認められることとなりましたことから、投票所及び期日前投票所の投票管理者について、職務時間が投票時間中の2分の1の場合の報酬の額として、それぞれ6,400円から5,650円を加える改正を併せて行うものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するもので、本条例の施行 日以後にその選挙期日、投票日を公示また は告示される選挙について適用し、施行日 の前日までにその期日を公示または告示さ れた選挙につきましては、従前の例による ものといたすものでございます。

以上、特別職の職員で非常勤のものの報 酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例制定の件の提案内容の説明とさせ ていただきます。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 議案第38号、摂津 市放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例制定の件につきまして、提案内容を ご説明申し上げます。

このたびの改正は、本条例第11条第3項において、放課後児童支援員認定資格研修に関する規定がございますが、このたび、根拠法令である厚生労働省令、放課後

児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準が改正されたことに伴い、所要の改正 を行うものでございます。

なお、議案参考資料(条例関係) 45ページから46ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

それでは、条文に沿って内容をご説明申 し上げます。

第11条第3項におきまして、これまで、放課後児童支援員は、保育士資格を有する者など、同項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者でなければならないこととされておりました。このたび、厚生労働省令が改正され、指定都市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

また、附則第2項におきまして、元号の 変更に伴う字句の整備を行うものでござい ます。

なお、附則といたしまして、本条例は公 布の日から施行するものでございます。

以上、摂津市放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例制定の件の提案内容の 説明とさせていただきます。

続きまして、議案第39号、摂津市家庭 的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例制定の 件につきまして、提案内容をご説明申し上 げます。

このたびの改正は、根拠法令である厚生 労働省令、家庭的保育事業等の設備及び運 営に関する基準における従うべき基準が改 正されたことに伴い、所要の改正を行うも のでございます。

なお、議案参考資料(条例関係) 47ペ

ージから49ページの新旧対照表も併せて ご参照願います。

それでは、条文に沿って内容をご説明申 し上げます。

条例第7条第2項におきましては、文言 の整理を行うものでございます。

次に、同条に新たに第4項を加え、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が困難であると認めるときは、その連携施設の確保を不要とするものでございます。

さらに、第5項を加え、前項の規定を適用した場合、家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設または地方公共団体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、適当と認める者を卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないとするものでございます。

第38条第2号は、子ども・子育て支援 法の初出箇所が第7条第5項に移ることか ら、本号中の法律番号を削るものでござい ます。

次に、第46条に第2項を加え、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、適当と認める者については、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。

また、附則第3項におきましては、文言の整理を行うとともに、新設の第46条第2項で特例保育所型事業所内保育事業者は連携施設の確保をしないことができるとしたことから、本条の経過措置の対象から特例保育所型事業所内保育事業者を除くものでございます。さらに、連携施設の確保に係る経過措置を5年から10年に改めるも

のでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は公 布の日から施行するものでございます。

以上、摂津市家庭的保育事業等の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例制定の件の提案内容の説明と させていただきます。

○嶋野浩一朗議長 消防長。

(明原消防長 登壇)

○明原消防長 議案第41号、摂津市火災予 防条例の一部を改正する条例制定の件につ きまして、提案内容をご説明申し上げま す。

なお、議案参考資料(条例関係)51ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

今回の改正は、住宅用防災機器の設置及 び維持に関する条例の制定に関する基準を 定める省令の一部を改正する省令の公布に 伴い、本市火災予防条例に規定する住宅用 防災警報器、いわゆる住宅用火災警報器等 の設置の免除に係る要件等を改正いたすも のでございます。

それでは、条文に沿いましてご説明申し 上げます。

第29条の5第1号では、住宅用火災警報器等の設置免除に係る閉鎖型スプリンクラーヘッドの性能要件について、現行条例で「作動時間が60秒以内」としているものを「種別が一種」と文言を改めるものでございます。

次に、同条第6号は、特定小規模施設用 自動火災報知設備を設置した場合の住宅用 火災警報器等の設置免除について、号を追 加いたすものでございます。

省令の改正に伴い、小規模の民泊施設等においては、自動火災報知設備のかわりに 特定小規模施設用自動火災報知設備を取り つけることが可能となったところでありますが、この場合において、住宅用火災警報 器等の設置を免除することができる旨、規 定いたすものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の 日から施行するものでございます。

以上、議案第41号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を 終わります。

本8件につきましては、議案付託表のとおり常任委員会に付託します。

日程4,報告第3号など2件を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 報告第3号、摂津市税条例 等の一部を改正する条例専決処分報告の件 につきまして、その内容をご説明いたしま す。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年4月1日に施行されることとなったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月29日付で専決処分いたしたもので、同法第179条第3項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

議案参考資料(条例関係)の1ページから14ページの新旧対照表も併せてご参照 願います。

まず、第1条では、附則第9条の2につきまして、消費税率改定に伴う需要変動の平準化策として、平成31年10月1日から平成32年12月末までの間に居住用の

住宅を取得した場合は、個人の市民税の住宅借入金特別税額控除期間を10年間から13年間に延長し、税額控除に係る申告要件を廃止する改正を行うものでございます。

附則第12条及び第12条の2につきましては、地方税法の改正による固定資産税の課税標準の特例について、条項の新設等による条文の整備を行うものでございます

附則第13条につきましては、高規格堤 防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税 額の減額措置について規定するものでござ います。

附則第36条の2につきましては、軽自動車税のグリーン化特例に係る改正を行うもので、平成31年度分に限った重課税率を適用するほか、今回の改正に伴い、不要となった条項の削除及び条項の繰り上げを行うものでございます。

附則第37条につきましては、附則第36条の2の条項の繰り上げに伴う条文の整備を行うものでございます。

次に、第2条では、摂津市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございますが、先ほどご説明させていただきました第1条関係の附則第36条の2の改正が平成31年4月1日施行となりますので、その改正内容と合致するように、附則第36条の2につきまして条文の整備を行うものでございます。

以上、報告第3号、摂津市税条例等の一部を改正する条例専決処分報告の件の内容 説明とさせていただきます。

続きまして、報告第5号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明いたします。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律の一部が令和元年6月1日に施行されることとなったため、地方税法第179条第1項の規定に基づき、令和元年5月15日付で専決処分いたしたもので、同法第179条第3項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

議案参考資料(条例関係)の15ページから18ページの新旧対照表も併せてご参 照願います。

まず、第24条の2につきましては、地 方税法の改正、いわゆるふるさと納税制度 の見直しに伴い、寄附金税額控除において 特例控除対象寄附金を支出した場合は、特 例控除額を加算する旨の改正を行うもので ございます。

なお、この特例控除の対象につきまして は、総務大臣が指定する団体への寄附金が 対象となるものでございます。

附則第9条の3につきましては、寄附金 税額控除における地方税法の改正に伴い、 条文の整備を行うものでございます。

附則第11条につきましては、申告特例 の対象を特例控除対象寄附金とする規定等 の条文の整備を行うものでございます。

附則第11条の2につきましては、所得割の納税義務者が特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知が送付された場合の申告特例控除額の適用について規定するものでございます。

以上、報告第5号、摂津市税条例の一部 を改正する条例専決処分報告の件の内容説 明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 報告が終わり、質疑に入ります。

三好義治議員。

○三好義治議員 報告案件で、この際、1点 確認をしておきたいと思うんですけれど

も、ただいまご説明がありました報告第3 号の中で、今回の報告につきましては、平 成22年度から平成43年度までの住宅借 入金等特別税額控除につきましては延長す るということは理解できます。もう1点の 報告案件の中で、スーパー堤防ができた後 に、住宅がそこで建築された場合に減額さ れるという条文の改正がなされていると理 解しているんですけど、この摂津市内にお いて、スーパー堤防は、過去、十数年前か 二十数年ぐらい前に打ち出されて、国土交 通省が淀川右岸、淀川左岸についてスーパ 一堤防化をしていくと。その中で、摂津市 内においては神崎川緑地公園がスーパー堤 防化をされたんですけど、それ以降、その スーパー堤防化というのが我々の耳には一 切入ってないんですが、この条文を受け て、淀川右岸におけるスーパー堤防化とい うのは、今、どの程度検討されているの か、お聞かせいただきたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 ただいまの質疑にお答えします。

淀川右岸のスーパー堤防化事業につきましては、摂津市域においては、現在、検討はされていないと聞いておりますので、また改めて国土交通省のほうに検討の状況等は確認してまいります。

以上でございます。

- ○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 スーパー堤防化が提唱されて、その当時は地元説明会にも入られて、私もそこで地元説明も受けました。淀川水系においては、200年に一度、1,000まりの豪雨が降ったときに、この点について、水害対策としては、スーパー堤防化というのはこれからの時代の防災の観点からいったときに欠かせない事業であるとい

う話を伺った過去の経緯がありまして、そのとき、スーパー堤防化をする場合には、 鳥飼地区とか一津屋地区に関しましては、 府道大阪高槻線までが全てスーパー堤防化 になるという青写真が描かれたんですね。 だから、その当時は、本当にこのスーパー 堤防ができるのかという実態調査もしてい ただきたいということの申し入れもしまし

今回、この条例に挙げられているスーパー堤防化が完成したときに減額がなされるというのは、摂津市においては空論になってくると思うんですけども、そういったことに対する条例制定のあり方についてはどのように考えられているんですかね。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 お答えいたします。

今回の法律改正に伴います条例の改正で ございますが、スーパー堤防は空論ではな いかというご質疑でございますけれども、 我々としましては、税の体系上、仮にスーパー堤防化の可能性が低いといたしまして も、法律が変わって、可能性がある限り改 正していくというスタンスでございます。 どうぞよろしくお願いします。

- ○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 税の立場からいったら、そ ういう立場なんだということです。

この際、建設部長に。これは要望として おきますので。4月から就任されて、過去 の経緯もこれからまた調べていただきたい と思うので。

現在、国土交通省が過去に提唱されたこの淀川右岸・左岸に対するスーパー堤防化の青写真はどのようになっているのか、今後、改めてどこかの場所でご説明いただくことを要望いたしまして質疑を終わりたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本2件につきましては、委員会付託を省 略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を 終わります。

報告第3号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方 の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一朗議長 起立者全員です。 よって、本件は承認されました。 報告第5号を採決します。 本件について、承認することに賛成の方

本件について、承認することに貧成の方 の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一朗議長 起立者全員です。 よって、本件は承認されました。 日程5、報告第4号など5件を議題とします。

報告を求めます。建設部長。

(高尾建設部長 登壇)

○高尾建設部長 報告第4号、損害賠償の額 を定める専決処分報告の件について、その 内容をご報告申し上げます。

本件は、平成30年7月1日に発生いた しました道路管理瑕疵による歩行者負傷事 故であり、令和元年5月7日に、地方自治 法第180条第1項の規定により専決処分 をしたもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故名、事故発生状況、損害賠償の相手 方、損害賠償の額、過失割合は、専決第3 号に記載のとおりでございます。

事故の経緯につきましては、平成30年7月1日日曜日午後11時20分ごろ、相手方が新在家一丁目10番地内の市道鳥飼八防和道線を歩行中に、ふたが一部欠損していた側溝に足が落ち込み、右大腿及び右前腕打撲傷並びに右前腕皮膚欠損創を受傷したものでございます。

損害賠償につきましては、公益社団法人 全国市有物件災害共済会へ事故現場の状況 を報告し、協議をいたしましたところ、過 失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を 本市20%、相手方80%と判定され、相 手方との話し合いの結果、治療費、慰謝料 の合計額20万7,063円を支払うこと で、令和元年5月7日、相手方と示談が成 立したものでございます。

なお、当該損害賠償金につきましては、 同共済会よりその全額が本市に補填される ものでございます。

また、事故後の現地の対応といたしましては、相手方より事故の報告を受けた平成30年7月13日に、事故箇所にカラーコーンを設置して応急復旧するとともに、8月2日には、ふたを設置して欠損箇所の復旧が完了しております。

現在、本市が管理する約230キロメートルにおきまして、1週間程度で一巡するよう管理点検を実施しておりますが、今回のような側溝の欠損は見受けられておりません。

今後におきましても、道路パトロールや 市民からの情報提供を受けまして、早期発 見、迅速な対応に努めてまいります。 以上、報告第4号、損害賠償の額を定め る専決処分報告とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 報告第6号、平成30年度 摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件に つきまして、その内容をご説明いたしま す

本件につきましては、平成30年度補正 予算第5号、第7号及び第8号において繰越明許費の設定をお願いいたしたところで ございますが、今般、翌年度への繰越額が 確定いたしましたので、地方自治法施行令 第146条第2項の規定により、繰越明許 費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げる ものでございます。

繰越計算書の内容につきまして、款 2 総務費、項 7 保健体育費の体育施設維持管理事業では、設定金額 1,5 2 3 万 1,0 0 0 円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

この財源は、全て一般財源でございます。

次に、款3民生費、項2児童福祉費の民間保育所等施設整備補助事業では、設定金額1,989万円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳といたしましては、国府支出 金1,768万円、残り221万円が一般 財源でございます。

次に、款6商工費、項1商工費の商品券 発行事業では、設定金額6,223万円に 対し、その全額を翌年度に繰り越すもので ございます。

この財源は、全て国府支出金でございます。

次に、款 8 消防費、項 1 消防費の大阪北 部地震等災害対策事業では、設定金額 3, 000万円に対し、2,811万7,00 0円を翌年度に繰り越すものでございま す。

この財源は、全て一般財源でございます。

次に、款 9 教育費、項 2 小学校費の小学校施設改修事業では、設定金額 2 億 2,2 8 0 万 6,0 0 0 円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳といたしましては、国府支出 金3,638万5,000円、地方債1億 8,610万円、残り32万1,000円 が一般財源でございます。

最後に、款9教育費、項3中学校費の中 学校施設改修事業では、設定金額3億16 6万9,000円に対し、その全額を翌年 度に繰り越すものでございます。

財源の内訳といたしましては、国府支出 金6,038万2,000円、地方債2億 4,100万円、残り28万7,000円 が一般財源でございます。

以上、報告第6号、平成30年度摂津市 一般会計繰越明許費繰越報告の件の内容説 明とさせていただきます。

続きまして、報告第7号、平成30年度 摂津市一般会計事故繰越し繰越報告の件に つきまして、その内容をご説明いたしま す。

本件につきましては、昨年の大阪北部地 震及び台風21号の影響で損壊した市立集 会所の修繕に係る事故繰越額が確定いたし ましたので、地方自治法施行令第150条 第3項の規定により、事故繰越し繰越計算 書を調製し、ご報告申し上げるものでござ います。

繰越計算書の内容につきまして、款2総 務費、項1総務管理費の市立集会所管理事 業では、市立第6集会所の修繕工事に係る 資材等の調達に多大な影響が生じ、当初契約期間内での完了が困難となったため、 1,063万2,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳といたしましては、地方債 1,060万円、残り3万2,000円が 一般財源でございます。

以上、報告第7号、平成30年度摂津市 一般会計事故繰越し繰越報告の件の内容説 明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 上下水道部長。

(山口上下水道部長 登壇)

○山口上下水道部長 報告第8号、平成30 年度摂津市下水道事業会計継続費繰越報告 の件につきまして、その内容についてご報 告申し上げます。

本件につきましては、平成30年度補正 予算第1号で計上していたところでござい ますが、このたび、翌年度への繰越額が確 定いたしましたので、地方公営企業法施行 令第18条の2第1項の規定により、繰越 計算書を調製し、ご報告するものでござい ます。

その内容につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費、公共下水道整備事業の東別府雨水幹線建設負担金で、平成30年度の予算計上額2,000万円に対しまして、平成30年度の支払義務額が発生しておりませんので、2,000万円全額を翌年度に繰り越しするものでございます。

財源の内訳は、企業債1,000万円、 国からの交付金1,000万円でございます。

以上、下水道事業会計継続費繰越報告の 内容のご説明とさせていただきます。

続きまして、報告第9号、平成30年度 摂津市下水道事業会計予算繰越報告の件に つきまして、その内容についてご報告申し 上げます。

本件につきましては、平成30年度当初 予算及び補正予算第2号で計上していたと ころでございますが、このたび、翌年度へ の繰越額が確定いたしましたので、地方公 営企業法第26条第3項の規定により、繰 越計算書を調製し、ご報告するものでござ います。

その内容につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費、公共下水道整備事業の三箇牧鳥飼雨水幹線工事で、予算計上額2億9,594万6,000円に対し、平成30年度の支払義務発生額6,358万3,000円を除いた2億3,236万3,000円を翌年度に繰り越しするものでございます。

財源の内訳は、企業債2,500万円、 国からの交付金8,000万円、高槻市からの工事負担金1億2,731万4,52 2円、損益勘定留保資金4万8,478円 でございます。

以上、下水道事業会計の予算繰越報告内 容のご説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 報告が終わり、質疑があればお受けいたします。

渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 報告第4号、損害賠償の額 を定める専決処分の報告の件について、ち ょっと質疑したいと思います。

高尾部長におかれましては、大阪府から 摂津市に来はって間なしで非常に質疑が集 中するのは恐縮なんですけど、前回の議会 でも道路のそういう不備によって損害賠償 が発生したわけです。その当時の部長も、 パトロールをしっかりと行うというご答弁 をされておったわけですけど、そのパトロ ールの内容ですね。先ほど、230キロメ ートルですかね、摂津市全域の道を2週間 かけて全部回る、そういうご答弁をされて おったんですけど、そのエリア分けとか人 数、それから、車で回るのか、自転車で回 るのか、また原動機付自転車で回るのかと か、対応は大体分かるんですけど、どのよ うな報告を受けているのか、その辺をちょ っとご答弁いただきたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 ただいまの質疑にお答えします。

日常の道路パトロールとその報告の内容ということでございますが、日常の道路パトロールにおきましては、まずは市内を五つのブロックに分けまして、1日1ブロックを巡回点検ないしは応急の対応を行っております。毎日、その巡回している内容と応急復旧の内容は報告を受けております。1週間の平日5日で全5ブロックを巡回しております。このほかに、年間で徒歩による歩行点検、それから車両による街路樹の点検、照明灯の道路標識点検、舗装の測定点検、それから橋梁の法定の定期点検がございます。さまざまな点検管理を実施して道路パトロールを実施しております。

日常の道路パトロールにおきまして、平時におきましては、車1台に2人の人数、運転手と点検という形で行っております。 以上でございます。

- ○嶋野浩一朗議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 報告は部長がそうやって受けているわけですよね。

それで、例えば、車でずっと一巡して、 時間を何分かけて行くという細かいことは いいんですけど、それで道路の不備とか、 側溝が外れて穴があいておるとか、そうい うことを果たしてどこまで認知できるのか というのは非常に疑問を持つわけですよ ね。やっぱりパトロールをするには、そういう形でしっかりと意識を持ちながらパトロールをしないとだめなわけで、それも複数でやっているわけですから、それぞれ確認しながら、単にドライブしとるわけじゃないわけですから、そういうしっかりとした確認が要るわけです。

今回、こういうおけがをされたということで、非常にこれは大変なことだと思いますけど、幸いなことに命にはかかわりがなかったわけです。ただ、こういう側溝において、例えば幼児とか障害者の方々がもしかそこに落ちたときに、ひょっとしたら命にかかわるようなことが発生する可能性もあるわけですよね。もしかそういうことになったときに、いや、パトロールをしていますということで市民に説明できるのかということですよね。

だから、ずっとこれを言っていったら、かわってきたばかりで非常に気の毒なので、これは要望にしておきたいんで議論しながら、これは100%しっかりとするというのはなかなかできないけど、やっぱり市民の安心と安全を守るというのはなかなかできないけど、やっぱり市民の安心と安全を守るというのはなから、もっともっと慎重に、もっともっと厳密にパトロールする必要があると思いますので、これはしっかりと部で話し合いをし、それで、よく行政で報連相と言われているんですけど、その辺も明確に対応していただきたい、そのように要望しておきます。

以上です。

- ○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 報告第4号、報告第8号、 報告第9号について質疑しておきたいと思 います。

今、渡辺議員からも質疑がありましたけ ど、この報告第4号につきまして、私も現 地を確認してまいりました。これは、今議 論がありましたように、道路パトロールで 車両から見れるような箇所ではないと私は 判断しておりまして、実際に側溝の手前に 車寄せのための石も置いていまして、この 角っこの側溝というのはなかなか見えづら いところですね。そのような道路形態で、 それと、摂津市は開放型側溝が結構あるん ですね。そういったところに足を踏み込ん だときに、やっぱりこういった損害賠償が 出るのかということもいささか疑問があり まして、質疑の趣旨といたしましては、今 回は保険料額が8対2で、摂津市が2割と なっておりますけど、あの現場を見ます と、私はもうちょっと主張しておってもよ かったのではないかという感がするんです けどね。だから、その辺についてはどのよ うな判断をしているのか、お聞かせいただ きたいと思います。

それと、報告第8号、報告第9号につき ましては、それぞれ地方公営企業法の施行 令で条文が違いますけど、継続費の繰越額 についてなんですが、同じ公共下水道の事 業であるのに、出しておる表がいろいろま ちまちになっていますね。だから、東別府 の継続費の繰越額を参考にさせていただき ますと、本来ならば事業名が書かれて、継 続費の総額があって、平成30年度の継続 費の予算現額が書かれて、それの内訳が翌 年度の逓次繰越しの表になっていて、見や すくなっているんですね。ところが、三箇 牧のほうに関しましては、予算総額がまず 出てきて、支払発生額が出てきて、その残 りがどうなっているかという表の一貫性が ないんです。この条文の第18条と第26 条によってこれだけ書式が変わってくると

いうことがいささか疑問であって、統一ができないのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 三好義治議員の側溝の件に ついてお答えします。

まず、側溝は、道路法における道路附属 構造物でありまして、原則はふたを設置い たしません。しかし、今回の事故現場のよ うな狭隘な道路におきまして、側溝の上部 を通行の用に供して、通行の幅員を確保す る必要がある箇所につきましては、本市が ふたを設置、管理している箇所でございま す。この箇所について管理責任が伴います ため、相応の過失が認められた部分は管理 瑕疵に当たります。

今回の過失割合の本市20%、相手方8 0%というところにつきましては、委託す る公益社団法人のほうから判定されまし て、令和元年5月7日に本市と相手方で示 談が成立したものでございますが、まず、 本市の過失といたしましては、これまで側 溝にふたがあったものが、ふたがない状態 になっていたことは、通常備えるべき安全 性を欠いており、道路管理瑕疵に当たった として損害賠償をする責任があると認定さ れたものでございます。また、一方、相手 方の過失といたしましては、十分に歩行速 度を落とし、前方を注視していれば、事故 を未然に防止できていたと推測され、飲酒 後に足の踏ん張りがきかない状態で歩行 し、注意義務を怠ったと勘案され、過失が あると認定されたものでございます。

以上でございます。

- ○嶋野浩一朗議長 上下水道部長。
- 〇山口上下水道部長 三好義治議員のご質疑 にお答え申し上げます。

継続費逓次繰越しの繰越報告の様式と建

設改良費繰越しの様式とが違う様式になっていると、これを見やすくするために統一できないかというご質疑だったかと思います。

先ほどから、一般会計につきましては、 繰越明許費ということで、繰越報告の件、 それから事故繰越報告の件がございました けれども、公営企業におきましては繰越明 許という制度はございませんで、地方公営 企業法第26条第1項に、予算を構成せず して、いわゆる繰越明許費と申しますのは 予算の一部を構成しているんですけれど も、報告第9号のほうにつきましては、あ くまでも年度予算、資本的支出の建設改良 費であれば、その事業が完了しなければ、 残額について市長に報告をすると。そし て、5月31日までに市長に報告をしてか ら、直近の議会で報告をするということに なってございます。この様式については、 地方公営企業法施行規則のほうで決まって おります。

それから、継続費でございますけれども、継続費の報告の件につきましては、地方公営企業法施行令第18条の2のほうで報告義務が定められておりまして、継続費そのものについては地方自治法の中で予算の1項目をなしておりますけれども、この継続費は、公営企業の予算においてもその一部を構成するものでございます。ただ、様式につきましては、損益勘定留保資金でございますとか、やはりちょっと一般会計と形が違いますので、地方公営企業法施行規則の中でこれも様式が定められておりますので、それに従った形で今回ご報告申し上げたところでございます。

以上でございます。

- ○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 報告第4号につきまして

は、また調査もしていただきながら、ただ、やっぱり故意的なけがをされた場合の見解もまたしっかりと持っていただきながらやったらいいんじゃないかと思いますので、これは要望しておきます。

それと、今、報告第8号、報告第9号で 部長に説明いただいているものが、全然私 は理解できなくて、報告第8号、継続費で 繰越明許を行う場合には市長に対して報告 をしなければならない、この法律の定めに 基づいて専決処分しながら報告をしてい る、この部分は理解しているんですよ。だ から、同じ公共下水道で三箇牧と東別府の 事業を今やっている中で、その報告する書 式が何でこれだけ大幅に変わっているんで すかということを質疑しているんですね。 一般会計の事業継続費の表と公共下水道を 見比べたらその理由はわかるんですけど、 同じように公共下水道の法律に基づいて今 事業を行っている中で、こういった書式が 変わっているのはなぜですかということを 聞いているので、この点について明確にお 答えをいただきたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 上下水道部長。
- 〇山口上下水道部長 建設改良費繰越しにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、一般会計にはない制度でございます。 再度になりますけれども、予算を構成するものでもございません。ですから、ここでは、あくまでも予算計上額に対して支払義務発生額は幾らと、それについて、その支払義務発生額を除いた残額について幾ら繰越しをするのかということと、それの財源内訳を明記させていただいて、不用額があれば不用額を書くという形になってございます。

基本的に、継続費も建設改良費繰越しも、言ってみれば繰越明許費も、一つは、

予算単年度主義、会計年度独立の原則の例 外になったものかと思いますけれども、そ の様式につきまして、なぜこういう形で違 うのかと言われましても、私どもとしまし ては、やはり規則にのっとった形での報告 という形をとらせていただくしかないのか と思っておりますので、我々を拘束といい ますか、それにのっとって仕事をしており ますので、それ以上のことはなかなか申し 上げることはできないんですけれども、継 続費につきましても、継続費の総額につき ましては4年間の継続費でございますけれ ども、予算計上額、それから前年度の逓次 繰越額、逓次繰越しの場合につきまして は、4年間の継続費でございましたら、1 年目の今回は2,000万円、継続費の継 続をするわけでございますけれども、最終 年度、4年目の令和4年まで繰り越して使 用できるということでございますので、翌 年度への逓次繰越額、そして、翌年度逓次 繰越額に係る財源内訳という、このような 形の様式になっておるのではないかとは思 っております。

以上でございます。

- ○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 よくわからないということをまた申し上げておきます。款項の中では、それぞれ資本的支出であり、建設改良費であり、中身を見ますと、継続費の総額と予算計上額の差異がありまして、翌年度への逓次繰越額と、継続費だったら翌年度への繰越額という表現に変わっているような中身でございまして、同じような表に何でできないのかということを質疑しているわけで、今答弁を聞いていても、この場で明確な答弁は得られないと思いますので、また一度研究もしていただきながら、我々に対してよりわかりやすい説明をしていた

だきながら進めていただくことを要望して 質疑を終わりたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございますでしょ うか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 以上で質疑を終わりま す

日程6、常任委員会の所管事項に関する 事務調査報告の件を議題とします。

本件について、総務建設、文教上下水 道、民生常任委員長から報告を行いたいと の申し出がございますので、これを許可し ます。

総務建設常任委員長。

(渡辺慎吾総務建設常任委員長 登壇)

○渡辺慎吾総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の所管事項に関する事務調査について報告します。

去る3月15日の第1回定例会中の委員 会において調査事項等を決定の上、3月2 8日の本会議で閉会中の継続調査となりま した所管事項に関する事務調査について、 委員全員参加の中で調査を実施しました。

その内容は、5月23日に熊本県宇土市 の熊本地震について、並びに、5月24日 に佐賀県佐賀市の自転車利用環境整備につ いてであります。

なお、その詳細につきましては、議長に 報告しています。

以上、報告します。

○嶋野浩一朗議長 文教上下水道常任委員 長。

(安藤薫文教上下水道常任委員長 登壇)

○安藤薫文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の所管事項 に関する事務調査について報告します。

去る3月18日の第1回定例会中の委員 会において調査事項等を決定の上、3月2 8日の本会議で閉会中の継続調査となりま した所管事項に関する事務調査について、 委員全員参加の中で調査を実施しました。

その内容は、5月22日に千葉県我孫子市の子どもの居場所づくり事業について、並びに、5月23日に埼玉県戸田市の保育士確保定着への取り組みについてであります

なお、その詳細につきましては、議長に 報告しています。

以上、報告します。

- ○嶋野浩一朗議長 民生常任委員長。 (森西正民生常任委員長 登壇)
- ○森西正民生常任委員長 ただいまから、民 生常任委員会の所管事項に関する事務調査 について報告します。

去る3月18日の第1回定例会中の委員会において調査事項等を決定の上、3月28日の本会議で閉会中の継続調査となりました所管事項に関する事務調査について、委員全員参加の中で調査を実施しました。

その内容は、5月15日に東京都足立区 のあだちベジタベライフと糖尿病予防につ いて、並びに、5月16日に群馬県前橋市 のまえばしフードバンク事業と食品ロス削 減の取り組みについてであります。

なお、その詳細につきましては、議長に 報告しています。

以上、報告します。

○嶋野浩一朗議長 委員長の報告は終わりま した。

以上で本日の日程は終了しました。 お諮りします。

6月14日から6月25日まで休会する ことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。 (午前11時14分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署 名する。

摂津市議会議長 嶋 野 浩一朗

摂津市議会議員 水 谷 毅

摂津市議会議員 南野直司

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

令和元年6月26日

(第2日)

令和元年第2回摂津市議会定例会継続会会議録

令和元年6月26日(水曜日) 午前10時 開 会 摂 津 市 議 会 議 場

雅彦

慎 吾

俊 範

暁 彦

義 治

博

毅

豊

藤浦

水 谷

渡 辺

三 好

三 好

松本

嶋 野 浩一朗

П

野

弘

1 出席議員 (18名)

1	番	福	住	礼	子		2	番
3	番	安	藤		薫		4	番
5	番	村	上	英	明		6	番
7	番	南	野	直	司		8	番
9	番	増	永	和	起	1	0	番
1 1	番	森	西		正	1	2	番
1 3	番	楢	村	_	臣	1	4	番
1 5	番	香	Ш	良	平	1	6	番
1 7	番	光	好	博	幸	1	8	番

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副市長	奥 村 良 夫
教 育 長	箸尾谷 知 也	市長公室長	山 本 和 憲
総 務 部 長	井 口 久 和	市民生活部長	松方和彦
環境部長	山 田 雅 也	保健福祉部長	野村眞二
保健福祉部理事	平 井 貴 志	建設部長	高 尾 和 宏
上下水道部長	山 口 猛	教 育 委 員 会 教 育 次 長 兼 教 育 総 務 部 長	北 野 人 士
教 育 委 員 会 次世代育成部長	小林寿弘	監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	橋本英樹

修

1 出席した議会事務局職員

防

消

事務局長牛渡長子

長

明原

事務局次長溝口哲也

1 議 事 日 程

1,

暁 彦 議員 松本 楢村 _ 臣 議員 藤浦 雅 彦 議員 村 上 英 明 議員 光 好 幸 議員 博 水 谷 毅 議員

義 治 議員

一般質問

三 好

1 本日の会議に付した事件 日程1

(午前10時 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議 を開きます。

本日の会議録署名議員は、弘議員及び増 永議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。 順次質問を許可します。 松本議員。

(松本暁彦議員 登壇)

○松本暁彦議員 おはようございます。

それでは、順位に基づき質問をさせていただきます。

まず、児童・生徒の学ぶことへの動機付けとそのモチベーションを支える包括的教育施策についてですが、平成30年度学力定着度調査において、夢や目標を持っていると答えた児童の割合は全国平均並みですが、平日に2時間以上テレビやゲームをするという回答が全国平均に比べ明らかに多いという現状について、どう分析されているのか、お聞かせください。

次に、学童保育の民間委託における円滑な事業実施に向けた取り組みについてですが、来年4月から円滑に事業を実施するためには、保護者の不安をいかに軽減できるかが重要であります。今議会前の協議会で事業者の募集要項や業務の仕様書の説明が行われました。改めて、不安軽減策を募集要項、仕様書で反映しているのか、お聞かせください。

次に、つながりのまち摂津の実現への障がい者支援施策についてですが、共生社会の実現を目指し、2013年4月から障害者総合支援法が施行され、自立支援給付が開始、就労支援事業所等の運営には民間企業やNPO法人も加わり、また、2018年4月以降、障害者雇用促進法の法定雇用率も上げられています。

本市でも、これまでの障害福祉が大きく 影響を受けているかと思いますが、本市の 現状についてお聞かせください。

次に、千里丘駅西地区再開発との連携も 含めた健都の魅力あるまちづくりについて ですが、昨年の第1回定例会の再開発に関 する答弁で、市長は、再開発の予定地だけ でなく、北大阪健康医療都市の状況なども 視野に入れ、魅力あるまちづくりを検討し てまいるとおっしゃられました。

そこでまず、JR千里丘駅西地区再開発 の現況についてお聞かせください。

次に、災害時の公共施設におけるLPガス・石油による非常用電源の確保について。

大阪北部地震では、多くの地域で停電や都市ガス途絶が発生しました。改めて、電気、ガス、水道のインフラが途絶した市の状況について、公共施設も該当したものがあったのかも含めてお聞かせください。

次に、まちごと・丸ごと防災体制の実現に向けてですが、教育委員会としてしっかりと防災に取り組むことが求められています。なぜなら、災害発生時に子どもたちを守るのは、家庭、地域、そして学校であり、平時から連携することが重要です。改めて、大阪北部地震ではどのような対応をとられたのか、お聞かせください。

最後に、実現に向けたリーダーシップについてですが、まず、大阪北部地震等の教訓対応での地域防災計画の修正状況についてお聞かせください。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁を求めま す。教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 平成30年度に小学生対象 に実施しました摂津市学力定着度調査につ いてのご質問にお答えいたします。

調査結果から、本市の子どもたちは、将 来の夢やなりたい自分像は全国並みに持っ ていると考えられます。しかし、3年生以 上で2時間以上テレビやDVDを見たりゲ ームをしていると答えた児童の割合は、全 国平均に比べ10ポイント程度高く、学年 が上がるにつれてその割合が増える傾向が ございます。それから考えますと、子ども たちには抱く夢やなりたい自分像はあるも のの、夢の実現に向けて今何をなすべき たちには抱くずの準備時間に充てるよりも、 学習等の夢への準備時間に充てるよりも、 ゲーム等に費やす子どもが全国と比べると 多いと捉えております。

続きまして、大阪北部地震時の対応についてのご質問にお答えいたします。

大阪北部地震では、市内さまざまな施設 と同様に、本市の小・中学校施設も大きな 被害を受けました。教育委員会といたしま しては、地震発生直後から、小・中学校と 連携して、児童・生徒の安全確保を最優先 に、学校施設及び通学路の緊急点検を実施 いたしました。その中で、直ちに全教育施 設のブロック塀点検を行い、危険度の高い ものについては、発災後7週間以内に撤去 工事を行いました。また、児童・生徒は、 小・中学校とも保護者に学校へ迎えに来て いただき、下校をさせました。一部、すぐ にお迎えに来ていただけなかった方につい ては、午後、お迎えに来ていただくまで学 校で児童・生徒を見守ることはございまし たが、引き渡し訓練を行っていなかった中 学生も含め、おおむね円滑に保護者に引き 渡すことができました。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。 (小林次世代育成部長 登壇) ○小林次世代育成部長 学童保育の民間委託 についてのご質問にお答えいたします。

学童保育室運営業務募集要項及び運営業 務委託仕様書につきましては、摂津市子ど も・子育て会議に部会を設置し、ご協議い ただき、作成してまいりました。これまで 直営で運営していた学童保育室を民間事業 者が運営することによる保護者の不安に対 しましては、本市での初案件ということを 考慮し、受託事業者の対象を、本市におい て認定こども園等の運営実績がある社会福 祉法人、学校法人としております。また、 引き継ぎに関しましては、実地での引き継 ぎを30日以上確保することとしておりま す。これらのことを通して、保育の質を担 保するとともに、新たに運営に携わる指導 員と児童の間で信頼関係を築くことで、保 護者の不安軽減を図ってまいりたいと考え ております。

- ○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。 (野村保健福祉部長 登壇)
- ○野村保健福祉部長 障害福祉に関する本市 の現状についてのご質問にお答えいたしま す

障害者を取り巻く環境は、近年、目まぐるしく変化しており、法律も整備されてきております。その背景には、国連障害者権利条約への批准が大きく関係しているものと考えております。社会全体においての障害者に対する理解が深まり、障害者の社会参加が進んでいることから、障害福祉サービスに参入する事業所も増加しております。

摂津市内におきましても、平成30年度では、居宅介護・重度訪問介護事業所が6か所、就労継続支援A型事業所が2か所など、複数の事業所が新たに開設されております。また、大阪市内など他市におきまし

ても、多数の新たな事業所が開設されております。

サービスを提供する多くの事業所が存在することは、障害者にとって、事業所を選択する幅が広がり、好ましい状況とはなっておりますが、一方で、自分に合った事業所を探し、他市の事業所を選択する傾向も見受けられます。このことから、摂津市内の事業所においては、利用者の確保に苦慮している現状にあると伺っております。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

(高尾建設部長 登壇)

○高尾建設部長 千里丘駅西地区まちづくり 事業の現況についてのご質問にお答えいた します。

千里丘駅西地区まちづくり事業については、市が施行者となり、市街地再開発事業を実施するため、道路や駅前広場などの公共施設及び商業・業務施設や住宅などを建築する再開発計画案を作成しました。

事業の実施に向けては、まずは、今年 度、都市計画手続において、事業を実施す る区域、道路の幅員や延長、駅前広場の区 域や面積、おおむねの建築面積や床面積な どの決定を目指してまいります。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 大阪北部地震でのライフラインの被害についてのご質問にお答えをいたします。

まず、電気につきましては、発災直後に 720戸が停電いたしましたが、全て同日 中に回復をいたしました。

次に、都市ガスにつきましては、本管破損により、鶴野地区において1,208戸が6月24日まで供給停止となっておりました。

最後に、水道につきましては、本管破損

による断水はございませんでしたが、宅内 漏水が40戸発生し、発災日のうちに修繕 を完了いたしております。

また、ライフラインの被害の影響を受け た公共施設はございませんでした。

続きまして、地域防災計画の改訂作業状況についてのご質問にお答えをいたします。

この改訂につきましては、大きく二つの 工程に分けて作業を進めているところでご ざいます。

まず、一つ目の工程といたしましては、 淀川の想定浸水深の見直しのほか、気象警報等の発表基準の変更や、要配慮者利用施 設リストの追加などの修正作業を行っております。これにつきましては、おおむね作 業は終了しており、先月、大阪府と1回目 の内容確認の協議を行ったところでございます。

次に、二つ目の工程といたしましては、 大阪北部地震の経験を踏まえた地域防災計画の修正でございます。既に昨年度、庁内の検証作業を通じまして、初動体制や情報連携、班体制の見直しなどの課題が明らかとなりましたので、これらの対策を盛り込む形で、本年度末ごろには地域防災計画の改訂版をリリースする予定でございます。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 それでは、これ以降は一問 一答形式でお願いします。

まず、動機付けとそのモチベーションを 支える包括的教育施策についてですが、夢 と学ぶこととがリンクしていない子どもが 多いという現状は理解しました。私は、こ れが学力向上への最大の課題と認識してい ます。名教師と評された方々の講演をしば しば聞く機会がありますが、総じて共通す ることは、子どもたちのやる気をいかに引 き出すかというところに尽きます。よって、夢をより将来への具体的な目標に変え、夢を達成するために学ぶことが大切であることを意識させる学ぶことへの動機づけ、子どもたちのやる気スイッチを押すことが必要ですが、どうお考えかお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 子どもたちが将来の生き方 や進路に夢や希望を持ち、その実現に向け て主体的に学んでいくための動機づけは必 要であると考えております。そのために、 小・中学校の連携した9年間を見据え、学 ぶことと将来のつながり、見通し、職業 的・社会的自立に向けた資質・能力を育む 教育、いわゆるキャリア教育を推進いたし ております。例えば、キャリア教育の中 で、小学校3年での校区探検や中学校2年 での職場体験などを実施し、地域や事業所 の方々、モデルとなる大人から学ぶこと や、自分の好きなものや得意なこと、やっ てみたいことなど、今の自分について考え ることを通して将来の夢に向けた学習意欲 の向上につなげていきたいと考えておりま す。
- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 現状を踏まえ、さらに動機 づけを意識すべきかと思います。子どもた ちのそれぞれの年齢、状況に応じ、やる気 スイッチがあり、将来目標を抱くために参 考となるキャリア教育や本物に触れさせる 場を増やすこともよいかと思います。そし て、やる気スイッチを押し、そのモチベー ションを維持するための施策も必要になり ます。目標達成への継続的支援が重要で す。これについてどうお考えか、お聞かせ ください。
- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○北野教育次長 ご指摘のとおり、将来の夢 を実現するためには、目標の達成のため、 継続して努力することが大切でございま す。

現在、学校では、子どもたちが将来の夢について作文を作成したり、卒業式、宿泊行事で発表する機会を設けております。また、学年や学期ごとに、なりたい自分や身につけたい力などの目標設定を行っております。その上で、教員は、子どもたちの目標に向けた取り組みに対し、文章や声かけを通して支援をいたしております。教育委員会といたしましては、それぞれの取り組みがキャリア教育の充実を図るとともに、系統立ったものになるよう指導してまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ぜひ一貫性ある指導を要望 いたします。

なお、3人のお子さんが全員薬剤師になられたという方の話で、子どもたちに常日ごろ、将来どうなりたいのかを問い、自分でどうすべきかを考えさせ、その上でやりたいことをサポートしていたと聞きました。主体的に、対話的に、そして深く学ばせることを体現しています。この例も踏まえ、学ぶことの動機づけ、モチベーションを発揮できる環境の提供、これらはいずれも欠けてはならないものと認識していますが、どうお考えかお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 教育委員会といたしましては、学ぶことに対する動機づけやその意欲を維持し、そのための環境を整えることが重要だと捉えております。そのためにも、 摂津SUNSUN塾や、各小学校で実施し

ております放課後しゅくだい広場を充実させ、子どもが学びたいときに学ぶことができる環境づくりを進めております。また、子どもの周りにいる多くの大人が、日々の頑張りを認め、子どもの新たに学ぼうとする気持ちにつなげていくためにも、学校と家庭、地域とが連携し、つながることが重要であると捉えております。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 三つが必要であること、また、家庭、地域も当然連携が必要であると 理解しました。その上で、これについて、 教員の負担も考慮し、学校個々に任せるだけではなく、教育委員会として全体の取り 組み、方向性は示すべきかと思いますが、 どうお考えかお聞かせください。
- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 子どもたちの学ぶことの動機づけについては、教育委員会としても重要であると捉えております。

本市では、子どもたちに、社会や集団とのかかわりの中で、他人の役に立った、認めてもらったという、いわゆる自己有用感を育むことが学ぶことの動機づけにつながると考え、取り組んでおります。具体的には、昨年度、第五中学校をモデル地区として行われた、中学2年生が小学1、2年生に算数の授業をし、学習内容を丁寧に教え、小学生に頼られることを通して自己わく交流会などが挙げられます。今後は、わく交流会などが挙げられます。今後は、このような自己有用感を育むことなどを通して、学ぶことの動機づけを組織的に進められるよう、キャリア教育や小・中一貫教育の推進に努めてまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 組織的取り組みについて、 ぜひとも進めていただきたいと思います。

最後に、学ぶことは、点数を上げるためではなく、夢に近付くためであるという意識づけが大切であります。その上で、最も身近な教員が見本となる大人として児童・生徒とともに成長していくプラスのスパイラルをつくるように意識して施策に取り組むことも併せて要望いたします。

次に、学童保育の民間委託における円滑な事業実施に向けた取り組みですが、不安軽減策も反映した仕様書であると理解しました。会派としても、保護者の不安軽減策について要望させていただいたことも反映しており、評価いたします。

一方で、プロポーザルに応募していただ く事業者に対しても、安心して受託できる ような対策も必要と思いますが、お考えを お聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 プロポーザルに応募 いただく事業者に対しましては、プロポー ザルを年度の前半に実施し、事業者を決定 することによって、指導員の人員確保の期 間や業務の引き継ぎ期間が一定確保できる ものと考えております。また、実地での引 き継ぎに係る費用の一部を本市が負担する ことによって、事業者にとって安心して受 託できることにつながるものと考えており ます。
- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 対策については理解をしました。その上で、受託事業者としっかりと連携し、事業者も保護者も不安を解消しつつ、円滑に児童が安心して過ごせる事業実施ができるよう、民間委託を進めていかなければなりませんが、どうお考えかお聞かせください。
- ○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 事業者決定後、速や

かに業務の引き継ぎにかかり、委託後には 保護者、事業者、市との意見交換の場や、 現地での実施検証、保護者へのアンケート 調査などを行い、児童、保護者の不安軽減 に努めてまいります。また、新たに運営い ただく事業者に対しましても、しっかりと サポートを行い、円滑に事業が実施できる よう進めてまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ぜひしっかりと取り組み、 市民ニーズに応じた学童保育サービス向上 のため、保護者、関係者の不安解消を行 い、事業を進めるよう要望いたします。

次に、障害者支援施策についてですが、 利用者の選択肢は広がるも、本市事業所は 利用者確保に苦慮されていると理解しまし た。ただ、地元で通えることが、その保護 者の方にも利用者にとっても利便性があ り、地域のつながりも深め、よりよいので はないでしょうか。それを踏まえれば、市 内の各障害福祉事業所の時代に合わせた一 層の魅力化が必要と思いますが、どうお考 えかお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。
- ○野村保健福祉部長 障害福祉サービスの事業所が増加していることから、各事業所では、経営を安定させるためにも利用者の確保が必要となっております。そのためには、障害者から選んでいただける事業所になるため、魅力ある、また質の高いサービスを提供することが必要であると考えております。それぞれの事業所では、工夫を凝らし、多くの障害者から求められる事業所となるよう事業展開をされておられますが、さらに一層の取り組みが必要であるとも考えております。
- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 さらなる工夫、魅力化への

努力が必要であると理解をしました。それ を踏まえ、障害者も健常者も地域で幸せに 暮らせる魅力あるまちづくりを事業所とと もに本市としても促進すべきではないので しょうか。

例えば、博報堂の地域しあわせ風土調査という資料によれば、地域の幸福度を後押しするエレメントの第1位は、地域活動の機会や支援制度となっています。また、武蔵野大学通信教育部の「障害者の『はたらくしあわせ』を考える」という論文に、「社会参加ができることでの自尊心の醸成、周囲から感謝されることでの自己達成感の向上などを得る機会となり、これらは就労の形態は何であれ、働くことで得られる幸福感と言える」という一文があります。もろもろを考慮したとき、障害福祉における地域活動を通じた幸せづくり・魅力づくり支援策を検討すべきかと思いますが、どうお考えかお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。
- ○野村保健福祉部長 障害のある方も、健常者と同様、社会に役立っていることを自覚することにより幸福度が増すものと考えております。実際に障害のある方からは、いつも助けてもらっている、自分も人の役に立っ行動をし、社会の役に立っている実感を持ちたいと多くの方がおっしゃっておられます。障害者の社会参加が進んでいることからも、そのような機会が提供できる環境を整えていくことも今後必要であると考えております。
- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 必要性はあるということは 理解をいたしました。例えば、花壇整備に 協力していただくことはよいのではないで しょうか。お花は、その美しさで見た人を 幸せにします。また、植えることで明確に

その成果がわかり、多くの人に喜んでもらえ、感謝されることの幸せを得られます。 市内には、関係者の努力により、多くのきれいな花壇が整備されています。これを障害者、その保護者、そして地域の幸せに一層活用すべきかと思いますが、どうお考えかお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。
- ○野村保健福祉部長 障害のある方には、重度の方もいれば、軽度の方もおられます。 それぞれが担っていただける作業の内容を検討する必要はございますが、花壇整備に協力することも障害のある方の幸福度が増す一助になると考えられます。

ご質問にもございましたように、花は、その美しさで見た人を幸せにします。また、植えることで明確にその成果がわかり、かつ多くの人に喜んでもらえるものと認識しております。これまで、花壇を維持管理するため、多くの方々がご尽力されておられますが、今後、どのようなことが可能か、関係機関とともに検討してまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ぜひ検討していただければ と思います。市や事業所も含め、より魅力 的な障害者支援施策を促進し、つながりの まち摂津の実現への取り組みを要望いたし ます。

次に、健都の魅力あるまちづくりについてですが、JR千里丘駅西地区再開発の現況については理解いたしました。それを踏まえ、再開発の計画が進む中、健都のまちづくりの方向性と全国発信、産業活性化、健康寿命の延伸の3点を考慮する等、健都と連携したコンセプトを明確化し、魅力あるまちづくりを検討すべきですが、どうお考えかお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 お答えします。

議員がご指摘のとおり、JR千里丘駅西地区は、国立循環器病研究センターが誘致された健都と隣接するポテンシャルを有しており、その魅力あるまちづくりを検討することは重要であると認識しております。

今後のスケジュールといたしましては、 都市計画決定後、建物、敷地、公共施設な どの設計の概要や、資金計画などを定める 事業計画、続いて、再開発ビルへの権利変 換などを定める権利変換計画を策定し、そ の認可の後、特定建築者による再開発ビル の整備、保留床の売却を経てまちびらきと なります。

今後、特定建築者の募集やまちびらきに 向け、時期を逃すことなく価値を高めてい くことが重要であり、魅力あるまちづくり について検討してまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 検討を深めると理解いたしました。

例えば、産業活性化であれば、健都からあふれた関連企業などを受け入れるオフィス、多くの人を受け入れる飲食店の確保、そして、健康寿命の延伸では、ウオーキングの起点となり得る広場、休憩場所が考えられます。また、全国発信では、シティプロモーション戦略策定との連携が欠かせません。そのため、シティプロモーションの視点をしっかりと取り入れるべきですが、どうお考えかお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 特定建築者の募集において は、民間事業者の投資意欲を最大限高めら れるよう、まちの魅力を高めた上で募集す る必要があります。また、まちびらきの際 には、完成した健都のまちとしての価値

や、阪急京都線連続立体交差事業に伴うアクセス向上など、立地を生かした地域の魅力発信について戦略を練る必要があると考えております。

そこで、シティプロモーションの視点を 取り入れるため、広報課とも魅力づくりや 情報発信について連携を深めながら、まち づくりの検討を深度化させてまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ぜひ深めていただきたいと思います。

また、健都の魅力あるまちづくりには、 イノベーションパーク企業誘致の連携も欠 かせません。誘致の現状と今後の方針につ いてお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 健都イノベーションパークにおきましては、現在、吹田市において、国立健康・栄養研究所の入所施設となりますアライアンス棟の整備・運営事業者の再公募を開始されたところでございます。秋ごろには優先交渉権の選定が行われる予定と伺っております。

本市といたしましては、ライフサイエンスの拠点形成の核となります国立循環器病研究センターや、先ほど申しました国立健康・栄養研究所を中心に、医療クラスターの形成にふさわしい事業所を健都イノベーションパークへの誘致に効果的につなげることは、健都の魅力、ひいては摂津市全体の魅力を高めていくものと考えております。本市所有となります約6,000平米の用地に最も有益となります企業に進出していただけるよう、今後も引き続き、吹田市の公募状況も注視しつつ、関係諸機関との連携を密に、選定に向けた情報収集を進めるとともに、PR活動等の取り組みを進めてまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 誘致の現状については理解 をしました。

この誘致成功のためには、一層の健都地域の価値向上も必要です。地域内の明和池公園を健都と連携させ、さらに価値あるものにすべきです。というのは、通るたびにグラウンド側はいつも人が少ないと感じています。そこで、このグラウンド側についての現状、整備時の考え方をお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 明和池公園の現状、整備時の考え方といたしましては、耐震性貯水槽や防災用トイレを備えるなど、災害発生時の一時避難場所となる防火機能を有した公園として活用しており、グラウンド側では、その活動場所としてオープンスペースを確保した状態であります。

議員がお示しのとおり、健都の特色ある公園として明和池公園の価値を高めることも重要と考えておりますので、平常時には、イベントなどのにぎわいを創出するような活動スペースとして有効活用できないか、今後研究してまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ぜひ研究するよう、住民の さらなる利用とイノベーションパーク企業 誘致につながる健都の価値向上のために も、防災機能を維持しつつも、健康増進に 一役買える器具の付与を要望いたします。 健都という宝を最大限生かすために、オー ル摂津で、再開発も含め、健都の魅力ある まちづくりに計画的に邁進するよう併せて 要望いたします。

次に、災害時の非常用電源の確保についてですが、大阪北部地震での状況と、公共施設はインフラ途絶がなかったということ

は認識しました。ただし、震度 5 強の状況であり、今後予測される南海トラフ地震などの大災害時には、停電、ガス途絶は十分に予想されます。よって、災害対策本部や指定避難所も含めた災害拠点となる公共施設への非常用電源確保は重要であります。よって、本市として公共施設の非常用電源確保を検討すべきですが、どうお考えかお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 避難所の電源確保につきましては、コミュニティプラザ、別府コミュニティセンター、三宅スポーツセンターの3か所には太陽光蓄電装置を設置しており、照明や通信機器に使用する電力を一定確保している状況でございます。

その他の避難所につきましては、非常用電源設備がございませんので、本年度、カセットボンベによります簡易発電機を2台ずつ配備する予定でございます。

また、災害対策本部を設置いたします市 庁舎につきましては、新館7階に軽油を動 力源といたします自家発電装置を設置いた しておるところでございます。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 現況について、大阪北部地 震の教訓も生かしていると理解をいたしま した。その上で、今新設を計画している体 育館の非常用電源についてはどうか、お聞 かせください。
- ○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。
- ○松方市民生活部長 旧味舌小学校跡地に新 設予定の体育館につきましては、現在、実 施設計を行っているところでございます が、主に地震や火災等の災害時に利用者や 周辺住民が避難できるスペースや、災害時 の活動等を想定しました設備等の防災機能 を持たせる方針としております。災害時の

地域避難所として、停電時等においても一定の快適性を確保できる設備等の設置を検討する中、今年1月に実施いたしました地元説明会を行う前にご報告いたしました資料にも掲載しております非常用電源につきましては、燃料単価が安価である軽油を燃料とした自家発電設備を上階に設置し、商用電源停電時に電源が確保できるよう検討しているところでございます。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 軽油による非常用電源を検 討していると理解をいたしました。

この非常用電源の選択肢は幾つかありま すが、経済産業省の平成30年7月のエネ ルギー計画で、石油とLPガスの2点のみ が災害時のエネルギー供給の最後のとりで と明記されているように、現在の技術上、 安定供給にはこれらに勝るものはありませ ん。実際に東日本大震災で、LPガスが、 都市ガスが復旧するまで、発電はもちろん のこと、炊き出しや仮設住宅への供給等で 活用され、その評価を踏まえ、災害拠点な どにLPガスを導入する自治体が全国的に 増加しています。近隣の箕面市では、全 小・中学校の体育館にLPガスでの空調と 発電機を採用し、学校活動、そして非常時 用として整備しています。このLPガスの 利点は、平時から使用できる点で利便性と 緊急性を兼ね備えています。それを踏ま え、本市としてLPガスの非常用電源とし ての価値をどのように認識しているのか、 お聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 議員がお示しのとおり、国 のエネルギー計画におきましては、石油と LPガスが災害時の最後のとりでと位置付 けられていることは認識をいたしておりま す。また、箕面市の全小・中学校の体育館

にLPガスを活用いたしました空調設備と 発電機が採用されている件につきましても 注目をしているところでございます。しか しながら、石油、LPガスともにメリッ ト、デメリットがございますことから、災 害時の電源確保に向けては引き続き研究を 続けてまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ぜひ研究を進めていただき たいと思います。

最後に、大災害時の防災拠点、避難所となる公共施設の円滑な運営のために、非常用電源確保をさまざまな機会を通じ検討するよう、また、平成28年の消防庁資料によれば、非常用電源確保時間は72時間が望ましいと明記されており、併せて考慮するよう要望いたします。

次に、まちごと・丸ごと防災体制の実現 に向けての教育委員会の取り組みについて ですが、地震対応はしっかりと行ったと理 解をいたしました。

今後、教育委員会の取り組みは、自助・ 共助・公助の強化と、それをつなぐ有機的 ネットワーク構築に寄与するよう、一層の 工夫が必要です。例えば、防災教育を、保 護者の対応向上も含め、自助強化につなが る家庭防災の充実に活用すべきですが、ど うお考えかお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 自助強化につながる家庭防 災の充実に係る防災教育の活用についての ご質問にお答えいたします。

これまでの各学校の防災教育の多くは座 学が中心であり、知識として災害を学ぶこ とが多く、家庭や地域の方々とかかわりな がら行う実践的な学びには至っていない状 況がございます。しかし、児童・生徒の生 活実態を考えますと、学校よりむしろ家庭 や地域で過ごす時間が長いことから、今後は、各校で行われている防災教育の内容をもとに、ご家庭で発災時の行動等について話題としていただくとともに、地域で行われている避難所訓練などへの参加、防災について保護者とも考えていく機会、これを増やす必要があると考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 必要性については理解いた しました。ぜひ防災を意識する少ない機会 を最大限生かせる防災教育を要望いたしま す。

また、本市の学校は公的避難所に指定されており、学校の協力が欠かせないことは言うまでもありません。先月の委員会視察先での熊本県宇土市では、熊本地震対応で、円滑な避難所運営に市職員だけでは人手が足りませんでした。そこで、休校期間中だけでも可能な範囲で教員が避難所運営にかかわることが必要かと思いますが、どうお考えかお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 教員の避難所運営への参画 についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、府教育庁に、有事の際に府費負担教職員が学校再開まで避難所運営に協力することの必要性について説明し、理解を得たところでございます。今後は、教職員の時間外勤務に対する処遇などの課題について検討してまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ぜひ検討していただくよう お願いいたします。学校教育は多くのカリ キュラムがあり、教員も大変であると理解 しますが、可能な限り防災に協力すること が、子どもたちの命、その保護者の命を守 ることに貢献すると考えます。

最後に、教育長に、まちごと・丸ごと防 災体制を実現するために、教育委員会とし て今後どうあるべきか、お考えをお聞かせ ください。

- ○嶋野浩一朗議長 教育長。
- ○箸尾谷教育長 教育委員会として考えるまちごと・丸ごと防災体制は、やはり今ご答弁申し上げましたように、各学校で行われております防災教育の取り組みと地域の防災の取り組みを結びつけることで実現するものだと考えております。

現在、各学校におきましては、これまでの防災教育の取り組みに加えまして、先日の防災サミットでも報告がありましたように、東日本大震災やこれまでの災害を教訓とした新たな視点を取り入れた実践的な防災教育の取り組みを進めております。

また、先ほど議員のほうからもご指摘がありましたけども、学校の教職員の協力につきましても、教育委員会としましては、発災時に必要に応じて学校再開までの避難所運営に学校施設を熟知しております教職員が協力する体制づくりをただいま進めているところでございます。

今後は、このような学校、教育委員会の 取り組みと地域での取り組みを結びつけま して、まちごと・丸ごと防災体制を構築で きますように、関係各課と連携して取り組 みを進めてまいりたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ありがとうございます。ぜ ひ教育委員会としても、まちごと・丸ごと 防災体制の実現に向けて、オール摂津とし ての役割をしっかりと果たし、防災に取り 組まれるよう要望いたします。

最後に、実現に向けたリーダーシップに ついてですが、地域防災計画の修正状況に ついては理解しました。この修正には、計 画とかかわる教育委員会、消防、保健福祉、他部署など、他の計画も整合性を図る必要がありますが、それについてはどう検討されているのか、お聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 お答えいたします。

本市の各防災関係計画につきましては、 地域防災計画以外にも小・中学校ごとの避 難計画などがございます。そうではござい ますが、やはり地域防災計画が災害関連計 画の中心をなすものと考えておりますの で、地域防災計画と他の計画との整合性に つきましては、まずは地域防災計画の修正 作業を先に進め、これが完了した後に、各 個別計画について、必要に応じて各所管課 に修正を働きかけてまいりたいと考えてお ります。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ぜひしっかりと各計画のマニュアルを連動させるよう要望いたします。

また、熊本県宇土市では、地震発生後、 各部署が能動的に動き、全庁体制で実施で きたとお聞きしました。本市として、各部 署を能動的に動かすための施策をどうされ ようとしているのか、お聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 熊本県宇土市では、地震により市庁舎内に入ることができなくなり、 ○A機器や書類などが持ち出せず、電話回線も確保できない状況下で災害の対応をされたと伺っております。また、災害対策本部からの指示もままならず、初動期は大変混乱されたと伺っております。

このような状況下におきましては、職員 一人一人が災害時の行動をしっかりと把握 し、迅速・的確に、そして臨機応変に初動 対応できるかが何より重要でございます。 このために、常日ごろから訓練を積み重ね ておくことが必要不可欠でございます。

これらを踏まえまして、本市は、この5 月に班長会議を開催し、新規採用職員や人 事異動後間もない職員に対して、災害時の 役割を確認するよう、各班長に依頼をする とともに、行動マニュアルの作成も働きか けたところでございます。また、職員の防 災意識をさらに高め、災害時の的確・迅速 な行動に結びつけられるよう、初動対応の 手順確認訓練を今後実施するなど、スキル の向上にも努めてまいりたいと考えており ます。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 しっかりと計画し、実行されるよう要望いたします。

その上で、まちごと・丸ごと防災体制の 実現には、役所での改革はもとより、地 域、企業の協力も必要で、目標に向かって 困難を克服し、物事をなし遂げるには、市 長を含めた理事者方のリーダーシップが不 可欠であるということは言うまでもありま せん。そこで、市長は、まちごと・丸ごと 防災体制実現のリーダーシップをどう発揮 されるのか、お聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 市長。
- ○森山市長 松本議員の質問にお答えをいた します。

私は、今年で市長になって15年目を迎えております。毎年いろんな施策を打ち出しておりますけれども、幾つか毎年言っている言葉がありますが、そのうちの一つが安全・安心でございます。そういった中、本年度は、昨年の大きな災害を受けまして、そのことを殊さらに強調したわけでありまして、それがまちごと・丸ごと防災という言葉になったわけであります。いろいろ担当からも説明がありましたが、本年度

も、皆さんの防災意識の共有といいます か、それから、一方では防災力の向上を目 指してしっかりと取り組んでいきたいと思 っております。

5月1日以降、同じような話をよくして おりますけれども、元号が平成から令和に かわりました。平成はいろんな課題を残し たまま過ぎ去ってしまいました。いろんな 課題の中の一つ、これは、人間が犯したと いうか、自然破壊による地球温暖化が重要 な一つの課題だと思っています。このこと は大なり小なりさまざまな災害につながっ ていると私は思っております。そういう意 味で、これからの令和の時代は、今、廃プ ラスチックなんかが問題になっております けれども、一方では環境問題、こういうこ とにもしっかり目を向け、そして一方で は、人間がとめることのできない災害が起 こったときには、この被害をより小さくす るための心の備え、そして訓練をしっかり やっていきたいと考えております。

ところで、昨年、大きな地震、そして台 風、また洪水等々、さまざまな災害に見舞 われました。一瞬緊張感が走りました。こ んなはずではなかったのにといったことが ままあったと思います。大阪はといいます か、特にこの北大阪は、紀伊半島、四国、 そして淡路島のおかげと言ったら怒られま すけれども、これが壁になり、長い間、災 害らしい災害はありませんでした。そうい うことではいいことなんですけれども、一 方で、言葉はよくないけれども平和ぼけに なっていたかもわかりません。この間、全 国あっちこっちで起こる大きな災害ごと に、心の備え、また訓練の大切さを説いて きたつもりであったんですけれども、いざ 大きな災害を目の当たりにしたとき、自然 の怖さといいますか、そして、取り組みの 力の限りを感じたことは事実でございま す。そして、そんな中ではありますけれど も、何とか目の前の復旧・復興にたどり着 けた。これがやっぱり地域の皆さんの力と いいますか、地域力の差というのも大きな 一つの課題になってくるということも実感 をいたしました。そういう意味では、地域 の皆さんも、役所だけに任せといたらあか んぞとはおっしゃっておられませんけれど も、もちろん役所が頑張らないかんけれど も、我々もできることで頑張ろうやないか といった自助・共助、こういった言葉が頻 繁に出るようになってまいりました。そう いう意味では、地域力、日ごろのつなが り、これが災害時に大きく物を言うことも 実感したわけであります。

本年度も、先ほど来、担当からいろんな 施策を説明いたしましたけれども、防災士 の資格取得の補助金制度もつくりました が、まず私が先陣を切ってこの資格取得の 手続をしたところでございます。今後、先 頭に立って、より安全・安心のまちづく り、まちごと・丸ごと防災が言葉だけに終 わらないように、しっかりとリーダーシッ プを発揮したいと思います。

以上です。

- ○嶋野浩一朗議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 非常に力強いお言葉をありがとうございます。まさに市長のおっしゃるとおり、防災の改革は今やらねばならぬことであります。油断の犠牲は市民の命でございます。ぜひ理事者の皆様方のリーダーシップを一層発揮されるよう要望いたします。会派としても、引き続き提言し、まちごと・丸ごと防災体制の実現に全力で貢献をしてまいります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○嶋野浩一朗議長 松本議員の質問が終わり ました。

楢村議員。

(楢村一臣議員 登壇)

○楢村一臣議員 おはようございます。

それでは、順位に従いまして一般質問を させていただきます。

まず1点目、災害初動マニュアルについて

昨年の大阪北部地震や台風21号の被災 経験を踏まえて、本年2月に災害初動マニュアルを改訂されましたが、これまでのマニュアルとの相違点についてお聞かせください。

次に、2点目、教職員の働き方改革について。

本市小・中学校教員の勤務実態の改善に 向けた取り組みについて、進捗状況をお聞 かせください。

次に、3点目、小学校教科書の採択について。

今年度は、「特別の教科 道徳」を含む 小学校の教科書採択の年であります。文部 科学省教科書検定を経ている各教科書であ りますが、発行社によって特徴がありま す。

これまで、摂津市は、非核平和宣言都市 として、平和や人権を大切にした教育をし てきたと理解しています。摂津市にはさま ざまな外国籍の児童・生徒もいます。平和 や人権を大切にした教育を行うための教育 委員会の採択についての基本方針をお聞か せください。

次に、4点目、大阪府議会議員・大阪府 知事選挙における選挙事務について。

一昨年の市議会議員選挙や衆議院議員選挙を受けて、選挙の開票作業を正確に行う ために、マニュアルを整備し、従事者で共 有するとされていました。マニュアル整備 後初となる大阪府議会議員・大阪府知事選 挙が4月に行われましたが、今回の選挙事 務を執行するに当たり、その効果はどうで あったかお聞かせください。

1回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 改訂版災害初動マニュアル とこれまでのマニュアルとの相違点につい てのご質問にお答えをいたします。

今回の初動マニュアルの具体的な改訂箇所といたしましては、通信手段が遮断した場合の各課・各施設との連絡体制の確保のほか、おおさか防災ネットを活用した災害時情報の入手方法や伝達手段、そして、人命を優先した被災者対応などについて追加・修正を加えたものでございます。

また、地震時の行動フローといたしまして、震度5強での全職員の自動参集に加え、風水害時の参集基準となる各河川の水位と参集対象者の明確化も図っております。

今後も、職員一人一人が、市民の生命、 身体及び財産を保護する責務を担っている ことを強く自覚するとともに、迅速・的確 に行動できるよう、マニュアルの徹底に努 めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 教員の勤務実態の改善に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

第1回定例会でお答えしましたとおり、 今年度から三つの取り組みを進めておりま す。

一つ目は、部活動ガイドラインの改訂で す。部活動に時間制限を設けることで、休 養日をとることを定め、生徒の心身への過度な負担の防止と併せ、教員の部活動指導時間の軽減に努めました。

二つ目は、教員の一斉退校日の実施です。毎週水曜日、教員は、小学校では18時までに、中学校では18時30分までに退校するよう呼びかけております。

三つ目は、自動音声応答での電話対応です。学期中の平日、小学校は18時30分から、中学校は19時から翌朝8時までの間、対応時間内におかけ直しいただくようなメッセージで対応しております。

これら新しい取り組みもあり、今年度と 昨年度の4月、5月の平均時間外勤務を比 較すると、小学校で月平均1人1.9時間 の改善、中学校では月平均1人6時間の改 善をすることができました。

続きまして、小学校教科用図書の採択に 係る基本方針についてのご質問にお答えい たします。

これからの時代は、国際化の進展や人工 知能の進化など、急激な社会変化がより進むと言われております。そのような中、子 どもたちには、よりよい未来の社会のつく り手となり、みずからの人生を切り開いて いくことのできる資質・能力を育むととが学校 れても重要であると考えます。子 どもたちがみずから考え、新しい時代に必 要となる資質・能力を身につけられるよ う、開かれた採択、専門的な調査、静ひつな環境のもと、公正・公平な教科書採択に 努めてまいります。

〇嶋野浩一朗議長 選挙管理委員会事務局 長。

(橋本選挙管理委員会事務局長 登壇)

○橋本選挙管理委員会事務局長 大阪府議会 議員選挙・大阪府知事選挙事務についての ご質問にお答えいたします。

今年4月執行の選挙事務に向けましては、これまでの経験を振り返り、開票事務におけるマニュアルを担当する業務ごとにわかりやすく見直し、マニュアルを用いて事前にシミュレーションを実施することで疑問点などを解消し、開票所での動きなどもお互いに確認することができました。

選挙の執行には、庁内から多くの職員が 携わりますが、業務への不安を解消し、担 当する業務の内容、範囲、指揮命令系統な どを把握できていたことにより、開票作業 はスムーズに進行することができました。

しかしながら、選挙結果等への影響はございませんでしたが、開票作業の途中で、 既に発表いたしました投票者数の一部に入力誤りが判明いたしました。速やかに立会人に報告し、参観人、報道関係者に、会場でのアナウンス等により投票速報の訂正をいたしました。このことにつきましては、次回の参議院議員選挙に向けまして、教訓としてマニュアルで引き継ぎ、再発防止に努めてまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 ありがとうございます。 それでは、2回目以降、一問一答方式に より質問いたします。

まず、災害初動マニュアルについてです が、改訂箇所については一定理解いたしま した。

今回、このマニュアルの中では、地震時 と風水害時の行動手順の違い、あと、それ ぞれが勤務時間外に起きた場合と勤務時間 内に起きた場合とでフロー図がつくられて います。この中でどうしても気になるとこ ろが、地震災害が深夜に発生した場合、ま た、公共交通機関の運転停止や道路寸断な ど大きな被害があった場合、職員参集率の 低下が見込まれます。災害活動に支障が出ると思われますが、その対応についてどう お考えかお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 お答えいたします。

深夜に災害が発生した場合、あるいは公 共交通機関の停止や道路の寸断等があった 場合には、職員の参集率の低下は避けられ ないものと考えております。そのため、公 共交通機関に頼らず、徒歩、自転車、バイ クなどでおおむね2時間以内に参集できる 職員を緊急防災推進員に指定し、災害時に 優先的に取り組まなければならない初動対 応をあらかじめ割り当てておくことで、災 害対応を速やかに開始できる体制を整えて いるところでございます。

- ○嶋野浩一朗議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 今の答弁で、徒歩、自転車、バイクなどでおおむね2時間以内に参集できる職員を緊急防災推進員に指定とありましたが、徒歩で参集する場合とバイクで参集する場合とでは目的地に到着する時間も変わってきます。まして、自身や家族の安全確認後の参集となると、参集できない職員もいるかもしれません。そう考えると、今回から震度5強で全員参集ともあると、今回から震度5強で全員参集ともあることから、緊急防災推進員はもちろんのこと、他の職員の参集状況も把握しておく必要もあると思われますが、どうお考えかお聞かせください。
- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 職員の参集方法、また参集 時間の把握につきましては、現時点では緊 急防災推進員の把握にとどまっております。今後は、緊急防災推進員以外の職員に つきましても、所属長による安否確認はも とより、事前に参集方法や参集時間の把握 に努めるよう働きかけをしてまいりたいと

考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 しっかりと把握に努めてい ただきますよう要望いたします。

職員の参集などから見ても、災害の規模によっては公助に限界があるのは言うまでもありません。個人や地域での備えや支え合いが必要不可欠でありますが、自助・共助の取り組みの必要性について、今後一層市民に啓発するとともに、避難所運営など公助と共助の連携も大事と考えますが、今後どのように啓発していくのか、お聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 これまでは、出前講座や校 区の自主防災訓練などを通じまして、公助 による支援の一定の限界、そして、自助・ 共助の必要性につきまして周知啓発を行っ てきたところでございますが、今後もこの 啓発を継続して行ってまいりたいと考えて おります。

特に、周知啓発の方法につきましては、 工夫を凝らす必要性を感じておりまして、 その取り組みの一つといたしまして、先 日、防災サミットを開催させていただいた ところでございます。その中で、香和自治 会は、共助の取り組みとして実施された要 援護者の救護訓練について発表され、その 後、片田教授によります基調講演では、自 助・共助の取り組みこそが生死を分けると いう事例の紹介もございました。ご参加の 皆様には三助の連携の重要性をお伝えでき たのではないかと考えております。

また、避難所につきましては、避難所開設・運営訓練などを通じて、共助と公助の連携を一層強めてまいりますとともに、本年度からスタートいたしました防災サポーターの養成や防災士の資格取得費補助など

を含めまして、市全体に自助・共助の主体 的な取り組みが広く展開されるよう、一層 努めてまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 避難所運営など、公助と共助の連携については、防犯上の問題もあり、すぐにとはいかないかもしれませんが、人命第一を考えると、自然と連携が必要となってくるのではないでしょうか。防災サポーターとの兼ね合いも併せて検討いただくことを要望し、災害初動マニュアルの質問を終わります。

次に、教職員の働き方改革についてですが、進捗状況について、三つの改善に向けた取り組み内容については理解しました。

それぞれの三つの取り組みを見ていきますと、まず一つ目の部活動ガイドラインの改訂については、時間制限を設けることや休養日をとることで、生徒の負担防止や教員の指導時間軽減につながると思われます。三つ目の自動音声応答についても、一定の時間は電話対応に追われることがなくなるので、効果はあると考えます。

しかしながら、二つ目の一斉退校日の実施については疑問が残ります。普通に考えれば、水曜日に早く帰れば、他の曜日にしわ寄せがいき、退勤時刻が遅くなることも考えられます。一斉退校日の効果についてお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 一斉退校日の取り組みについてでございますが、週に一度でも早く退勤する機会を設定することで、教員の心身の健康を守ることが目的でございます。定期的に実施することで、教員の意識改革に効果があったと考えております。しかしながら、ご指摘の、校長や教頭から退校を促しても、中には仕事が残っていてなかなか

帰れない教員の声があることや、一斉退校 日の翌日にいつもより早く出勤する教員が いることなどは聞いております。

今後は、さらに教員の意識改革を進める とともに、業務の見直しと効率化、そして 支援人材の配置など、負担軽減の方策を併 せて行い、効果的な取り組みになるよう引 き続き実施してまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 なかなか帰れないとか、翌日の木曜日に早く出勤したりするのでは、教員の心身の健康を守る目的を果たせているのか甚だ疑問です。一度教員の声をしっかりと聞いていただくことを要望します。私が教員から聞く限りでは、他の曜日に負担になっていてという意見が多く、決していた声は聞けていません。見直しも必要ではないでしょうか。ご検討願います。

それで、今の答弁の中に、支援人材の配置など負担軽減の方策とありましたが、教育委員会の考える教員の負担軽減の方策についてお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 負担軽減の方策でございますが、まずは、教員の印刷業務や授業準備など事務負担の軽減を図るスクールサポーターを配置しております。昨年度は15校中3校に配置いたしましたが、今年度は7校に拡充いたしております。新規配置校では、昨年度と比べ、4月、5月の時間外勤務を小学校で月平均1人4.8時間、中学校で月平均1人10.6時間改善することができました。そのほかにも、部活動の学校できました。そのほかにも、部活動の当事を大会への引率を行う部活動指導していた。名簿作成や成績処理、出席管理などの作業軽減を行う校務支援システムの機能拡張、それら負担軽減の方策をとってございます。教員の心身の健康を守り、そし

て、子どもと向き合う時間の確保をすることで、子どもたちが健やかに育まれるよう、引き続き取り組みを進めてまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 支援人材の配置については すごく大事なことだと思います。今の答弁 で、スクールサポーターが前年度の3校か ら7校に拡充したということで、一定評価 できると思いますが、逆に言えば、8校は 配置できていないということになります。 8校がスクールサポーターを必要としない ということはないと思いますので、学校に よる格差が起きないように、最低でも各校 1人はサポーターが配置できるような予算 措置を要望します。

併せてですが、今年度は今のところ大丈夫と聞いていますが、昨年度は産休代替の講師が見つからず、大変苦労したと聞いています。そのあたりも教員の負担になる部分でありますので、きっちりとした人材確保をお願いし、教職員の働き方改革についての質問を終わります。

次に、小学校教科書の採択についてですが、おっしゃられるように、公平かつ公正な採択に努めていただきますよう要望いたします。教科書は、何といっても教員が使用して指導するものであり、子どもたちの実態を知っているのも現場の教員であります。教科書の採択に当たっては、現場の教員が一番適切と考える教科書をできるだけ採択するのがいいと考えますが、教育委員会のお考えをお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 教科書採択におきましては、子どもたちの実態をよく知る現場の意見を聞くことが大切なことであると考えております。採択の責任と権限は教育委員会

にございますので、現場の意見も参考に、 摂津市の子どもたちのため、教育委員会と して責任を持って採択してまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 今回の採択までにはさほど 時間はありませんが、できる限り現場教員 の意見を聞いていただきますよう要望いた します。

教科書は、全て検定を通っているので、 どの教科書も一定の水準にあるかと思いますが、やはり摂津市の子どもにとっての長 所も短所もあるのではないかと思います。 これまで摂津市では、先生方が作成する調 査報告書は、教科書のよいところしか書けない様式になっているようですが、やはり 長所、短所の両方が書いてあるほうが教育 委員の皆さんにとっても参考になるのではないかと思います。改善のお考えはあるのか、お聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 教育委員会が教科書を採択 するに当たりまして、調査報告書の内容が わかりやすいものになるということは大切 であると考えております。報告書の様式に つきましては、各社の具体的な特徴を明確 にし、比較検討しやすい工夫を重ねている ところでございます。
- ○嶋野浩一朗議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 各社の具体的な特徴を明確 にし、比較検討しやすい工夫を重ねている ということですけれども、ぜひとも教育委 員の皆さんにも参考になる、よりよい調査 報告書にしていただきますよう要望いたし ます

教科書採択については、近年、市民の関心も高く、摂津市は教科書展示会を2か所で実施していることを高く評価いたしますが、平日の9時から17時までだけでは、

勤めに出ている市民には行けないのではないかと思います。他市では、図書館など休日も開館しているところでも展示していると聞いていますが、摂津市もそのようにするお考えはあるのか、お聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 教科書採択に広く市民の方が関心を持たれ、ご意見をいただくことは 大切なことだと考えております。法令により展示期間は14日間と定められておりますが、本市では1か月に延長し、展示場所も2か所で実施いたしております。今後も、広く市民の方にご利用いただけるよう、教育センターでの展示時間の延長について検討してまいります。
- ○嶋野浩一朗議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 先ほども言いましたよう に、近年では市民の関心も高くなってきて います。教育センターでの展示時間延長も 含め、できる限り皆様方の目に届く機会を 増やしていただきますよう要望いたしま す。

教科書採択会議には発行社も来られるので、傍聴希望者が多いと聞いています。摂 津市は、過去から傍聴希望者はできるだけたくさん入れる方向で対応してこられました。今年もそれを継続するお考えか、お聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 傍聴人の定員については、 摂津市教育委員会傍聴規則により、会議場 の面積等を勘案して教育長が定めることと されております。これまでと同様に、希望 者全員が傍聴できるよう、可能な限り対応 してまいります。
- ○嶋野浩一朗議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 可能な限りではあると思い ますが、引き続き、できるだけたくさんの

方が入れるように対応していただきますよ う要望いたします。

教科書採択会議では、傍聴者に配付された資料等を回収されない市もあると聞きます。摂津市は回収されていますが、改善されるお考えはあるのか、お聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 教科書採択は静ひつな環境 のもと進めることとされており、本市にお いては、これまで、採択に係る全ての資料 を9月1日以降に公開していたところでご ざいますが、今後は、当日配付した資料に つきましては、会議終了後、速やかに情報 コーナーに公開するなど、定例の教育委員 会会議と同様の取り扱いができるかどうか 検討してまいります。
- ○嶋野浩一朗議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 速やかに公開していただき ますよう要望し、小学校教科書の採択につ いての質問を終わります。

次に、大阪府議会議員・大阪府知事選挙における選挙事務についてですが、選挙の投開票速報については、一般の関心も高く、マスコミを通じて広く報道されるため、その事務については正確な対応が求められます。投票速報における再発防止策について、改めてお聞かせください。

- 〇嶋野浩一朗議長 選挙管理委員会事務局 長。
- ○橋本選挙管理委員会事務局長 今回の投票 者数の訂正を踏まえまして、今後の対策と いたしましては、事務マニュアルに今回発 生しました事例を書き足し、これを教訓と して継承してまいります。投票者数の事務 につきましては、不在者投票者数や期日前 投票者数などの数値情報を正確に情報共有 すること、そして、入力作業後は、各投票

所からの報告と集計した数値との突合を複数で行ったことを確認して発表することをマニュアルに強調し、事前シミュレーションでは関係者の意思統一を図ってまいりたいと考えております。

事務局職員が選挙制度を十分に理解した 上で、選挙事務が複雑かつ煩雑になり過ぎ ないよう留意しながら、何が開票事務、ひ いては選挙事務では重要なポイントである か、誰もが理解できるよう、マニュアルを 継続的に見直し、周知徹底し、選挙事務の 正確性を第一に、一つ一つの選挙事務を緊 張感を持って確実に実施してまいりたいと 考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 楢村議員。
- ○楢村一臣議員 今おっしゃられたように、 複数で確認することはすごく大事なことで はありますが、一つの入力誤りが大きなこ とになるおそれもあるので、誤りが起こ思 影響がどれだけのものか、みんなで意思思 一を図っておくことが大事なことであると 考えます。選挙は、選挙の種類によって4月 の選挙のように、一昨年の衆議院選挙から 1年半あいたりすることもあります。そう なれば、選管職員も異動でかわることもあります。そう なれば、今まで手伝いに来てくれていただ 職員も異動でかわることもあります。そう いう中でも漏れなくきっちりと引き継いて いくことが大事であります。

今回の4月執行の参議院選挙では衆議院 選挙との同日選挙はなさそうですが、比例 代表は3年前の選挙でも164名の候補者 がいて、今回の開票作業も時間を要する見 込みです。そんな中でも、慌てることなく 正確に進めてもらうことを要望いたしま す。気を引き締めて行ってください。

以上、一般質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 楢村議員の質問が終わり ました。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 それでは、先ほど地球温暖 化の話題が出ましたけども、今年の異常気 象は、記録的におくれておる梅雨入り、そ して、今、台風が近付いていますが、上陸 と合わせて梅雨入りとなるようです。昨年 の梅雨では西日本豪雨の甚大な被害をもた らしましたが、今年はそういった災害がな いことを祈ります。

それでは、順位に従いまして一般質問を させていただきます。

1番目に、「まちごと元気!健康せっつ 21」による健康づくり施策についてです が、平成31年3月に策定されましたまち ごと元気!健康せっつ21第2次改訂版 は、これまでの健康せっつ21とまちごと 元気!推進プランを一本化して策定された とのことですが、まちごと元気!推進プラ ンには、市民マイスター化計画、みんなで 月まで行こう!せっつムーンウオークプロ ジェクト、ライフスタイル "CHANG E"キャンペーン、たばこ対策推進プロジ ェクトといった市民に親しみやすい四つの 重点プロジェクトがあり、わかりやすく実 践しやすかったと思いますが、今回の計画 ではありません。市民に対するアプローチ 度が劣っているように感じられますが、見 直しの観点と、市民に対するアプローチを どのように考えておられるのか、ご答弁を お願いいたします。

次に、2番目、食品ロス削減法と本市の 取り組みについてですが、先日、国会にお きまして食品ロスの削減の推進に関する法 律が成立し、これからいよいよ食品ロス削 減の国民運動が展開されていくことになり ます。まずは、これまでの本市での食品ロス削減に対する取り組みと今後の展開予定についてご答弁をお願いいたします。

次に、3番目、改正子どもの貧困対策推 進法の成立と本市の対応についてですが、 大阪府は、平成28年7月に子どもの生活 に関する実態調査を行いましたが、無作為 抽出した府内の小学校5年生と中学2年生 の計8,000世帯の保護者と子どもを対 象として実施されました。その調査結果で は、貧困度合いの高い世帯では、雇用面、 経済面をはじめとして、健康面、学習面な どで厳しい状況にあることが問題とされて おります。具体的には、母子家庭世帯で非 正規雇用の割合が約3分の2と多いこと、 また、困窮度合いの高い世帯では、医療機 関への受診や学習塾へ通わすなど、経済的 にできなかったことが多いこと、さらに、 不眠、不安など、保護者の心身の健康の不 調を訴える割合が高いことなどが示されて おります。その結果を踏まえて、大阪府で は、平成30年3月に子どもの貧困対策に 関する具体的取り組みを決定しておりま す。そこで、本市における取り組みについ てご答弁をお願いいたします。

次に、4番目、新生児聴覚検査の公費負担制度の導入についてですが、平成28年6月議会の一般質問で、同僚議員の福住議員から同趣旨の質問をし、それ以来、何度も議会で要望してまいりましたが、本市のこれまでの取り組みについてご答弁をお願いいたします。

次に、5番目、まちごと・丸ごと防災体制についてですが、この事業は、平成31年度の市政運営の基本方針に記載がありましたけれども、事業名には名づけられておらず、代表質問にもほとんど取り上げられることもなく、市民に対するPR力の弱い

状況にあるのではないかと思います。市長からは先日の防災サミット等での挨拶で引用されており、思いの込もった取り組みであることは認識をしておりますが、まず初めに、そもそもまちごと・丸ごと防災体制とはどういったものなのか、担当部として説明をお願いしたいと思います。

次に、6番目、液体ミルクの備蓄と乳児を持つ親への防災ファーストの取り組みについてですが、防災備蓄品としての液体ミルクが認められ、普及が始まりました。各市で備蓄の検討が始まっておりますが、本市での検討はどのようになっているのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、7番目、LGBTの理解を深めるための取り組みについてですが、近年、性的マイノリティーと言われる、いわゆるLGBTという言葉が頻繁に使われるようになりました。実際には、当事者が差別的発言を受けたり、社会で理解がなく、隠さざるを得ないケースが発生し、人権上の理解と配慮が求められております。2015年のある民間会社の調査によりますと、日本人の7.6%、13人に1人がLGBT層に該当することがわかったそうです。これは、子どもたちにおいても同様のことが言えると思います。

まず初めに、本市におきまして、LGB Tの理解を深めるために、これまでの取り 組みについてご答弁をお願いいたします。

次に、8番目、千里丘三島線の歩道改修と香露園1号線の大型車両規制のめどについてですが、これまでの議論で、市道千里丘三島線の歩道の改修が終われば、千里丘ガードからの大型車両の進入を解除し、香露園1号線の大型車両の規制を協議すると答弁をいただいております。この問題は、住宅地の道路に大型車両が通行する危険な

状態が続いており、香露園1号線の沿道に お住まいの方に会うたびに大型車両規制の めどを聞かれます。昨年までの議論を踏ま えて、5年間計画の進捗と香露園1号線の 大型車両規制のめどについてご答弁をお願 いいたします。

次に、9番目、SNSで市民から道路補修箇所等を通報するシステムの導入についてですが、今回の議会でも、議案として道路瑕疵による損害賠償案件が上程されましたが、これまでも何回も道路瑕疵による損害賠償案件がありました。一向に減らない状況にあるように思います。

まず初めに、道路瑕疵による事故を防ぐ ための道路パトロールなどをどのように行っているのか、ご答弁いただきたいと思い ます。

1回目、以上です。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。保健福 祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 「まちごと元気!健康せつつ21」による健康づくり施策についてのご質問にお答えいたします。

まちごと元気!健康せっつ21の改訂版につきましては、これまでの取り組みの評価、社会情勢等の変化で生じる新たな課題等の設定を行うとともに、平成28年度に策定いたしましたまちごと元気!推進プランの内容を踏まえまして、本年3月に策定したものでございます。

従前のまちごと元気!推進プランでは、 重点プロジェクトを設けまして、取り組み 内容を前面に掲げることで非常にわかりや すいとのご意見もいただいていたところで ございますが、改訂版につきましては、目 指すべき目標を明確にし、目標値を前面に 掲げることで、PDCAサイクルを意識し たさまざまな取り組みを柔軟に展開していくことを目指しております。

取り組みを展開していくに当たりましては、議員がご指摘のとおり、取り組み内容のわかりやすさやアピール度が重要であると考えており、こうしたことを念頭に、今後も効果的な取り組みや市民に対する効果的なアプローチに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、新生児聴覚検査に係る本市 での取り組みについてのご質問にお答えい たします。

新生児聴覚検査の実施状況の把握につきましては、平成27年度から開始しておりますが、平成28年3月に国からの通知が発出されたことなどもあり、新生児聴覚検査の一層の周知啓発に努めてきたところでございます。

なお、本市におけます新生児聴覚検査の 実施状況でございますが、平成27年度と 平成28年度がともに80%程度となって おりましたが、平成29年度以降、妊婦に 対する面談時における周知啓発等に努めま した結果、平成29年度は89.5%、平 成30年度は、12月までの速報値でござ いますが、95%となっております。

また、再検査が必要と判定された場合、 保健師が経過を追い、適時フォローに努め ているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 環境部長。

(山田環境部長 登壇)

○山田環境部長 食品ロス削減法と本市の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まだ食べることができるにもかかわらず 廃棄される食品ロスが全国で約643万ト ンと推計される中、その削減に向け、食品 ロスの削減の推進に関する法律が本年5月 に成立・公布されたところでございます。

本市におきましては、これまで、ごみ減量に向けた4Rの一つ、ごみをつくらないリデュースの取り組みとしまして、食品ロス削減をテーマに、商工会や自治会等を通じた30・10(さんまるいちまる)運動の啓発、摂津まつりや市民環境フェスティバルなどでのおいしい食べきり運動のPR、ごみ減量化・環境絵画展における食品ロス削減ポスターの展示など、さまざまな機会を捉え、啓発を行ってきたところでございます。

今回の法的な整備により、食品ロスに対する社会的な関心が高まる中、本市におきましても、適量で残さず食べる運動に賛同する自治体でつくる全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会とも連携を図り、さらなる食品ロス削減に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。
 - (小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 本市での貧困対策に 関する取り組み状況についてのご質問にお 答えいたします。

子どもの貧困にかかわりましては、家庭 での経済格差が教育の格差につながり、さ らには将来の所得格差をもたらすといっ た、いわゆる貧困の連鎖が指摘されており ます。

その対策の一つとして、本市では、高等 教育機関への進学率が低くなっているひと り親家庭に対して、22歳までの大学生等 を扶養しているひとり親家庭の医療費助成 を創設し、経済負担の軽減を図っておりま す。

また、就学援助制度におきましては、新 入学児童・生徒学用品費の増額や、卒業ア ルバム代を新規に設けるなど、充実に努め ております。

さらに、貧困の連鎖が児童虐待につながるケースも多々見受けられることから、家庭児童相談業務を課として立ち上げ、体制の充実も図っております。

また、小・中学校では、スクールソーシャルワーカーを増員し、体制の強化を図っているところでございます。

今後も、子どもに係る関係機関と連携 し、さまざまな方面からの施策を研究して まいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 まちごと・丸ごと防災体制 についてのご質問にお答えいたします。

大阪北部地震や台風21号などの災害を経験しまして、また、これからの地震や水害を想定いたしますと、市民の生命と財産を災害から守るには、自助・共助・公助の強化と連携を市域全域で取り組むまちごと・丸ごと防災体制を一層推進する必要がございます。

このまちごと・丸ごと防災体制とは、三 助の有機的な連携による相乗効果で市全体 の防災力を底上げするもので、具体的な施 策といたしましては、出前講座や各自主防 災訓練の支援のほか、防災サポーターの養 成や防災士の資格取得費補助、また、先日 開催いたしました防災サミットなどがござ います。これら全ての防災関連施策によ り、市を挙げてまちごと・丸ごと防災体制 をつくり上げてまいりたいと考えておりま す。

続きまして、液体ミルクの災害備蓄についてのご質問にお答えいたします。

乳児用液体ミルクは、粉ミルクのように お湯で溶かして冷ます必要がないため、災 害発生直後のライフラインが滞った状況で も、すぐに乳児に飲ませることが可能でございます。このため、災害時の備蓄として、他市では本年度に備蓄を予定されるなど、注目が集まっておるところでございます。

本市におきましても、乳児用液体ミルクに関して情報収集を行っているところでございますが、メリットだけではなく、粉ミルクと比較いたしますと価格が高額であること、また、消費期限が半年から1年と短いことなどのデメリットも確認をいたしております。このため、引き続き情報を収集し、市の備蓄品に加えるかどうかを見きわめてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 LGBTの理解を深める ための取り組みについてのご質問にお答え いたします。

LGBTをはじめとして、体の性、心の性、性的関心の向かい合い方など、一人一人に違いがあるにもかかわらず、その違いにより、偏見や無理解によって生きづらさや不安を抱えておられる方々がおられます。

本市では、憲法を守り人間を尊重する平 和都市宣言を行い、人間尊重のまちづくり を進めております。豊かな人権文化を育 み、全ての市民の人権が尊重されるまちづ くりに取り組んでおり、第3期摂津市男女 共同参画計画に基づき、性別にかかわらず 誰もが暮らしやすい社会を目指すため、性 の多様化の理解促進に向け、市民の方々に 向けた啓発冊子の作成や配布、講座の開 催、職員向けの研修などを実施いたしてお ります。

また、学校現場におきましては、教職員、児童に向け、当事者をお招きしての講

演を実施し、全小・中学校に2名以上の教諭による性的マイノリティーの窓口を配置するなど、さまざまな取り組みを行い、知識の普及と差別意識の解消に努めているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

(高尾建設部長 登壇)

○高尾建設部長 千里丘三島線の歩道改修と 香露園1号線の大型車両規制のめどについ てのご質問にお答えいたします。

まず、市道千里丘三島線の歩道拡幅事業 につきましては、千里丘駅南交差点から千 里丘東2丁目交差点までの区間において、 西側の歩道拡幅は完成しておりますが、東 側は、令和5年度末の完成を目指し、現 在、用地取得に努めているところでござい ます。

道路上の交通規制に関しましては摂津警察が所管しておりますが、千里丘ガードにおける大型自動車等通行どめの規制は、市道千里丘三島線の歩道拡幅事業完成後、同規制を解除することとされております。

市道千里丘三島線は、市の骨格を形成する幹線道路でありますが、現在、起点の千里丘ガードから大型自動車等の流入規制がなされていることから、香露園1号線におきまして、同車両の交通規制がない状態のため、地区内道路の性格を有する道路で同車両が通行している状況は、改善すべき課題と認識しております。

こうした状況から、市道千里丘三島線の 歩道拡幅事業につきまして、一日も早く完成させるべく、引き続き取り組んでいくと ともに、同路線の歩道拡幅の完成を待たず とも、大型自動車等通行どめの規制解除と 香露園1号線の同規制がなされるよう、摂 津警察に申し入れてまいります。

続きまして、道路パトロールに関するご

質問にお答えいたします。

本市の管理する道路の日常パトロールにおきましては、幹線道路と地区内道路で項目の点検頻度を分けております。各地区を結ぶ幹線道路は、交通量が多く、緊急時の避難経路でもありますことから、車道舗装のわだちや不陸、クラック等を中心に点検し、不具合の程度により応急復旧いたします。一方、地区内道路は、地域の方の利用が中心となりますことから、舗装の剥離の点検補修、不法投棄などの確認・撤去を中心に行っております。

道路パトロールの体制や頻度につきましては、職員2名でパトロール車から目視できる範囲で点検しており、幹線道路で一つ、地区内道路では四つに区分し、おおむね平日5日で巡回しております。

また、日常の道路パトロールに加え、徒歩による歩行点検、街路樹点検、照明灯及び道路標識点検、舗装測定点検、橋梁定期 点検など、さまざまな点検管理を実施して おります。

さらには、電話やホームページなどにより市民の皆様からの情報もいただきながら、維持管理の充実に努めているところでございます。

- ○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 それでは、これよりは一問 一答で行いたいと思います。

1番目のまちごと元気!健康せっつ21 についてですが、今後も効果的な取り組み や市民に対する効果的なアプローチに努め ていくとご答弁いただきました。

本市では、これまでの取り組みで、体操やウオーキングといった運動面での取り組みが市民に深く浸透しているのに対しまして、食または栄養に関する取り組みがまだまだ浸透していないことを以前から指摘し

てまいりました。以前の健幸マイレージでは、「減塩生活の私の目標」であったり、また、「野菜たっぷり生活」といった部分が健幸ノートにあって、大変取り組みやすかったと思いますが、新しいマイレージにはそういったものはありません。しかし、この健幸マイレージも、参加者だけが実践するといったことで、大変もったいない状況にあったと思います。

先日、民生常任委員会で足立区のベジタベライフ活動の視察に参りましたが、「野菜を食べよう・野菜から食べよう」と大変わかりやすく、取り組みやすく、そして、さまざまなPR方法を駆使して全世代で展開され、糖尿病予防等に成果を出しておられました。こうした取り組みも参考にしながら、市民が取り組みやすい施策をつくる必要性があると思いますが、市としての考えをご答弁お願いいたします。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。

それでは、健幸ノート等の取り組みに対する2回目のご質問にお答えいたします。 健幸ノートの取り組みにつきましては、 平成29年度末をもって終了し、平成30 年度後半からは、同事業を引き継ぐ形で、 市民の皆様に楽しみながらより多く歩いて もらうことをテーマに新たな健幸マイレー ジ事業を開始したところでございます。健

幸ノートに対しましては、市民からも、健

康目標などが明記され、わかりやすかった

とのご意見もいただいているところでござ

います。

また、議員がご指摘のとおり、足立区の ベジタベライフ活動につきましても、野菜 の摂取量増加に力点を置き、市民に強力に 働きかける点で、市民にとって非常にわか りやすい活動であると考えております。

食育につきましては、生活習慣の根幹に

かかわるテーマであるため、地道な活動を 市民にわかりやすく効果的に展開していく 必要がございます。本市におきましては、 市民にわかりやすい食育の取り組みといた しまして、従前から取り組んでおります手 ばかり栄養法の啓発に努めていくととも に、北大阪健康医療都市におけるまちづく りを生かし、国立循環器病研究センターが 推奨し、減塩の新しい考え方であります 「かるしお」の啓発などの取り組みや、運 動と食事に関する我が国唯一の研究機関で あります国立健康・栄養研究所との連携な どに努めてまいりたいと考えております。

藤浦議員。

- ○藤浦雅彦議員 健康ということにつきましては、本市の重点テーマにもなっております。いよいよ7月より国循が開業し、そして、先のG20では世界の保健相が視察に訪れるなど、健都が世界に発信されていく中で、市民の健康寿命を伸ばす取り組みについて、きょうは多くの市民の傍聴がありますので、市長のほうからその思いを述べていただきたいと思います。
- ○嶋野浩一朗議長 市長、答弁。
- ○森山市長 藤浦議員の質問にお答えをいた します。

さっきも同じようなことを言ったんですけど、超少子高齢社会、これも平成の残した難しい課題の一つでございます。30年の間に支える側であった現役世代が1,000万人以上、支えられるほうに移ってしまわれました。長寿社会がどんどん進んでいるということでございます。そういえば、あたりを見渡しますと、着実に人生100年時代が近づきつつあるような気がいたします。それだけに、今後、支える立場といいますか、現役世代の基であります子どもがどんどん減っていくことが非常に気

になるというか、深刻でございます。この ギャップを埋めなかったら、これからの高 齢社会は成り立たなくなってしまうおそれ があります。ギャップを埋めるといったっ て、簡単に埋まるもんじゃございません。 お金、制度、物、もちろん必要ですけれど も、それよりもといいますか、同等に大切 なのが、やっぱりお年寄り一人一人の自覚 と言ったら怒られますけれども、意欲、こ れがないとなかなか結果につながらないと も思います。そういう意味では、我々行政 は、そのサポート、環境づくりにしっかり 応えていかないと前に行かんわけでござい ます。

そんなことで、5年前ですかね、先陣を切って、まちごとフィットネス!へルシータウンせっつということでいろんな取り組みを進めてまいりました。今年10番目のウオーキングコースが完成して、一つの線で結ばれることになったんですけれども、健歩会等々、ウオーキングチームといいますか、また一方で体操クラブ、これが全市にその輪が広がる等々、一つ一つ着実に成果を出してきたと私は思っております。

- ○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 市長、ありがとうございま した。

以上で1番目の質問を終わります。

次に、2番目に、食品ロス削減推進法と本市の取り組みについてですが、この取り組みは、人間基礎教育の節約の心の実践として、これまでに一般質問で取り上げてまいりましたが、一つ一つ前進させていただいていることを評価したいと思います。

このたびの法律では、第4条に、地方公 共団体は地域の特性に応じた施策を策定 し、及び実施する責務を有すること、第7 条には、国、地方公共団体、事業者、消費 者、食品ロスの削減に関する活動を行う団 体その他の関係者は、相互の連携を図り協 力するよう努めること、また、第13条に は、地方公共団体の食品ロス削減推進計画 の策定の努力義務について記載されていま すが、それぞれどのように認識をされてい るのか、ご答弁をお願いいたします。

- ○嶋野浩一朗議長 環境部長。
- ○山田環境部長 食品ロス削減推進法に対す る本市の考えについてのご質問にお答えい たします。

食品ロス削減推進法は、食べ物をむだに しない意識の醸成と、その定着を図ってい くこと、また、まだ食べることができる食 品については廃棄することなく活用するよ うにしていくことなどが規定されており、 まさに本市が掲げる人間基礎教育の節約の 心と通じるものと考えております。

食品ロスの削減は、食品の生産から消費 までの各段階において取り組む国民運動と して位置づけられており、本市におきまし ても、これまでの取り組みに加え、飲食店 における食べきり運動の推進や、家庭にお ける買い物や調理方法の工夫など、市民、 事業者がそれぞれの立場において主体的に 課題に取り組むことができるようサポート してまいりたいと考えております。

また、計画策定につきましては、法の施 行後、国におきまして食品ロスの削減の推 進に関する基本方針が示されることとなっ ており、国・府の方針等を踏まえて検討し てまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 さらに、第19条でフード バンク活動支援についても記載されており ます。これまでの一般質問において、ごみ 減量、地球温暖化対策、貧困対策の一石三 鳥となる取り組みとしてフードバンクの活 動を提案してまいりましたが、本市では、 府下の自治体に先駆けて、ふーどばんくO SAKAと協定書を締結して、生活困窮者 自立支援事業で連携をされています。これ からの取り組みに期待するところでありま す。

また、先日、民生常任委員会で前橋市のフードバンクまえばしを視察しましたが、市が委託をして自前でフードバンクを展開され、市内業者や個人から食品を集めるとともに、生活困窮者自立支援や、子ども食堂、子ども学習塾と連携をされておられました。本市におきましても、ふーどばんくOSAKAと貧困対策について協定を結んでおられますが、委託することも可能だと思いますが、こうした取り組みについて、本市の検討についてご答弁を行いたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 環境部長。
- ○山田環境部長 フードバンクに関する検討 についてのご質問にお答えいたします。

フードバンク活動は、家庭で余っている 食品や、食品メーカーで出荷できない商品 を集め、フードバンク団体等を通じて生活 困窮者や高齢者施設等に寄附する活動で、 食品ロスの削減及び世界貢献につながる取 り組みとなっております。

近隣市におきましても、イベント時におけるフードドライブやフードバンク活動の支援の活動の事例もあり、現在、そういった事例を参考に、関係機関等へのヒアリングを進めているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員の質問の途中で ございますが、ここで一度休憩を挟みたい と思います。

暫時休憩します。

(午前11時56分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

- ○嶋野浩一朗議長 再開します。
 - 一般質問を続けてまいります。 藤浦議 員。
- ○藤浦雅彦議員 それでは、4回目は要望になりますが、フードバンクを介することによって、食品ロス削減だけにとどまらず、ごみ減量、地球温暖化対策、貧困対策の一石三鳥となる取り組みとなります。先進事例を参考に、実現に向けてよく研究いただきたいと思います。そして、まずは、さらに一歩進めるためにフードドライブの実施を要望いたします。

次に、3番目の子どもの貧困対策についてですが、貧困の連鎖を断ち切るためのさまざまな取り組みをいただいておりますことを評価いたします。

日本では、13.9%、約7人に1人の子どもが貧困ラインの下にいるとすれば、 摂津市内では約1,700人となるわけですが、その中で、貧困家庭への行政の支援が必ずしも届いていないことが問題視されています。支援が必要な家庭にどうやって 支援情報を伝えるのか、そのために行政が 貧困家庭をどう把握していくかが課題だと 言えます。特に、SOSを出せない、また は出さない隠れた貧困が取り残されないよ うに把握し、支援することが重要だと思い ますが、本市の取り組みについてご答弁を お願いいたします。

- ○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 子どもの貧困対策といたしましては、課題を抱える子どもや保護者を早い段階で発見し、支援につなぎ、見守ることが大切であると認識をしております。

本市では、子育て支援、児童虐待防止を 目的とした子育で支援ネットワーク推進会 議や要保護児童対策地域協議会において、 貧困に関する情報共有や支援体制の構築に 努めておるところでございます。また、こ んにちは赤ちゃん訪問事業や乳幼児の健診 などのほか、母子・父子家庭自立支援員に よる相談での内容から必要な支援を行って おります。さらに、保育所、幼稚園、学校 生活においても、一人一人の状況把握に努 め、適切な対応を行っております。

今後も、関係機関が連携し、支援を必要 とする世帯を見逃さず、また、必要な支援 を届けられるよう取り組んでまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 さまざまな取り組みをして いただいておりますことを評価したいと思 います。

一つ心に残る取り組みを紹介したいと思いますが、NPO法人フードバンク山梨では、貧困家庭に食べ物の詰め合わせを定期的に送るフードバンクこども支援プロジェクトを展開されていますが、山梨県の八つの市町で子どもの貧困対策連携協定を締結し、それぞれの市の教育委員会と連携をし

て、学校を通じて支援の申請書が直接家庭に届くように配布され、SOSをキャッチすれば支援が開始される仕組みをつくられています。配送についても、周囲に気づかれないように宅配便を使っているそうです。そして、多くの企業や事業所、個人から、プロジェクトに賛同し、寄附を受けて、多くの企業や事業所、個人がら、プロジェクトに賛同し、寄附を受けて、多くの企業や事業所、個人がら、プロジェクトに賛同し、寄附を受けています。先の質問にも通じて、から、前橋市のように委託をしてフードバンクを開設すれば、こうした取り組みも可能になります。西別館が解体されますが、この跡地に開設できれば、まさにワンストップサービスが実現できます。ぜひ研究していただきたいと思います。

さて、改正子どもの貧困対策推進法の成立に伴い、子どもの貧困対策の計画は市町村でも努力義務となりました。府下に先駆けて計画を策定し、子どもの貧困の連鎖の解消に取り組んでいくべきであると思います。ちょうど今年度、子ども・子育て支援事業計画の後期計画を策定されますので、大阪府と同じように、そのことを盛り込むことができるのではないでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

- ○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 これまで、大阪府や 他市町村の実態調査結果や本市での就学援 助率など、さまざまな指標等を勘案し、新 たな施策の創設を図ってまいりました。今 後も、関係機関との連携を行い、それぞれ の施策の充実を図ってまいりたいと考えて おります。

今回の子どもの貧困対策の推進に関する 法律の改正の内容につきましては、改正内 容の詳細把握に努めるなど、国、また大阪 府の動向を注視し、検討してまいりたいと 考えております。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 今回の子どもの貧困対策推進法の改正は、市町村でも貧困対策計画を策定して取り組みを強化することが柱となっております。子どもを重点テーマに据える本市では、敏感に反応することが重要です。子どもの貧困問題においては、一人も取り残さないとの思いで子どもの貧困対策計画を策定し、オール摂津で取り組まなければならない重要な課題であります。今後検討していくとありましたが、早期に計画を策定し、全庁挙げて取り組みを開始していただくように強く要望いたします。

次に、4番目の新生児聴覚検査についてですが、厚生労働省から平成28年3月に新生児聴覚検査の公費負担を求める通知が出されておりますが、本市では、平成30年度には公費負担なしで実施率95%まで上昇したとのことでした。これは一定評価したいと思いますが、この厚生労働省からの通達のこともあり、総合計画第8次実施計画においては、この新生児聴覚検査費用の還付制度の導入について、平成30年度に検討、そして、第9期実施計画において、平成31年度に導入実施とされていますが、なぜ計画どおり実施されていないのか、ご答弁をお願いいたします。

- ○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 新生児聴覚検査の公 費負担制度の導入についてのご質問にお答 えいたします。

新生児聴覚検査につきましては、国の通知におきましても、検査の周知啓発と併せて、市町村において公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減に努めることとされております。

大阪府下におけます新生児聴覚検査の公 費負担制度につきましては、昨年度当初は 1団体のみ実施しておりましたが、本年度 につきましては、北摂で実施する市町村は ないものの、府下全体で11市町村に拡大 しております。

議員がご指摘のとおり、本市の総合計画 実施計画におきましては、第9期実施計画 の中で、平成31年度に新生児聴覚検査の 公費負担制度を導入することとなっており ます。しかしながら、現在、本市の検査実 施率が高いこと、府下でも実施市町村は少 数で、北摂におきましては実施する市町村 がないこと、制度設計には各医療機関との 調整や協力等が必要なことなど、制度導入 に当たりましては、さらなる研究、分析、 効果検証等が必要であると考えており、引 き続き、大阪府や近隣自治体、各関係機関 との情報連携を図りつつ、制度導入につい て検討してまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 先ほど答弁にありますよう に、これまでは公費負担制度を導入する自 治体が全国で1割を満たなかったようです けども、今年に入って、大阪市をはじめ府 下で11市、全国でも43%の自治体が導 入する見通しになりました。難聴の新生児 は1,000人に1人か2人いるとされ、 聴覚検査で発見されれば、早期に適切な療 育や支援を始められ、言葉の発達などへの 悪影響が抑えられます。検査は、母親が妊 娠中に風疹と診断され難聴を伴うおそれが ある新生児を除いて保険が適用されず、 3,000円から1万円程度とされる検査 費用は全額自己負担となります。子育て世 代の負担軽減にもつながりますし、また、 受検率100%の達成の後押しにもなりま す。さまざまな問題もあろうと思います が、総合計画第9期実施計画どおり、何と か年度途中からでも新生児聴覚検査費用の 公費負担制度の導入を実施されるよう強く

要望いたします。

以上でこの質問を終わります。

次に、まちごと・丸ごと防災体制についてですが、現在、防災サポーター研修会の展開や第1回目の防災サミットの展開がありました。その開催で、まちごと・丸ごと防災体制のための具体的な事業が展開されておりますが、なぜもっとこのまちごと・丸ごと防災体制というキャッチフレーズといますか、言葉、また意味、市長の意気込みを市民に周知されないのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 ご答弁いたします。

先ほどの答弁の中でもございます防災サポーター制度や防災サミットの開催につきましては、ホームページ、広報誌、公民館などへのリーフレットの配架などを通じまして広報いたしましたところ、多数の市民の方にご参加いただくことができ、まちごと・丸ごと防災体制づくりという市の理念を一定発信できたのではないかと考えております。

このまちごと・丸ごと防災体制という言葉は、本年度の市政方針から使い始めた言葉でございますが、今後においても、本市の防災行政全般を象徴する言葉として、自主防災訓練や、また出前講座などで、その理念とともに積極的に発信してまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 事業はスタートダッシュが 大変肝心であります。今回、重要な取り組 みであったまちごと・丸ごと防災体制が掲 げられていないというのは、やっぱり職員 の意識の中にまだまだ浸透していないあら われではないかと私は思っています。災害 時には全職員が災害対応にかかわることか

ら、まずは全職員にこのまちごと・丸ごと 防災体制をしっかりと浸透させるととも に、市民に対しましても、のぼりや横断幕 といった目につくグッズで、摂津まつりの イベントや総合防災演習、自主防災訓練な どでPRいただくことを提案したいと思い ます。そして、オール摂津での取り組みと なるように、啓発と周知と事業の展開を要 望いたします。

最後に、先ほども森山市長から松本議員 のときにも答弁がありましたけども、この まちごと・丸ごと防災体制にかける意気込 みを再度お聞かせいただきたいと思いま す。

- ○嶋野浩一朗議長 市長、答弁。
- ○森山市長 藤浦議員の防災についての質問 にお答えをいたします。先ほどの質問にも いろいろお答えいたしましたが、重複を避けたいと思います。

今のご質問の中では、特に庁内体制に視点が当たっていたと思いますけれども、まずその前に、まちごと・丸ごと防災という表現をいたしましたが、このまちごと・丸ごとというのは、防災だけではなく、ほかの施策にも当てはまる言葉でございまして、要は、オール摂津、みんなでということで強調する言葉にもなっております。

職員で申しますと、役所の職員は一人の 労働者としての権利を持っておりますが、 一方で365日24時間全体の奉仕者でも あります。両方とも同じように大切な価値 観ではないかと思いますが、時には全体の 奉仕者が優先することがあります。それは 防災、災害時です。災害時は、まさに全体 の奉仕者が優先すると私は職員に常々申し ております。

ただ、そう言いましても、昨年の災害 等々でも感じましたけれども、職員だけで はどうにもならないこともままあることも 事実であります。そういう意味では、奉仕 者としての思いを当然徹底していくこと と、やっぱり地域の方々のお力といいます か、共助がないとなかなか結果には結びつ かないわけでありますから、市民の皆さん が、よし、役所もそこまで頑張るのであれ ば我々もやるぞと思っていただけるよう な、そういう対策をしっかりと指導力を発 揮して感じていただくようにしたいと思い ます。

以上です。

- ○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 市長、どうもありがとうご ざいました。私も、微力ではありますけ ど、全力を挙げてこのまちごと・丸ごと防 災体制の実現を目指して頑張っていきたい と思いますので、よろしくお願いします。

次に、6番目、液体ミルクの備蓄についてですが、この期限について、A社の製品は消費期限が6か月、M社の製品は消費期限が1年ということで、他の備蓄品に比べますと期限が短く、ローリングストックの回転が速くなることが特徴です。なので、保育所等で備蓄し、消費期限前に使っているのが効率的なようです。効率的な液体ミルク備蓄の検討をお願いしたいと思います。

一方で、公共施設に備蓄できる量には限りがあります。災害時要援護者である乳児を抱えた各家庭でストックしていただくことが重要だと思います。乳児を抱える親に防災意識の啓発を図る取り組みとして、乳幼児用防災グッズを贈呈する防災ファースト事業の展開をしている市がありますが、こうした事業を通して各家庭での液体ミルクの備蓄をしてもらうことが必要だと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 日常品の全般の備蓄啓発に ついてでございますが、広報誌や防災タウ ンページ、出前講座を通じまして周知に努 めているところでございます。

その中で、乳児がおられるご家庭には、これまでも粉ミルク、哺乳瓶、離乳食、おむつ、お尻拭きなどのご用意をいただきたいとお願いしてまいりました。しかし、災害の程度によっては、お湯が沸かせない状況や、急激な環境変化により母乳が出ないといったことも想定されますことから、今後は、各家庭に液体ミルクの備蓄をしていただくよう働きかけてまいる所存でございます。

- ○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 先ほど、広報誌、防災タウ ンページ、出前講座を通して周知されてい るとご答弁いただきましたが、母子健康手 帳と一緒にもらう、これは宝くじの原資で つくられた冊子ですが、この中にも実は一 部記載をされておりますけども、特に乳児 を持つ世帯にはもっと積極的に、出生届と 引きかえに、乳児を抱える家庭の防災備蓄 品のインパクトのあるパンフレットととも に、ローリングストックで消費期限が1か 月程度に迫った液体ミルクを見本として渡 して、そして備蓄を呼びかければ、赤ちゃ んに対してのお試しもできて、より効果的 に活用ができると思います。これは参考と してぜひ検討していただくように要望とい たします。

次に、LGBTについてですが、各地で理解が進む中で、2015年11月に、東京都渋谷区、世田谷区で同性パートナーシップ宣誓制度の導入がスタートし、導入したのが3年半で20自治体になっています。大阪府下では、大阪市、堺市、それか

ら枚方市で導入されており、この7月1日 からは都道府県で初めて茨城県が導入をい たします。

その同性パートナーシップ制度が持つ大きな役割の一つが当事者の可視化であります。同性パートナーシップ制度ができるまで、LGBTの人たちに対して、そんな人がいるんですかという声もありました。しかし、制度ができたことで、LGBTの人たちが見える存在となり、さらに、自治体に認められたことで当事者たちも声を上げやすくなったそうです。

同性パートナーシップ制度は、LGBT の人たちの日々の生活を変えております。制度を利用した同性カップルからは、病院でパートナーの手術の同意書にサインができたとか、また、同性カップルに対する周囲の理解が進んで生活しやすくなったなど、喜びの声が上がっているそうです。

本市でも、この同性パートナーシップ宣 誓制度の導入についてどのように考えてお られるのか、ご答弁をお願いいたします。

- ○嶋野浩一朗議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 パートナーシップ制度についてのご質問でございます。

同性カップルだというだけで社会保障が 平等に与えられないことなど、現実的な悩 みを抱えておられることは承知しており、 また、性的少数者に対する偏見や差別的な 扱いについてはあってはならないものと考 えております。

同性パートナーシップ承認制度を行う取り組みが徐々に行われてきていますことは認識いたしているところでございますが、パートナーシップの承認につきまして、婚姻関係と同等の生活ということをどのように認定すればいいのか、戸籍や住民票と異なり、法律に基づかない証明書がどの程度

実効性が担保されているものであるかということも含め、当事者や有識者からのご意見、お話を伺い、実情の把握と課題の整理に努めていきたいと考えております。

まずは、これまでの取り組みに加えまして、性的マイノリティーの方々が安心して暮らせるよう、窓口対応マニュアルの整備、職員研修の充実、市民向けの講座の開催など、性の多様性を尊重できるよう啓発活動を行いつつ、実施の先進自治体での取り組み事例を調査・研究してまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 ご答弁ありがとうございます。今後も、性的マイノリティーの方々が安心して暮らせるように、窓口対応マニュアルの整備とか職員研究の充実、それから研修の充実、市民向けの講座の開催、先進自治体での事例の調査・研究を行っていくということですので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。そして、いろんな諸問題があると思いますけども、社会的理解が大きく進められる同性パートナーシップ宣誓制度の導入について、前向きに検討をお願いし、これは要望といたしておきます。

次に、8番目の香露園1号線の大型車両 規制のめどについてですが、市道千里丘三 島線の歩道整備については、一日も早い完 成を目指すということでございますので、 よろしくお願いしたいと思います。

また、先ほど、市道千里丘三島線の歩道 拡幅事業を待たずとも、大型車両規制解除 と香露園 1 号線の大型車両規制に向け、摂 津警察に申し入れていくとご答弁いただき ましたので、このことにつきましては強く 強く強く申し入れていただきますようにお 願いし、要望といたします。

次に、9番目、道路瑕疵についてです

が、先ほどの答弁では、職員もどんどん少なくなっていく中で、決して十分なパトロールができているとは言えないのではないか、道路瑕疵が減らないのではないかと思うわけでございます。これまでも、カーブミラーが倒れて車を傷めたり、また、道路の水たまりでわからなかったくぼみに車のホイールがへこんだ、また、今回のように溝ぶたによるけがは以前にもありました。チェックしなければならない項目は多岐にわたります。さらに強化しなければならないと思います。

そうした中で、一つの例として、芦屋市や、また豊中市では、SNSを利用して市民から情報を寄せていただく協働での道路行政を始めておられます。芦屋市の例を紹介いたしますが、これは、LINEを利用して、芦屋市がLINEに登録しまして、市民と芦屋市が友達登録をして、そして、道路に穴があいている、また、カーブミラーがあいているなどの写した写真と、市がという方法です。これがら位置情報を添えて送る、すると市がそれに対して解決するという方法です。これだと、市がLINEに登録するだけでも始めることができます。

芦屋市と友達になっている芦屋市民は、昨年12月で500人を超えているそうでございます。芦屋市の担当課の担当者は、電話での要望では、不具合がある現場の特定に時間がかかり、損傷の程度が現場に行くまでわからなかったが、LINEだと現場の写真や位置情報も送られてくるので、スピーディーに現場に急行できるし、持っていく装備があらかじめ検討がつくようになったと語っておられます。

市民から道路や公園に対する要望は日ご ろからたくさんあります。私もたくさん受 けることがあるんです。市民にとって都合 しやすく、行政にとってより効率よく維持 管理に対応できる仕組みが必要だと思いま すが、市としてのお考えをご答弁お願いし ます。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 本市といたしましては、先 ほどの答弁で申し上げましたとおり、道路 パトロールに加えまして、電話やホームペ ージの問い合わせなどにより市民からの情 報をいただいておりますが、議員がお示し のとおり、SNSなどのさまざまな媒体を 通じ、より多く情報収集していくことは、 維持管理を充実させていく上でも重要であ ると考えております。

今後、青色防犯パトロール車やバス事業者、運送事業者などの運転手にも、業務中に破損箇所などを発見された場合、電話やQRコードを活用し、情報をいただけるよう協力要請することで、広く情報収集してまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 先ほども申し上げましたけども、どんどん職員も減少しているという中で、しかも、しっかりと安全・安心を守っていかなければならないということでございます。道路行政は範囲が非常に広い。例えば、交通事故等の対策も道路行政の中でやらないといけないし、先ほど瑕疵担保がありましたけども、そういう取り組みもしないといけない。これは職員だけではないといけない。これは職員だけできないということで、しっかりと市民に協力を求めて、そして市民と協働でともに道路行政を行っていけるような、そういらシステムの構築をぜひとも事例を参考にしながら構築していただくようお願いいたしまして一般質問を終わります。
- ○嶋野浩一朗議長 藤浦議員の質問が終わり

ました。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1、災害時の119番コールトリアージについてですが、全国的にも既に人口減少社会に突入し、高齢化の進展などもある中で、行政サービスを安定的・持続的・効率的に提供するためには、限られた行財政資源を有効に活用することが必要であります。消防行政も例外ではなく、市民の生命、身体、財産を守るという根源的な行政サービスであることを鑑みれば、必要な消防力の維持・確保は不可欠なものであることから、人員、車両、資機材など、限られた消防の資源を最大限に有効活用するさまざまな取り組みが求められると思います。

その一つが、119番通報が集中した際、通報内容から緊急度を判断して出動体制を決める119番コールトリアージであり、特に災害時にも活用しようとの動きが広がっておりますけども、本市の実績や取り組み、考え方についてお尋ねをいたします。

次に、2番目の避難所運営マニュアルに基づく実践についてでありますが、職員が避難所の開設・運営を円滑に行うための実施手順などをまとめられたものとして、女性の視点を生かすことなどの修正をされながらと思いますが、現在の避難所運営マニュアルの内容についてお尋ねをいたします。

次に、3番目、補聴援助システムの導入 についてでありますが、摂津市内の児童・ 生徒におきましても、少数かと思います が、聴覚障害の方がおられます。教室などにおける集団学習におきまして、聴覚障害の方からすれば、話し手との距離が離れている場合、補聴器も対応の一つでありますが、教科書をめくる音、椅子や机を引く音、反響音、校外からの音などの暗騒音があり、音声が減衰したりするため、先生などからの言葉の聞き取りが難しくなるということでございます。

ご相談をいただいた保護者の方からも、このような状況下におきましては、授業での先生の話が理解できにくくなり、より聞こうとするので体力的にも負担があるとのことであります。学力や学習意欲の低減が生じる環境になってはいけないと思います。配席などに気を使っていただいているそうでありますが、聴覚障害の方が教室での授業などにおいてよりよい学習環境を整えるためにも、補聴援助システム、いわゆるロジャーの導入を行っていくべきと思いますが、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、4の(1)人工知能による総合案内サービスの導入についてでありますが、今、銀行における融資の分析や審査、車の自動運転、営業店から本部への質問、照会を人工知能が代行しての業務効率化を図るなど、さまざまな分野で人工知能を活用されています。

行政におきましても、埼玉県戸田市は本年4月から本格導入されていますが、市のホームページにアクセスして、問い合わせたい項目をクリックし、必要事項を入力すると、会話形式で対応してくれる内容になっており、市民は市役所に連絡せずに知りたい情報が得られるだけでなく、市職員においては問い合わせ対応の仕事量の軽減にも効果があると期待されているとの内容

で、新聞掲載もされておりました。

本市におきましても、ホームページをリニューアルされてこられましたけども、次なる時代へとして、摂津市の顔とも言えるホームページにおきまして人工知能による総合案内サービスを実施することにより、市民への24時間365日のサービス向上になると思いますし、職員の稼働削減にもつながってくると思われますので、人工知能による総合案内サービスを導入していくべきと思いますが、考え方についてお尋ねをいたします。

次に、4の(2)保育施設入所選考の人工知能活用についてでありますが、今、市職員が行っておられる保育所の入所選考業務の現状についてお尋ねをいたします。

次に、5番目の自転車通行環境の向上についてでありますが、5月24日の委員会視察の佐賀市におきまして、自動車から自転車への転換促進と渋滞解消を目的とした自転車利用環境整備計画を平成29年度からの10か年として策定し、歩行者と自転車が通行しやすい整備を進めているとのことでありました。計画策定におけるアンケート回答におきまして、自転車通行の空間整備、駐輪場の整備、マナーの向上などができれば自転車利用が多くなるとの回答内容であったそうでございます。

今回の視察では3か所の説明がありました。1、自動車停車帯を自転車レーンに、2、幅員が狭い道路には側溝を整備しての矢羽根を路面記載、3、片側2車線道路を1車線にしての自転車レーン設置でありました。特に摂津市道に目を向ければ、自転車専用レーンをつくることは物理的に困難であると思います。それであるならば、路側帯や路肩を整備しながら矢羽根や自転車マークを路面記載することは可能と思われ

ます。自転車の通行部分を視覚的に明示する矢羽根・自転車マークの路面記載を進めていくべきと思いますが、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、6番目の安威川以南地域の振興に ついてでありますが、先日も駅前等再開発 特別委員会の中でも議論がございましたけ ども、まず初めに、人口減少への対策につ いてお尋ねをいたします。10年前の平成 21年5月と令和元年5月末での対比から 見ますと、外国人登録の集計もありますけ ども、摂津市全体では現在8万6,326 人で、2,446人、約3%増であります が、安威川以南では現在4万2,169人 で、1,644人、約4%減、中央環状線 以東では現在2万6,906人で、1,5 03人、約5%減と、東方面に行くほど減 少傾向にあり、安威川以南と安威川以北で の人口増減は顕著にあらわれています。ハ ード面の差はあるものの、人口減少対策を どのように考えておられるのかについてお 尋ねをいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○嶋野浩一朗議長 消防長。

(明原消防長 登壇)

○明原消防長 災害時の119番コールトリアージについてのご質問にお答えいたします。

昨年の大阪北部地震や台風21号上陸の際には、それまで経験のない数の119番通報が殺到いたしました。

吹田市・摂津市消防指令センターでは、 通常時、平成29年度の例では、1日平均 で約87件の119番通報を受けておりま す。大阪北部地震発生の6月18日は1日 で377件、また、台風21号が大阪に上 陸した9月4日は1日で564件の通報が あり、そのほとんどが地震及び強風被害発 生直後に集中しておりました。

両日、指令センターでは、災害発生直後から、通常4台運用の指令台を11台に増強する災害対応モードに切りかえ、対応を強化いたしました。通報される市民お一人お一人にとりましては、都市機能が混乱し、今まで経験のない中でのそれぞれの緊急ではありましたものの、消防機関としては効率的に部隊を運用する必要がございました。

そのため、指令センターでは、119番 受信時に緊急度と重要度に応じ事案を選別 する、いわゆるコールトリアージを行い、各隊、各車両を出動させ、それぞれの災害 事案に対応させたものでございます。119番の受信に際しましては、顔の見えない 通話だけで災害状況等の把握が必要であり、通信員の高い技術と迅速な判断が求められるところであります。

コールトリアージを行った結果、即対応に至らなかった特に救急事案につきましては、傷病者の容体が急変すれば、再度119番通報するようお願いするなど、丁寧に対応をいたしました。また、緊急度の順位が下がる警戒等の要請につきましては、時間経過に応じ、指令センターから通報者にコールバックを行うなどのフォローをいたしました。

指令センターにおきましては、現在、コールトリアージを考慮した災害時の対応マニュアルの作成を進めており、大規模災害発生時の緊急要請により的確に対応できるよう、119番受信体制のさらなる強化に努めております。

なお、昨年の二つの大災害発生時におきまして適切に指令業務を実施できましたことは、指令共同運用の大きなメリットであったと確信をいたしたところでございま

す。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。 (井口総務部長 登壇)
- ○井口総務部長 避難所運営マニュアルの内 容についてのご質問にお答えいたします。

このマニュアルは、平成21年5月に、 学校や公民館等で避難所の開設・運営を円 滑かつ的確に行えるよう作成いたしたもの でございます。マニュアルでは、避難所開 設・運営時における災害対策本部、避難所 責任者、自治会や自主防災会の役割につい て、発災から閉鎖までの流れを規定いたし ております。

それぞれの主な役割でございますが、災 害対策本部では、被害状況に応じて、避難 所運営で必要とされる物資や備品の調達、 そして、居住環境の保持や衛生対策などの 役割となっております。

次に、避難所責任者の役割といたしましては、施設の安全確認、運営記録及び報告となっております。また、避難所責任者は、自治会や自主防災会と協力して、避難者の受け入れ、広報活動、生活物資の配給、災害時要援護者への対応、避難所自治会組織づくり及びボランティアニーズの把握などを行うものと規定いたしております。

続きまして、人工知能による総合案内サービス導入についてのご質問にお答えをいたします。

近年、人工知能、いわゆるAI、インターネット、IoT、ロボットによる業務自動化、RPAの技術が急速に向上しております。このうちAIの分野では、コールセンター業務などの顧客の問い合わせ対応において、回答候補の提示や音声等による自動で応答するプログラム、いわゆるチャットボットなど、AIを活用した業務効率化

の取り組みが進められております。

自治体での取り組みといたしまして、埼 玉県戸田市では、市への問い合わせが多く 寄せられる子育てをはじめ、引越し等の住 所変更の手続、住民票や戸籍等の請求な ど、行政への問い合わせ全般をAIを用い て案内するAI総合案内サービスを今年4 月から実施されておられます。このシステ ムでは、行政32分野1,500項目の回 答が用意されており、今後は、市独自の質 間や音声入力、また、多言語に対応できる よう、サービスの内容を充実させたいとの 報告もございます。

日本の生産人口が減少している中で、市民の行政へのニーズは多様化・複雑化・高度化してきており、自治体は限られた数の職員で質の高いサービスを提供することが求められておりますが、その一方で、働き方改革による超過勤務時間の抑制も求められております。これらの課題の解決に当たり、AI、RPAは実現性が高く、効果が大きいとして、企業、自治体では導入の検討を進められているところでございます。

本市におきましても、AI、RPA等の 導入を検討するための庁内会議を立ち上げ ており、時代のニーズに合った市民サービ スの安定的な提供や働き方改革の推進に向 けて、研究をさらに進めてまいりたいと考 えております。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。 (北野教育次長 登壇)
- ○北野教育次長 補聴援助システムの導入に 対する考えについてのご質問にお答えいた します。

現在、本市において、耳の聞こえに困難 さを抱える児童・生徒が複数在籍してお り、当該校では、教室の座席を前方にする ことや、英語のリスニングテストの際にイ ヤホンを使用するなど、個に応じた配慮を 行っております。

ご質問の補聴援助システムは、教員など 話し手が使用する送信機と聞き手が使用す る受信機を活用することで、騒がしい場所 や話し手との距離がある場面での聞き取り に有効なシステムと考えております。これ まで本市の学校では活用実績はございませ んでしたが、今後は、児童・生徒の聴力等 の状況やニーズを調査し、教育における合 理的配慮の観点からも、必要に応じて補聴 援助システムの導入について検討してまい ります。

- ○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。 (小林次世代育成部長 登壇)
- ○小林次世代育成部長 本市の保育所等入所 一斉受付と入所選考の現状についてのご質 問にお答えいたします。

平成31年4月からの入所につきましては、平成30年10月31日から11月8日の間、入所一斉受付を実施いたしました結果、申込者数は621名でございました。入所選考に当たっては、児童の家族構成や家族の就労状況、兄弟姉妹の入所状況や入所希望などを指数表で点数化し、その点数の高い方から優先して入所決定をしております。また、入所申込書には、希望施設を第7希望まで記載していただき、複数の職員で調整しながら選考作業を行うことから、相当の事務処理時間を要しております。今後も、事務の効率化を図りながら、公平で丁寧な入所選考事務を行ってまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。 (高尾建設部長 登壇)
- ○高尾建設部長 自転車通行環境の向上についてのご質問にお答えいたします。

本市が取り組みます自転車通行空間の整

備につきましては、これまで、平成28年に、モノレール南摂津駅から大阪高槻線までのはなみずき通り約300メートルにおきまして、国の安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインに基づき、車道部分に矢羽根型の路面標示を設置いたしました。

また、大阪府の取り組みでは、これまで、大阪高槻京都線において路面標示を実施されましたが、今回、大阪高槻線で、はなみずき通りとの交差点から鳥飼仁和寺大橋との交差点を経由し、八尾茨木線の鳥飼基地南交差点までの区間で、自転車通行空間の整備を予定していると聞いております。

今後、大阪府と連携し、モノレールの南 摂津駅からの連続したネットワークを形成 するため、比較的道路幅員が広く整備が行 いやすい鳥飼土地区画整理の区域の市管理 道路の中から路線を選定し、鳥飼エリアの 自転車通行空間を面的に創出していけるよ う検討してまいります。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 人口減少対策のご質問に ついてお答えいたします。

人口動態につきましては、右肩上がりに 増加していく動きから減少に転ずる傾向が 全国的に見られております。本市におきま しては、市全体を見ますと、南千里丘や健 都の開発等により総人口は若干増加してお ります。

しかしながら、議員からもご紹介がございましたように、地域で見てみますと、安威川以北地域は増加傾向となっており、逆に安威川以南地域は減少傾向となっております。また、2014年以降は以北地域より以南地域の人口が少なくなってきているような状況にございます。人口減少への対

策につきましては、交通の利便性や安全・ 安心なまちづくり、子育て環境等、多岐に わたりますことから、各分野において取り 組みを検討していく必要があると考えてお ります。

- ○嶋野浩一朗議長 村上議員。
- ○村上英明議員 それでは、2回目からは一 問一答でお願いをいたします。

初めに、災害時の119番コールトリアージについてでありますが、昨年の地震のときには平時の約4倍、台風では約6倍の119番通報があったということでございました。市民の生命を守るという観点からの自然災害、また、群衆事故等への対応の自然災害、また、群衆事故等への対応するようであります。平時もそうでありますが、特に災害時におきましては、漁びをしていただきます。でありますが、特に災害時におきましては、今後も、人員、車両、資機材など限られた消防の資源や専門的な技術、知識を最大限に有効活用していただきたいと、この点につきましてはお願いとし、要望とさていただきます。

続きまして、2番目の避難所運営マニュアルについてでありますが、有事の際には、いかに早く避難者の受け入れ体制がとれるかだと思います。初期避難班、また自主防災会などとの初動確認などを現場で実践することがよいと私は思いますけども、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 お答えをいたします。

避難者の受け入れを円滑に行うためには、避難所の開設、施設の安全確認、避難者の受付、振り分け、資機材や備蓄品の確認など、これら一連の作業を避難所責任者と自主防災会が協力して実施する必要があ

ると認識をいたしております。そのため、 本年度は、各校区の自主防災会の訓練に避 難所担当者の派遣を行い、顔合わせを行う とともに、避難所の開設や施設の安全点 検、資機材や備蓄品の点検を自主防災会の 方々と協働で実施することを検討いたして おります。

また、柳田地区の自主防災会では、避難者の受付をはじめ、避難場所の振り分け、 災害時要援護者の安否確認、資機材の組み立てなどの訓練を、自主防災会が中心となって現在準備を進めておられる状況でございます。

- ○嶋野浩一朗議長 村上議員。
- ○村上英明議員 避難所ごとに建物形状や防 災資機材の置き場所が違うなども踏まえま して、机上のマニュアルではなくて、有事 に現場で機能する避難所運営マニュアルと なるようお願いし、この点は要望とさせて いただきます。

そしてまた、今、内閣府・気象庁が実施する全国一斉の緊急地震速報訓練として、防災用屋外スピーカーから一斉テスト放送を6月18日にも実施されました。地震速報訓練を機器の動作確認のみとするのではなくて、初期避難班も駆けつけての解錠、自主防災会との初動確認や避難所運営マニュアルの確認などを現場で実践することや、今、避難所開設保険に加入する自治体も増えていると報道もありましたが、本市としても検討していただきたいと、これはお願いし、要望とさせていただきます。

次に、3番目の補聴援助システムについてでありますけども、導入について検討していただけるというご答弁でございましたので、この点につきましては、教育的配慮をしていただいたということで一定の評価をしたいと思います。早期に実施をしてい

ただくようにお願いし、この点は要望とさせていただきます。

次に、4の(1)人工知能による総合案内サービスについてでありますけども、先ほど答弁がございましたけれども、やはり時代のニーズに合った多言語に対応した形での市民サービスの提供向上や、職員の稼働削減による時間を他の業務に充てられるなども考えられますので、この点、総合案内サービスの人工知能導入を進めていただきたいと、これはお願いし、要望とさせていただきます。

次に、4の(2)保育施設入所選考の人 工知能活用についてでありますが、市職員 が行う保育所の入所選考業務に人工知能を 活用するシステムの紹介が新聞でも掲載さ れておりました。これは、入所選考は、兄 弟での入所など、保護者要望にきめ細かく 対応するため、通常は約5日から8日程度 要していたものが、このシステムを使うこ とで、数千人規模の選考を数秒で完了させ るということができるとされ、保護者への 通知決定をより早く出せるとともに、職員 の業務負担軽減につながるとのことでござ いました。先ほども昨年621名の申し込 みがあったということでございますけど も、この業務的なスピードアップ等も含め まして、保育所選考に人工知能導入をして いくことの考え方についてお尋ねいたしま す。

- ○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 保育所等入所選考事務におけるAI導入の考え方についてでございますけれども、現在、庁内の関係各課でAIやRPAについての研究を進めており、保育所等入所選考事務についてもAI導入の是非を研究しております。AIを導入することにより、複雑な入所選考事務に

ついて大幅に業務時間を削減することが可能であると聞いております。さらに、入所選考結果について、希望の保育所等に入れなかった場合の理由を説明する支援機能を有しているものもあり、結果に対する問い合わせを円滑に行うことも可能になります。

しかし、一方で、実施に向けましては、 選考条件等の整理や新たな入力作業時間が 発生するという課題も考えられます。今 後、費用対効果を含め、先進市の導入事例 を参考にしながら研究・検討に努めてまい りたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 村上議員。
- ○村上英明議員 この保育所入所選考につきましては、やはり市民サービスの向上や職員の稼働削減などにも十分なり得ると思われますので、先ほども研究等をされているということでございましたけれども、やはり先進市を参考にしながら、本市に合うということで、人工知能活用への検討をお願いし、この点は要望とさせていただきます。

次に、5番目の自転車通行環境の向上についてでありますけども、自転車に乗っている方の視野に入ってくる矢羽根、自転車マークの路面記載を進めていただくようお願いし、要望とさせていただきます。

また、自転車通行環境の向上におきましては、交通ルールの遵守やマナー向上も大切だと思います。最近では、自転車同士、自転車と歩行者での事故による死亡事故も発生をしております。そのような痛ましい事故をなくすためにも、交通ルールの遵守やマナー向上へのなお一層の取り組みが必要と思いますけども、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

○高尾建設部長 交通ルールの遵守やマナー 向上の啓発は、本市の自転車通行環境の向 上に向けた取り組みの一つであり、平成2 4年度施行の自転車安全利用倫理条例に基 づく自転車損害賠償保険等の加入義務づけ に加えまして、先ほど答弁いたしました自 転車通行空間の整備の以上3点を総合的に 実践していくことが重要であると認識いた しております。

このため、同条例に基づきまして、本市の採用する交通安全推進員が、交通安全教育の講習会をはじめ、駅周辺などにおきまして交通ルールやマナーを直接指導に当たっており、その際、自転車安全利用五則である、自転車は車道が原則であり、左側通行、歩道の通行は例外であり、歩行者優先で、車道寄りを徐行するといった基本原則を遵守するよう徹底した啓発を行っており、自転車事故の防止に向け、重点的に取り組んでいるところでございます。

- ○嶋野浩一朗議長 村上議員。
- ○村上英明議員 今、自転車に乗っての信号 無視や、あるいはスマホを操作しての前方 不注意となっている状況も見受けられます ので、やはり通行環境の向上という観点か らも、今後におきましても徹底した啓発を お願いし、要望とさせていただきます。

続きまして、安威川以南地域の振興についてでありますけども、人口減少にはさまざまな対策を行うことが必要でありますが、摂津市といたしましても、これまで多くの施策をとっていただいたと私は認識をしておりますが、その一方で、摂津市全体でも、2022年をピークに4年後から人口が減少するともされております。人口が減少すると地域力が減少するという意見もございます。

そこで、たとえ人口が減ったってやって

いけるという自信が大切であるのではない か、そしてまた、将来に自信と楽観を持つ 人が多い地域が強くなるのではと私は思い ます。人口減少を逆に強みに変えようと思 うことも必要ではないでしょうか。そのた めにも、やはり減少してから対策するとい うことではなくて、減少する前に対策をと るということも踏まえまして、例えば、市 民が今頑張って自発的に開催されている行 事などのイベントを実施する団体に対して の補助金についてでありますけども、例え ば、現在行っている小学校区への地域活性 化事業補助金におきましても、小学校区単 位の行事を対象にしているという規制もあ りますけども、開催単位を例えば単位自治 会、あるいは広域な行事での活用ができる など、地域が使用しやすい制度への検討も 必要なのではと思いますが、本市の考え方 についてお尋ねをいたします。

- ○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。
- ○松方市民生活部長 お答え申し上げます。

現在、地域住民の福祉の増進、ふれあ い、安全なまちづくり、環境の保全、青少 年の健全育成等、地域の活性化を図ること を目的にしました事業について、小学校区 を単位とした連合自治会に対しまして地域 活性化事業補助金を交付させていただいて おります。この補助制度は地域の活性化に 活用されておりますが、平成10年に創設 された制度であり、既に20年以上が経過 しております。この間、自治会を取り巻く 環境は大きく変化しておりますことから、 一定の評価・検証は必要かと考えておりま す。この評価・検証作業の中で、基本的に 補助対象は連合自治会と考えております が、併せて単位自治会の行事、イベント等 に対する補助金の制度についても、他市の 状況等を調査し、研究してまいりたいと考 えております。

- ○嶋野浩一朗議長 村上議員。
- ○村上英明議員 単位自治会や、また、広域 な事業も含めた補助金の活用しやすい制度 への検討をお願いし、要望とさせていただ きます。

ここ10年でのハード面を見れば、安威川以北では、平成21年にJR千里丘駅ガードの拡幅、平成22年に阪急摂津市駅が開業、同年にコミュニティプラザがオープン、保健センター移転、最近では健康医療都市、阪急京都線連続立体交差事業、JR千里丘駅西口の再開発事業などでありますが、安威川以南では、平成28年の別府のコミュニティセンター、そしてまた公共施設巡回バス運行等々も含めまして、やはり総合的には安威川以北、安威川以南の差が見受けられると感じております。

ハード面は、まちづくりと連動した地域 経済の自立や地域振興など、活性化への重 要な社会インフラであると思います。以前 にも質問をさせていただきましたけども、 中央環状線以東では地下鉄谷町線の延伸が 重要なインフラと考えますが、現状につい てお尋ねをさせていただきます。

- ○嶋野浩一朗議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 地下鉄延伸のご質問でご ざいます。

新たな鉄道路線の整備につきましては、 市民の移動、暮らしを支える重要なインフ ラではございますが、進展には多大な時間 を要する取り組みであると認識いたしてお ります。

また、延伸路線は、現時点での需要見込みにおきまして、運賃収入により経常的な 運営費を賄うことができないと大阪府及び 鉄道事業者が判断いたしており、大阪府の 公共交通戦略に位置づけされていないとい う厳しい状況にございます。

しかしながら、本市といたしましても、 北摂市長会を通じて、広域行政を担う大阪 府にリーダーシップを発揮していただくべ く、実現に向けた具体的な方策を図られる よう要望を行っているところでございま す。

- ○嶋野浩一朗議長 村上議員。
- ○村上英明議員 人口増という観点からすれば、やはりマンション建設というのが大きな要因になるかと思いますけども、そういったことも含めまして、地域経済の自立や地域振興に向けまして、やはりこの地下鉄谷町線の延伸は大きなキーポイントだと思いますので、継続した取り組みをしていただきたいとお願いし、終わります。
- ○嶋野浩一朗議長 村上議員の質問が終わりました。

次に、光好議員。

(光好博幸議員 登壇)

○光好博幸議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

一つ目に、健康増進への取り組みについ てでございます。

超高齢社会を考えますと、高齢期になっても、いつまでも自立した生活を維持し、むしろ担い手側になってもらう必要があると考えます。これは地域コミュニティそのものが抱えている大きな課題でもあり、ますます健康増進への取り組みが重要となってまいります。

本市は、国立健康・栄養研究所が実施するフレイル予防施策の研究事業に対し、モデル市となって取り組まれております。フレイル対策は、メタボ健診のように国家的な対策につながる可能性があり、本市が全国に先駆けてその取り組みにかかわることは非常に意義があることと捉えておりま

す。そこで、これまでのフレイル予防の取り組みと今後の予定についてお聞かせくだ さい。

二つ目に、地域力向上への取り組みについてでございます。

かつて地域の中心的な担い手であった自 治会の加入率は低下し、生活様式の多様化 と相まって、地域に対する無関心、担い手 不足などから来る地域力の低下が生じてい ると私は感じております。そんな中、地域 力の源泉となっている自治会の加入率低下 に歯どめをかけるべく、行政としても手を 打たなければならないと考えますが、本年 度の具体的な取り組みと現在の自治会の加 入状況についてお聞かせください。

三つ目に、葬儀会館せっつメモリアルホ ールについてでございます。

当該会館の駐車場に関してお尋ねします。南側の駐車場と立体駐車場の2か所が確保されておりますが、前者は、平成23年に駐車場用地として購入され、現在、メーン駐車場として活用されております。一方、後者は、借地による駐車場であると認識しております。まずは、南側駐車場及び立体駐車場それぞれの敷地面積、収容台数、購入金額及び年間借地料と昨年度の利用率をお聞かせください。

四つ目に、鳥飼地域における道路交通環 境の改善についてでございます。

鳥飼地域では、大阪中央環状線と八尾茨 木線及び茨木寝屋川線が接続され、北摂地 域を結ぶ大阪高槻線が地域の骨格となる幹 線道路として存在しております。しかし、 平成26年の都市計画道路廃止後は、歩道 整備も中途半端な状態であり、一津屋交差 点をはじめ、慢性的な渋滞が課題となって おりますが、本路線の現状についてどのよ うに認識されているのか、お聞かせくださ V10

五つ目に、鳥飼地域の魅力化についてでございます。

2040年に向けた魅力ある地域づくり 研究会につきましては、毎回触れさせてい ただいておりますが、先日の代表質問の際 には、昨年度末に開催する予定であるとお 聞きしました。今年度に入り、既に3か月 が経過しておりますけれども、現在の進捗 状況と研究内容についてお聞かせくださ い。

以上、5点でございます。

- ○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。 (平井保健福祉部理事 登壇)
- ○平井保健福祉部理事 フレイル予防の取り 組みと今後の予定についてのご質問にお答 えいたします。

これまでのフレイル予防の取り組みといたしましては、国立健康・栄養研究所の協力のもと、講演会の開催や健康まつりでのフレイル測定会の実施など、フレイル予防の啓発に努めてきたところでございます。また、本年3月には、同研究所による40歳以上の市民1万名を対象といたしましたフレイルに関するアンケート調査に協力してきたところでございます。

今後の予定につきましては、この7月に 同研究所が実施するフレイル予防施策の研 究事業において、保健指導を組み込んだフ レイル測定会の開催等を実施するほか、引 き続き同研究所と連携し、市民の健康増進 に努めてまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。
 - (松方市民生活部長 登壇)
- ○松方市民生活部長 それでは、自治会加入 率向上への本年度の取り組みについて、ご 質問にお答えいたします。

本年度の自治会の加入率につきまして

は、自治会加入率は52.4%、前年度から2.4ポイント下がっております。現在、平成28年11月から、自治連合会、老人クラブ連合会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会で組織されておりますつながりのまち摂津連絡会議に本市も参画し、協働のまちづくりを推進することを目的に啓発活動や研修会を実施していただいており、この活動により各団体の活性化を図ることで自治会の加入率向上へつながっていくものと考えております。

また、自治連合会の理事の方とも連携 し、市内に建設されました大規模な四つの マンションに対しまして、自治会の設立や 近隣自治会への加入を勧めているところで ございます。

続きまして、葬儀会館せっつメモリアル ホールの駐車場の件についてお答えいたし ます。

葬儀会館せっつメモリアルホールの駐車場につきましては、会館南側の駐車場として利用しております土地について、敷地面積は約1,136平方メートル、収容台数は40台、購入金額は1億3,175万円となっております。

立体駐車場につきましては、敷地面積は約945平方メートル、収容台数は46台、賃借料は月額38万円で、年間456万円となっております。利用率につきましては、平成30年度では、葬儀会館せっつメモリアルホールのお通夜、お葬式を合わせました利用日数が年間271日で、年間のうち4分の3程度の利用状況であります

また、立体駐車場につきましては、大型 葬儀等で会館南側の駐車場として利用して いる土地で収容し切れない場合に利用して おりまして、葬儀をとり行っている日のう ちの約2割程度となっております。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

(高尾建設部長 登壇)

○高尾建設部長 鳥飼地域における道路交通 環境の改善についてのご質問にお答えいた します。

大阪高槻線の現状といたしましては、大阪府において、これまで鳥飼地域から一津屋交差点までの交通安全事業に取り組んでおられますが、歩道幅員が約6メートルのところがある反面、1.5メートル程度のところもあるなど、不連続となっている箇所がございます。また、平成26年の都市計画道路廃止の際、都市計画事業ではなく交通安全事業として引き続き実施すると大阪府は約束されましたが、用地買収を必要とする歩道整備はなかなか進んでいない状況にあります。

また、渋滞対策につきましては、大阪高 槻線のバイパス道路として位置づけられて おります十三高槻線の完成により改善され るものであり、大阪都心部から高槻までの 一日も早い全線開通を強く望むものであり ます。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(山本市長公室長 登壇)

○山本市長公室長 2020年に向けた魅力 ある地域づくり研究会の進捗状況について のご質問にお答えいたします。

本研究会につきましては、昨年度末に第7回目を開催し、地域交通の利便性について、既存の社会資源の活用も含めた方策の検討などの議論を行っております。また、5月末に開催いたしました第8回目では、教育をテーマに、児童・生徒数の減少に対応した教育環境について、現状と将来推計を踏まえ、優先的に解決しなければならない課題や対応策などについて議論を行って

おります。

今後は、地域医療福祉、また、子育てなどのテーマについても研究を行ってまいりたいと考えており、秋ごろにかけて5回程度の研究会の開催を予定いたしております。

なお、研究会の最終成果といたしましては、想定されます地域課題や魅力創出に向けて、考えられる取り組み等を整理し、取りまとめてまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 それでは、これより一問一 答方式で行います。

一つ目の健康増進への取り組みについて ですが、フレイル予防の取り組みと今後の 予定についてお聞かせいただきました。

フレイルは、一般的にはあまりなじみのない言葉であり、高齢期になってからとの受けとめが多いようですが、中年期のメタボ対策から継続したフレイル予防への取り組みは非常に効果的であり、全国に先駆け、本市でそのモデルを確立していただきたいと考えております。

健康増進に向けた事業として、本市では、昨年度からICTを活用した新たな健幸マイレージ事業に取り組んでおられ、若い世代にも健康に対する意識を持ってもらうことを目的に、対象年齢を20歳からとされておりますが、参加者獲得に苦戦していると聞いております。そこで、現在の参加者数と参加者の年代別分布状況について、そして、参加者獲得に向けどのように取り組んでこられたのか、併せてお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 健幸マイレージ事業 の取り組みについてのご質問にお答えいた します。

健幸マイレージ事業の現在の参加者数でございますが、約1,300名となっております。また、平成30年度末時点の参加者の年代別の分布状況でございますが、20代の方が約3.5%、30代の方が約16.8%、40代の方が約20%、50代の方が約13.7%、60代の方が約18.6%、70歳以上の方が約27.5%となっており、70代以上の参加者が一番多くなっており、70代以上の参加者が一番多くなっており、若年者の参加者獲得につきましては一定の成果があったものと考えているところでございます。

参加者のさらなる獲得につきましては、 各イベント会場での出張受付やインターネット上にPR動画を掲載するなどの取り組みに努めているところであり、引き続き、 目標達成に向けまして、さまざまな機会を 捉えましてPR活動等に努めてまいりたい と考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。健幸マイレージ事業の参加者が1,300人と、まだ目標には到達しておりませんが、年代別にも着実に広がりを見せており、市民の期待も大きいものと考えます。さらなる参加者獲得に向けて、無関心層に対していかに取り組んでもらうかということも重要な視点と考えますが、今後の当該事業の方向性についてどのように考えておられるのか、お考えをお聞かせください。
- ○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 健幸マイレージ事業 につきましては、市民の健康意識の向上や マイレージ対象事業の参加者を押し上げる などの効果もあり、健康増進施策の展開に おきまして大変有効なツールであると考え ております。

今後の事業の方向性につきましては、さらなる参加者獲得に向け、PR活動を積極的に展開するとともに、事業スキームの改善につきましても引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。事業スキームの改善を検討されるとのことで、期待しております。

先日、摂津まちごとプロジェクトの方々とお話しする機会があったんですけれども、既に歩数計をお持ちでした。その際に、歩くことにそれほど関心の高くない子育で世代であっても、やはり何か参加する動機づけがあれば、もっと活動が広められるとの意見も頂戴しております。さらなる参加者獲得に向けては、インセンティブの拡充も効果的であり、次年度の事業展開の際にはぜひ事業スキームを見直していただきますように要望といたします。

また、健康増進には大きな三つの柱があると言われております。食、運動、社会参加であり、三つの柱をうまくリンクさせ、自身の生活サイクルに組み込んでいくことが重要です。先日視察させていただいた東京都足立区のベジタベライフの取り組みは、野菜を食べやすい食の環境や雰囲気づくりを区域全体で行い、無関心層を無意識に巻き込むことに成功しておりました。健康増進に向けて、足立区が食であれば、関連に向けて、足立区が食であれば、国循や国立健康・栄養研究所などの関係機関と連携し、市民の方々と一緒になって進めていただきたいと考えております。要望としておきます。

続きまして、二つ目の地域力向上への取り組みについてに移ります。

自治会加入率低下に対する本年度の取り

組みと現在の加入状況についてお聞かせいただきました。自治会加入率は全体で52.4%とのことですが、私が住んでいる鳥飼地域に限って計算しますと、何と45%を切っている状況です。ゆゆしき事態です。これは、自治会の高齢化や無関心層の増加、役員になりたくないなどの理由で退会される方が多い一方で、自治会に加入しなくても日常生活にあまり支障がないため、必要性を感じられず、加入しない方が多いと私は認識しております。

そんな中、現在、自治会には市から多くの依頼事項があります。回覧板や配布物による事業周知、国税調査などの調査依頼、選挙立会人や各種委員への推薦依頼、各種募金の依頼など、年々依頼事項は増加し、役員の負担が増え続けていると私は感じており、これらに対し、行政組織がばらばらで対応しているのではないかと私は危惧しております。

そこで、地域に対する窓口を一本化し、 全体を掌握するとともに、各種依頼事項な どを把握・精査することで、自治会への負 担軽減や効果的な運営が図られるのではな いかと考えますが、お考えをお聞かせくだ さい。

- ○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。
- ○松方市民生活部長 議員がご指摘のように、地域コミュニティ推進はもとより、防災・防犯活動、緑化、地域福祉、ごみ減量、子ども見守り活動等々、自治会の地道な活動によりまして住みよい地域づくりを支えてきていただいております。自治会の加入率の低下という課題もございますが、少子高齢社会、核家族化等の社会環境の変化も鑑み、自治会の負担軽減を視野に入れ、担っていただいています役割を調査し、自治会に対するご依頼の一本化という

方策も含めて効率的にできないか、検討してまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。自 治会と行政はパートナーであり、自治会の 負担軽減は活動継続のための大きな課題の 一つです。ぜひ着手いただきますように要 望といたします。

また、地域力を高めるには、まず地域の 課題を把握し、地域の課題を知ることが重 要であると考えます。地域の特性は異なり ますので、例えば、自治会を中心とした4 団体をベースに地域別の実行委員会を設立 し、その地域の課題を分析・整理する、そ の上で、ワークショップ形式でグループ討 議を重ね、解決策を見出すことで、地域の 魅力を創出し、地域力向上に結びつけるこ とができるのではないかと私は考えます が、お考えをお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。
- ○松方市民生活部長 地域力の向上のためには、多様化・複雑化する地域の課題は、地域のことを地域のお住まいの皆様がその特性に応じて主体的に取り組んでいただき、行政がその取り組みを支援することにより、よりよい地域自治が創造できるものと考えております。したがいまして、つながりのまち摂津連絡会議の団体や地域活動を行っている団体の方々のニーズをお聞きしながら、他市の地域自治支援施策等も研究し、支援策を検討してまいりたいと考えております。
- ○嶋野浩一朗議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。市 民の方々の関心が最も高い防災・防犯とい う視点を切り口にすることも有効な手段の 一つと考えますので、ぜひ前向きにご検討 ください。

地域力は、地域に住む人たちが地域の課題に対して協力して取り組む力と言えます。日ごろから気軽に声をかけ合える環境は、地域力を高め、防災値ばかりでなく、防犯や福祉、教育など、さまざまな分野で効果を発揮し、より住みよい豊かな地域づくりにつながります。地域力向上に向け、さらに一歩踏み込んだ取り組みをお願いし、要望といたします。

続きまして、三つ目の葬儀会館せっつメ モリアルホールについてに移ります。

当該会館の駐車場の概要についてお聞かせいただきました。南側駐車場は購入して8年が経過し、一昨年にはホール左側の道路も整備され、会館利用の際はフル活用されております。一方、立体駐車場は閉鎖されていることが多く、利用率が低いと認識しております。当該会館は、当面の間、公共施設として運用されることとなった今、あるべき姿を描き、方針を定める必要があります。そこで、これらの駐車場をこれからどのように運営していくのか、また、メーンの南側駐車場がいまだ整備されていないのはなぜなのか、併せてお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。
- ○松方市民生活部長 平成23年度に会館南側の用地を購入しておりますが、これまで、葬儀会館せつつメモリアルホールにつきましては、摂津市第5次行政改革実施計画におきまして改革項目として挙げ、当該施設の運営方法を、民営化も含め、市が設めでき葬祭事業のあり方を見直すため、調査・検討してまいりました。その間、駐車場につきましても、葬儀会館せつつメモリアルホールと包括的に検討していく必要があったため、会館南側の土地につきましては現状の状態となったままでございます。

また、立体駐車場につきましては、大型 葬儀の際には会館南側の土地だけでは収容 できないことがありますことから、必須の 施設であると考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。公 営の葬儀会館としてしっかりと運営方針を 描いていただきたいと考えます。

特に、利用率の低い立体駐車場は、市内 4か所で導入されているタイムズや三井の リパークなど、民間事業者に管理を委託 し、24時間の時間貸し駐車場として運営 してもらうことで、利用率も上がり、近隣 の違法駐車対策にもなり得ると私は考えま す。また、それをメーンの南側駐車場にも 適用すれば、民間の資金で駐車場整備が図 れますので、イニシャルコストも不要とな り得る可能性も残されております。当該会 館の利用率向上や効果的な運営に向けて は、いろいろなアイデアがあると思います が、私は、公共施設のメーン駐車場として 誇れるように、南側駐車場を一日も早く整 備する必要があると考えております。改め まして今後の整備予定についてお聞かせく ださい。

- ○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。
- ○松方市民生活部長 今年度、葬儀会館せっ つメモリアルホールの運営につきまして は、引き続き、利用者のニーズに基づく利 用しやすい形態に努め、利用率の向上を図 るとともに、費用対効果についても検証し し、改善を進めていくこととしておりま す。

駐車場につきましては、葬儀会館せっつメモリアルホールの稼働率に連動してくるものと考えておりまして、葬儀会館せっつメモリアルホールの運営の改善と並行して駐車場の整備等を検討してまいりたいと考

えております。

- ○嶋野浩一朗議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。当 該会館の運営改善と並行して、駐車場整備 も検討していただけるということで、大い に期待しております。

何度も申し上げますが、南側駐車場は砂利敷であるため、高齢者や女性から歩きにくいとのお話をよく耳にしますし、雨降りの場合は靴が汚れるし、足元が滑って怖い、せめて舗装だけでも早くしてほしいと要望を市民の方々から多く聞いております。市民の安全を担保する意味でも、ぜひ南側駐車場の整備をできるだけ早く計画いただきますように強く要望いたします。

続きまして、四つ目の鳥飼地域における 道路交通環境の改善についてに移ります。

大阪高槻線の課題認識についてお聞かせいただきました。歩道の不連続性や未整備箇所がまだ存在すること、十三高槻線の全線開通が大阪高槻線の渋滞解消に効果的であるとのご認識と受けとめました。

一方、交通安全事業として、一昨年には、鳥飼八防交差点から東にかけて、部分的な歩道の改良などを実施していただいておりますけれども、改めて昨年度までの取り組み内容についてお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 大阪高槻線の部分的な歩道 改良につきましては、地域の要望として、 府議会議員、市議会議員並びに本市と大阪 府が現地立ち会いを行い、平成29年度に は、鳥飼八防交差点から鳥飼交番前交差点 までの間におきまして、5か所での歩道の 縦断勾配の修正を実施しております。

また、平成30年度には、鳥飼八防交差 点、鳥飼野々歩道橋及び鳥飼下3丁目交差 点近傍の3か所で、高幅員な路側帯を一部 縮小し、歩道拡幅を実施しております。また、鳥飼本町1丁目におきまして、歩道の 縦断勾配の修正を実施しております。

- ○嶋野浩一朗議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。このような対策を講じていただくことは非常にありがたいことですが、中でも鳥飼八防交差点付近の歩道整備に関しましては、局所的な改良であり、交差点全体の安全という観点でいいますと、まだ課題が残されている状況であると私は認識しております。

私は、これからも確実に地域の課題を拾い上げるとともに、さらに大阪府と連携し、道路交通環境の改善を図るべきと考えます。今もなお大阪高槻線においては課題が多く残っているものと認識しておりますけれども、今後どのように取り組まれようとしているのか、お考えをお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 本市といたしましては、まずは現道の渋滞解消につながる十三高槻線の一日も早い全線開通が実現できるよう、最重要施策として大阪府へ働きかけていくとともに、一方で、その実現には時間を要することから、当面の対策として、現道大阪高槻線の渋滞対策や歩道拡幅について取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、平成18年に鳥飼西5丁目で開発された大型店舗の開発指導により左折レーンが設置され、その局所的な整備が渋滞解消に大きな効果を生み出した事例がございました。そこで、一津屋交差点の高槻方面におきまして左折レーンを設置することや、鳥飼八防交差点から八尾茨木線の区間で、中央分離帯のゼブラゾーンと幅員の広い歩道を活用し、連続した歩道となるよう、車道と歩道の幅員を再配分するな

ど、局所的な改良により効果を生み出す提 案を考えております。

今後、本市が地元調整や整備の提案など を協力して行うことで、大阪府の整備の優 先順位が上がると聞いておりますことか ら、大阪府とともに積極的に取り組んでま いりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 前向きなご答弁ありがとう ございます。本市として、大阪府に対し、 地域を巻き込んだ積極的な働きかけを行う ということで、大変頼もしく感じております。

ご答弁にもございましたが、大阪高槻線には目的が曖昧なゼブラゾーンも存在します。現道幅員の中で車道と歩道を再配分することで安全性が格段に向上すると私も考えております。

大阪高槻線と直結する鳥飼仁和寺大橋 は、1987年に鳥飼大橋と淀川新橋のバ イパス機能として開通し、30年で無償化 される予定でしたが、実際は交通量が少な く、2027年2月まで有料期間を延期し たと聞いております。逆算すると、あと8 年で無償化されるわけです。そうします と、交通渋滞の激しい鳥飼大橋や淀川新橋 から鳥飼仁和寺大橋に車が流れ、幹線道路 である大阪高槻線にも大きな影響が出るこ とは容易に想定できます。ゆえに、それま でに手を打つ必要があるのです。近い将来 を見据え、歩行者、自転車、車、それぞれ の安全を担保すべく、実現可能なスキーム を構築し、道路交通環境の改善を精力的に 進めていただきますように要望いたしま す。よろしくお願いします。

続きまして、五つ目の鳥飼地域の魅力化 についてに移ります。

2020年に向けた魅力ある地域づくり

研究会の進捗状況と研究内容をお聞かせいただきました。多岐にわたり議論されているようで、頼もしく感じております。地域課題の見える化や魅力創出に向け、しっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

一方、先日、2040年問題を背景とした行政課題等の分析及び解決に向けた基礎調査報告書が提出されました。人口減少、少子化、超高齢化の進行に伴う地域別の分析による人口構造の変化がもたらす影響について検証されております。特に、人口推計では、鳥飼地域が軒並み減少傾向であり、2017年度を基準に35年間で最大50%にも及ぶ人口が減少する推計となっております。当該研究会では、これらの分析結果をどのように生かしながら進めておられるのか、お聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 市長公室長。
- ○山本市長公室長 今回の調査結果におきましては、小学校区ごとにさまざまな人口推計を行っております。鳥飼地域の客観的な数値から見えてくる人口の減少率や高齢化の状況、児童・生徒数の推移などを踏まえ、行政分野各項目において、課題、将来見通しについて議論を進めているところでございます。

鳥飼地域におきましては、他の地域と比較して、人口の減少、少子高齢化の同時進行が特に顕著な状況になると見込まれ、高齢者の増加、児童・生徒数の減少など、人口構造の変化がこの地域にどのような影響をもたらすのかを見据えながら、鳥飼地域の魅力創出について議論、検討を進めてまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ありがとうございます。し っかりと分析結果を反映させていただきた

いと考えております。よろしくお願いいたします。

冒頭、議論されているとご答弁のあった 交通利便性と教育は、市民の意識調査から も最も関心が高く、私が描く鳥飼魅力化構 想とも合致しております。鳥飼西部は、に ぎわいづくりと利便性の向上がポイントで あり、モノレール南摂津駅周辺を核とした 施策を講じるとともに、鳥飼全域の交通空 白地を埋めるべく、交通機関を整備・充ま させる、鳥飼東部は、地域コミュニティと かであり、コミュニティと をであり、コミュニティと の核となる複合施設を設置するとともに、 先進的かつ魅力ある教育施策を打ち出すべ きと私は考えております。

先ほど触れました鳥飼仁和寺大橋が無償 化することで、交通環境も大きく変わり、 鳥飼地域に人を呼び込むことができる可能 性も高くなってまいります。具体的な施策 の実現に向けては、令和2年度から各所管 部局において詳細な検討に入ると聞いてお りますが、これからの状況変化をしっかり と捉える必要があります。また、今後は、 庁内の議論だけではなく、市民の方々の声 をしっかりと反映させる必要があり、場合 によっては学識経験者の意見を取り入れる なども必要だと私は考えております。鳥飼 地域の魅力創出に向け、ぜひ実りのあるア ウトプットにつなげていただきますように 強く要望し、私の質問を終わらせていただ きます。ありがとうございました。

○嶋野浩一朗議長 光好議員の質問が終わりました。

次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従いまして一般質問いたします。

1点目、災害に備えた市の対応と地域の

役割について。

昨年は、地震や台風など大きな災害に見 舞われ、市としてもさまざまな対応を行い ました。今、市民の皆さんの防災に対する 意識も高まり、公助や共助に対するニーズ も大きくなっていると言えます。現状、災 害に対しての共助は、主に自治会や自主防 災会の取り組みが中心となります。しかし ながら、現実的には自治会加入率の低下が 課題となっていますが、市として今後どの ようにして活性化を行っていくのか、考え をお聞かせください。

続いて、2点目、待機児童の解消と保育 士確保の取り組みについて。

今年度以降の施設整備の状況についてお 伺いいたします。

次に、3点目、中学校給食について。

喫食率の向上のためにさまざまな取り組みを続けてこられたことと思いますが、その現状についてお伺いいたします。

次に、4点目、子どもの安全対策について。

最近、大津市で自動車事故により園児が 死傷されるという痛ましい出来事がありま した。私ども公明党議員団として、6月4 日、交通事故から子どもを守る対策に関す る緊急要望書をいち早く市長及び教育長に 提出いたしました。その後も相次ぐ交通事 故の報道が続いていますが、本市において はその対策をどのように考えておられるの か、お聞かせください。

続いて、5点目、子どものいじめに対し、本市の教育委員会の事案の把握と方策 及び対応についての見解をお聞かせください

次に、6点目、より魅力ある授業を行う ために、教育現場においてICTの活用が 進んでいることと思いますが、学校でのI CT導入・活用状況についてお伺いをいた します。

次に、7点目、公共施設のWi-Fi対 応について。

公民館、図書館及び避難所となる小・中 学校において、インターネットが利用でき る環境整備に対する考え方についてお伺い をいたします。

以上、1回目、終わります。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 災害に備えた市の対応と地域の役割という点でのご質問にお答えをいたします。

防災に関して、自治会の役割等々がございますが、全ての市民を救うための活動として、情報伝達と避難活動が大変重要であると考えております。災害の際には、気象庁の緊急地震速報や本市からの防災行政無線、登録制のメール配信サービスでありますおおさか防災ネット、エリアメール、テレビの地上波デジタル放送、ラジオ、ホームページなどを通じて、避難所開設状況などの情報提供を行っております。しかし、これらにも課題はございまして、情報をいかに迅速、正確に伝えるかという点が当面の課題であると認識をいたしております。

次に、避難活動についてでございますが、ライフラインの確保や応急復旧活動などの公助につきましては、我々行政が担ってまいりますが、大規模災害時における避難所運営や救護活動等につきましては、市職員だけでは実施できるものではございません。防災白書によりますと、阪神・淡路大震災では、被災瓦れきの下から市民によって救出された人は、警察、消防、自衛隊によって救出された人数の3倍以上もあり、地域コミュニティが大きな役割を果た

しているとのことでございます。このような事例からも、地域におかれましては、食料等の備蓄や家具等の転倒防止、避難ルートの確認、避難情報の収集など、自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るといった自助・共助を担っていただくことが必要不可欠であると考えております。

また、行政も、地域コミュニティにおける防災活動の体制づくりを支援するなど、 地域住民と連携して災害対応に努めてまい りたいと考えております。

続きまして、公共施設のWi-Fi対応 についてのご質問にお答えをいたします。

公衆無線LAN、いわゆるWi-Fi は、誰でも手軽に利用できる通信インフラ であり、電波の届く範囲においては、端末 があればインターネットに接続でき、スマ ートフォンと比較して高速・大容量の通信 が可能となります。そのため、Wi-Fi は、自治体においては、公民館、図書館等 に整備することで、インターネットによる 情報の取得、発信が可能となり、施設の利 便性向上に寄与するものと思われます。

また、災害時に避難所となる小・中学校 等にWi-Fiアクセスポイントを設置す ることで、平常時は、学校のタブレット端 末を接続してICTを活用した学習活動に 利用し、災害発生時には、避難所となる校 舎や体育館において、市民のスマートフォ ン等から接続して情報収集や通信に利用す ることが可能となります。

しかしながら、Wi-Fiに関するランニングコストは、国の試算では年間数十万円から数百万円かかることから、通信事業者との提携等によりコストの軽減を図る必要がございます。また、Wi-Fi環境における不正利用を防止するため、本人確認

できる認証方法を取り入れることなど、利 用者、提供者双方のセキュリティ対策も必 要となってまいります。

こうした状況を踏まえまして、本市の公 共施設におけるWi-Fi環境の整備につ きましては、どういった方策が最も有効で あるか、引き続き調査研究してまいりたい と考えております。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 待機児童解消に向け ての施設整備についてのご質問にお答えい たします。

初めに、待機児童の現状でございますが、昨年11月にKENTOひまわり園が開園し、この4月に正雀ひかり園、こどもな一と正雀保育園が開園したことにより、保育の定員数では244名分の増加を図ることができました。その結果、4月1日時点の厚生労働省定義の待機児童数は、前年に比べ15名減少し、29名でございました。今年度につきましては、定員10名のとりかいひがし遊育園の分園が7月に開園し、定員20名のせっつ遊育園の分園が秋に開園する予定でございます。また、小規模保育事業所を安威川以北地域で公募し、令和2年4月に開園させたいと考えております。

来年度以降につきましては、今年度策定 いたします子ども・子育て支援事業計画に おいて、今後のニーズ量に対する整備量を 示していきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

(北野教育次長 登壇)

○北野教育次長 中学校給食における喫食率 の現状についてのご質問にお答えいたしま す。

中学校給食につきましては、成長期の中

学生に安心・安全で栄養バランスのとれた 食事を提供することを目的に、平成27年 6月からデリバリー方式選択制で開始いた しました。喫食率につきましては、平成2 8年度が3.7%、平成29年度が4. 3%、平成30年度は4.4%となっております。この間、人気献立ウイークの実施 や生徒からのリクエスト献立、保護者を対象にした給食試食会などを実施いたしております。

また、昨年度につきましては、予約システムの全員登録制を実施し、すぐに予約が行えるようにするとともに、給食費振込票の金額単位に少額の3,000円を追加することで保護者の利便性の向上を図り、令和元年5月末現在、微増ではございますが、5%の喫食率となっております。しかしながら、目標喫食率であります10%に向けてはまだまだ課題があると考えており、今後もさらなる改善に努めてまいります。

続きまして、相次ぐ交通事故の市の考え 方、取り組みについてのご質問にお答えい たします。

本市では、平成18年4月に子どもの安全安心都市宣言を行っており、地域の安全や社会の宝である子どもたちを守るためにさまざまな取り組みを実施いたしております。また、平成28年3月に策定いたしました摂津市通学路交通安全プログラムに基づき、小学校ごとに保護者や地域住民からの意見を聞き、危険な箇所の抽出を行い、関係機関と合同点検を行っております。

今年度につきましては、昨年度に国が策 定いたしました登下校防犯プランを踏ま え、通学路の合同点検を実施の予定であ り、既に2校で実施いただいております。 点検結果につきましては、必要に応じて警 察や関係部署などに対応をお願いしておる ところでございます。

なお、子どもの見守り活動につきましては、これまでさまざまな団体の方にご協力をいただいており、さらにより多くの皆様に子どもたちを見守っていただくために、個人登録が可能な子ども見守りボランティア制度を実施してまいります。

今後とも、関係機関や地域の皆様と連携 し、児童・生徒の安全・安心に努めてまい りたいと考えております。

続きまして、教育委員会のいじめ事案の 把握の方法と対応についてのご質問にお答 えいたします。

教育委員会といたしましては、毎月、 小・中学校で生起したいじめ事案と問題行動の検証及びその内容について報告を受け、事案の把握を行っております。中でも、緊急性の高い事案については、直ちに学校に報告を求め、必要に応じ学校の対応について助言を行っております。また、各校の取り組みを生かすため、校長会や教頭会、全校の生徒指導の担当教員を対象に、いじめ事案の認知件数や事例を紹介し、情報を共有いたしております。

続きまして、学校のICT導入・活用状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、ICTの導入状況につきましては、全小・中学校に45台のタブレット型PCを配備するとともに、中学校では全ての普通教室に電子黒板機能つきプロジェクターを設置いたしております。

活用状況の一例といたしまして、小学校でのタブレット型PCは、プログラミング教材のScratchを使用し、命令を書いたブロックを並びかえ、キャラクターを思いどおりに動かすことでプログラミング思考を育む授業などで活用され、児童が主

体的に学習に取り組んでおります。

また、中学校での電子黒板機能つきプロジェクターは、日々の授業の中で、映像や図を用いて視覚的に示すことで、生徒が関心を持ちながら説明を聞き、生徒同士の話し合い活動を重点的に行うため活用されております。

ネットワーク環境なども含め、ICT機器を誰もがすぐ使える環境を整えることで、使用頻度が高まり、学習効果が上がると考えております。

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。 (午後2時47分 休憩)

(午後3時20分 再開)

- ○嶋野浩一朗議長 再開します。水谷議員。
- ○水谷毅議員 それでは、これより一問一答 にて質問いたします。

自治会の加入率について。

さまざまな取り組みについては理解できるものの、加入率は半数を割ってしまいそうな現実が目の前に来ています。防災面や地域でのつながりについての重要性も訴えられておられますが、残念ながら加入率低下の歯どめにはなっておりません。今年も間もなく台風のシーズンを目前に控え、自治会加入に対する方策はそれとして、防災という視点を考えるとき、全ての市民の方を対象にする取り組みとしてはどのように考えておられるのか、お聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。
- ○松方市民生活部長 自治会加入率の低下で ございますけども、ご指摘のとおり、自治 会加入率につきましては、近年、低下の傾 向でございます。令和元年度の加入率につ きましては52.4%となっております。 この要因といたしましては、少子高齢化、

核家族化や個々の価値観の多様化により、 コミュニティの希薄が大きいと考えており ます。

現在、自治連合会、市老人クラブ連合会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会と連携し、つながりのまち摂津連絡会議を発足し、地域コミュニティの大切さを伝える街頭啓発や研修会の事業を実施し、コミュニティの活性化に努めておるところでございます。また、現在、市内に新築された大規模マンションの住民の方々を対象に、自治連合会との連携の上、自治会の設立、近隣自治会への加入促進を図っております。

- ○嶋野浩一朗議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 つながりのまち摂津連絡会議での取り組みや、日ごろの自治会活動に携わる皆様への感謝の気持ちは絶えません。しかしながら、自治会への加入、非加入を問わず、全ての市民の皆さんを救うという命題に対して、行政として応えていかなければならないと考えます。そのための支援情報の伝達や避難活動について、どのようにお考えか聞かせてください。
- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 お答えをいたします。

災害時の救援施策につきましては、自治会の加入、非加入の区別なく、全ての市民が享受できるものでございます。地域コミュニティと行政との連携に大きな役割を果たしていただいております自治会の皆様のお力をお借りしまして、より多くの市民の方々へ迅速かつ正確な情報伝達をし、かつ、救援できる手法について引き続き研究を進めてまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 ブルーシートの配布など災害 支援情報の伝達については、昨年、大きな

課題となりました。例えば、郵便局と提携 した掲示板への貼り出しなど、早期に進め ていただきたいと思います。

市民の皆さんも、昨年の災害を通じて、 市からの公助だけでは十分な災害対応に限 りがあるという点について、少しずつ理解 が深まってきていると思います。大事なこ ととして、端的に言うなら、市はこれがで きますが、地域ではこれを担ってください という役割をはっきりさせることだと考え ます。共助という点で見ると、自治会の皆 さんの活動が中心になると思いますが、現 実には約半数の方が自治会非加入世帯で す。市として全ての方を救うという観点で はどのように考えておられるのか、再度お 聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 お答えいたします。

まず、災害における共助ということで、 横のつながりを強化する取り組みが必要で あると考えておりまして、大規模災害時の 被害軽減のためには、地域で協力して被災 した方の救助や避難が困難な方の支援を行 うなど、地域全体で支え合うことが被害を 最小限に食いとめていく有効な手だてであ ると考えております。

そのため、地域の防災活動を担う人材の 養成が不可欠であり、今年度は、防災サポーターを募り、自助・共助を牽引し、公助 を支援する人材の養成をしているところで ございます。さらに、防災士の資格取得支 援制度を開始するなど、市全体の防災体制 の強化にも努めております。

また、去る6月15日には、日ごろから 熱心に防災活動に取り組んでおられる市内 の学校、地域、企業などの団体が一堂に会 して、それぞれの活動を発表し、情報を共 有し合うことで、相互連携や防災・減災の 意識高揚を図るとともに、災害現場での対応力を強化する目的でせっつ防災サミットを開催いたしたところでございます。

これらの取り組みが契機となり、これまで独自に防災活動に取り組んでこられた各団体に新たな横のつながりが生まれ、防災にかかわる人たちの裾野が大きく広がっていくものと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 災害時の救援施策について は、自治会の加入、非加入の区別なくとの ご答弁をいただきましたが、一方で、自治 会の皆様のお力をお借りしてとの内容でし た。少し矛盾を感じる点もありますが、結 局のところ、人と人のつながりである共助 で横のつながりを強くしていくことが重要 であると思いますが、どのように取り組ま れるのか、お伺いいたします。
- ○嶋野浩一朗議長総務部長。
- 〇井口総務部長 お答えします。

先ほどもご答弁申し上げましたが、横のつながりを強化する取り組みといたしまして、さまざまな地域での活動を有機的に連携し、地域力を強化していく、このことが最大の取り組みだと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 地域を地域で守るための防災 サポーターの育成については、私ども公明 党会派でも何度も提案をし、防災士の資格 取得支援制度の創設などについては評価い たしたいと思います。

先日のせつつ防災サミットにおいて、片田先生の講演の中で、大雨により崖崩れがあった際の救援事例として、地域の若者が自主的に、幼小のときからお世話になった高齢者に対して事前避難のアクションを起こされた話が非常に印象的でした。この話は、自治会加入、非加入という話とは別に

して、人としてどうするべきなのかを考え させる内容であると思います。

最近、校区の連合自治会に加入はしてい ないが、昨年の台風被害を契機に、小規模 地域の有志により、高齢者救援などを中心 とした避難訓練を実施したいという相談を 受けました。実際に日取りや避難経路及び 役割も明確にし、計画書を準備しておられ ました。いろいろ市の制度を確認する中 で、防災管財課や消防による訓練に対する 協力は可能であるが、市で加入している住 民活動災害補償制度の対象には当たらない ことがわかり、万一の事故に備えて、その 訓練を中止にせざるを得なくなりました。 せっかく先駆的に取り組まれる市民の声に 応えられないという現在の制度の中で、私 は本当に申しわけなく、残念に思いまし た。日々、自治会活動で汗を流してくださ っておられる方々のためにも、担い手の多 くおられた時代に定められた自治会の各種 制度をいま一度見直し、行事運営など役員 の皆さんの負担軽減を行うことなど、少子 高齢社会の中で今後も継続運営できる内容 にできるように、市が積極的にコーディネ ートし、提案する必要を非常に感じます。 自治会の加入に対するメリットやつながり の大切さを訴えることももちろん大切です が、市民の皆さんのほうから加入を希望さ れるような制度のあり方を同時に進めるこ とこそ最も大事なことではないでしょう か。

要望として申し上げたいのは、河川の多くある本市にあって、浸水被害は免れることができません。したがって、特に避難活動にあっては、校区の連合自治会とも融合しながら、小単位の地域活動を重視した新たな防災コミュニティの形成、防災の視点からその自主的な活動を支援できる取り組

みを早急にお願いしたいと思います。地域によっては、避難場所への距離がある場合、高齢者などの緊急避難に対して、個人の3階建て家屋に了解をいただいてマップづくりを行っているところもあります。ぜひとも先進的な取り組みを全市域に拡大できる施策の実現を重ねて要望いたします。

次に、保育施設整備について。

244名分の増員ができたことは評価いたしたいと思います。しかしながら、待機児童数が前年に比べ15名減少したということからすると、保育ニーズは高まっているということになります。保育士不足の園もあると伺っています。保育士確保の取り組みについてお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 民間施設の保育士の 確保支援でございますけれども、市内民間 保育所等では保育士の確保に苦慮されてい る現状がございます。

そのような中、本市といたしましても、 法人が保育士のための宿舎を借り上げた場 合の必要な経費の一部を補助する事業や、 今年度から新たに正職員として採用された 方に対し、園を通じて就職支援金を給付す る事業を開始しております。また、保育士 の離職防止を図るため、保育業務の負担軽 減を目的とした支援システム導入に必要な 経費の一部を民間保育所等に対しまして補 助しておりました。

今後につきましては、他市で実施しているような事業を参考にしながら、本市に見合う事業の研究・検討を行ってまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 就職支援金制度が開始されま した点、評価いたします。あとは、この制 度の周知を効果的に行い、本市及び周辺市

からも、潜在保育士をはじめ、保育人材が 確保できますよう要望します。また、先日 の視察先、戸田市でも取り組んでおられた 離職防止のために相談体制やケアのための きめ細やかな対応をお願いいたします。さ らに、10月から実施予定の幼児教育の無 償化について、その対象が3歳児以上とな るため、ゼロ歳から2歳児には影響は少な いとは思いますが、早期にニーズを把握 し、おくれのない対応を要望といたしま す。

続いて、中学校給食について。

生徒のニーズや保護者への試食会及び予 約制度の見直しの取り組みを通して、少し ずつ喫食率の向上がうかがえます。具体的 な改善策についてお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 具体的な改善策についてで ございますが、今年度は、中学校給食に親 しみを持ってもらうことを目的に、学校給 食キャラクターを2体作成いたしました。 その愛称を募集いたしましたところ、全中 学校から合計329件の応募があり、現 在、愛称を決定いたしたところでございま す。今後は、このキャラクターを用いて啓 発グッズを作成するほか、給食だよりなど で活用いたしたいと考えております。

また、保護者向けには、初めての取り組みといたしまして、成長期の子どもにとって大事な食育をテーマにセミナーを開催いたします。

今後も、喫食率の向上に向け、さまざま な改善策を実施してまいりたいと考えてお ります。

- ○嶋野浩一朗議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 中学校給食に対してのイメージ向上が喫食率の向上にもつながるものと 考えます。多くの応募があったことは喜ば

しいことだと思います。育ち盛りの中学生、保護者にも食育の大切さをしっかり訴えていただきたいです。喫食率向上の取り組みと併せて、一方では他の方式について研究を進める予算も今年度ついていますが、その活用についてお尋ねをいたします。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 中学校給食につきまして は、現在のデリバリー方式のほか、自校方 式、親子方式、センター方式など複数の方 法がございます。現在、摂津市にとってど の方式が適切なのかを検討するための基礎 資料の作成に向け、調査の準備中でござい ます。今後は、調査結果を参考にしつつ、 女性の社会進出や家族構成の変化など社会 情勢を注視し、本市にとってより適切な中 学校給食のあり方について検討してまいり たいと考えております。
- ○嶋野浩一朗議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 ニーズとしては、生徒や保護者の要望等さまざまであるとは思いますが、どこまでも子どもファーストで、育ち盛りの生徒に対して栄養のバランスなどを第一にさらに研究を進め、一番いい方向性を見出していただきたいことを要望します。

次に、子どもの安全対策について。

子ども見守りボランティア制度の拡充を 行われた点など、ソフト面での取り組みを 評価いたしたいと思います。

では、道路上の危険箇所について、交通 量の多い交差点の車の右左折による事故を 防ぐための信号改善や、交差点など人のた まりやすい場所にガードレールやポールを 設置することなど、安全対策はどう考えて おられるのか、お尋ねをいたします。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

○高尾建設部長 安全対策についてお答えい たします。

大津市で発生いたしました事故を受けまして、現在、国土交通省より園児等の移動経路における交通安全の確保についての文書が出されており、道路管理者と都道府県、警察との合同による施設の点検や交通安全対策の必要性などについて検討を実施することとされております。具体的な検討方法につきましては、関係省庁間での調整などを踏まえ、改めまして連絡されるとのことですので、国、大阪府の動向を踏まえながら対策を進めてまいりたいと考えております。

今後、その対策を進める中で、議員がお 示しの信号改善につきましては、摂津警察 へ対策を働きかけるとともに、ガードレー ルやポール設置などの安全対策につきまし ては、道路管理者である大阪府や本市が検 討してまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 安全対策については、学校園 所周辺を中心に地域の声をよく聞いていた だいて、先手先手で府などへの施設要望や 緊急対策を強く要望いたします。

また、最近では、高齢者の運転による子どもの事故に至る報道が多くなっていますが、ブレーキ、アクセル誤り防止器具の補助や、高齢者の運転免許証自主返納のためのさらなる取り組みを進めていくことについての考えをお伺いいたします。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 昨今、高齢ドライバーによる事故が多く報道されるようになり、本市でも高齢者の交通対策に取り組んでいるところでございますが、議員がお示しのブレーキ、アクセルの誤り防止器具の設置に対する補助につきましては、国全体として取

り組むべき事案であると思われますので、 まずはその動向を注視してまいります。

また、高齢者の運転免許証自主返納の取り組みにつきましては、現在、大阪府の同返納サポート制度によりまして、返納後に外出を促す取り組みとして、タクシーの利用料金割引をはじめ、企業によるさまざまなサービスを提供されるとともに、本市におきましては、独自サービスとして摂津オリジナルジャンパーを支給し、啓発に努めているところでございます。

運転免許証の返納実績といたしましては、本市への申込者数は、平成30年度は184名となっており、今年度におきましても5月末時点で52名と、昨年度よりも2倍の申し込みがあり、引き続き自主返納の啓発に重点的に取り組んでまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 交通白書では、75歳以上において5.4%の方がブレーキ、アクセルの踏み違いがあると報道されました。本市では、買い物などの利便性から自動車に頼らざるを得ない地域もあります。そこで、他市でも既にこのような装置の設置に当たり補助金を出しているところもありますので、積極的に実施に向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、高齢者の運転免許証自主返納について、啓発活動も大切だと思いますが、車がなくても生活に支障がないようなさまざまな制度整備も必要なことだと思います。府の制度で、タクシーの割引など各種サービスも拡充してきていますので、そちらの十分な周知もお願いしたいと思います。一部のタクシー会社によっては対応していない場合もあり、他市でも事例のある返納者へのタクシー初乗り運賃への助成など、支援制度もさらに拡充していただきたいこと

を要望といたします。

次に、子どものいじめについて。

その内容については多種多様で、粘り強い対応が求められると思います。場合によっては、学校や教育委員会相互での取り組みが必要な場合もあると思いますが、双方の情報共有や連携のあり方についてお伺いをいたします。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 いじめ事案生起時の情報共 有や連携のあり方についてのご質問にお答 えいたします。

本市では、各学校において、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめ事案が生起した際には、いじめ問題対策委員会を開き、情報共有対応の検討を行うこととしております。また、いじめ問題対策委員会の開催状況や協議内容の報告を求め、適切に取り組むよう、校長会等を通して指導しているところでございます。組織的な対応を行うことで、担任等個人での事案の抱え込みを防ぐとともに、早期発見・早期対応により深刻な状況に至ることの防止につなげております。

- ○嶋野浩一朗議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 決して教員個人が抱え込むことのないように、チームで迅速な対応を今後もお願いしたいと思います。

さて、ここで近隣市の状況から見る本市 の今後のいじめ対応の方向性についてお伺 いをいたします。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 近隣市の状況から見る本市 の今後のいじめ対応の方向性についてのご 質問にお答えいたします。

近隣市の事案は、初期段階からいじめと 捉えず、組織的な対応ができていなかった ことが課題であると考えております。 本市では、学校からいじめ事案については全件報告を求めており、そのうち学校の対応に課題のあるものについて、教育委員会定例会で毎回報告を行っております。その場で学校の対応や方法について協議を行い、学校の対応に対し指導・助言を行っております。

また、教育委員会の附属機関であるいじめ問題対策委員会を年2回定例で実施し、学識経験者等から、いじめアンケートの活用方法やいじめ対応について、教育委員会の方針にご助言をいただいております。

今後も、開かれた教育委員会として、多 方面からのさまざまなご意見を生かし、い じめ事案に対応してまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 いじめの早期解決への道として、初動対応が大切であると考えます。どうか、学校や教育委員会での風通しのよい相談のしやすい環境づくりをさらに進めていただきたいと思います。

いじめへの対応は、当事者間の問題もありますが、そこには保護者とのかかわりも少なくないとは考えます。そこで、支援人材の活用や高度の判断が必要な事案におけるスクールロイヤーの相談体制についてお尋ねをいたします。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 いじめ事案への支援人材の 活用と高度な判断が必要な事案におけるス クールロイヤーへの相談体制についてのご 質問にお答えいたします。

本市では、本年度より全中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置し、校内いじめ対策委員会等で専門家の視点から助言を行えるようにしております。スクールソーシャルワーカーは、そのほかにも、教員研修やいじめ予防の視点で潜在的な課題を

掘り起こすスクリーニングを行い、教員に よる早期対応を促しております。

また、高度な判断が必要な事案が発生し た際に、法的な視点で解決方法などを助言 する弁護士でありますスクールロイヤーへ の相談体制につきましては、現在、府教育 庁が実施する事業を活用し、必要に応じて 相談を実施いたしております。しかし、近 年、スクールロイヤーを活用する事案が増 加していることに加え、府教育庁の裁量に より相談の可否が決定されることが課題で ございます。スクールロイヤーは、大きな トラブルへ陥る前の段階から学校の相談を 受けて、継続的に助言することで、拡大防 止、早期解決につながることはもとより、 教員の時間外勤務時数の削減や精神的な負 担軽減に大きな効果があると捉えておりま す。

今後は、教育委員会として、いじめ事案 の早期支援・早期解決や即時性のある相談 体制の構築に向け、市独自のスクールロイ ヤー制度を研究してまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 法的な対応など、高度な判断を要する事案が増加し、いじめへの対応は多岐にわたり高度化していると感じます。現在、相談窓口が府にしかないということで、相談したいときにすぐ相談できない様子がうかがえます。早期解決や教員の負担軽減のためにも、市独自でのスクールロイヤーの制度を一日も早く導入できるように取り組んでいただきたい点を強く要望いたします。

さらに、教育現場を離れられない状況も あると思いますので、どの学校にもネット 環境が存在しております。テレビ会議がで きるような取り組みも併せて要望いたしま す。

続いて、教育現場でのICTについて。 現場のお話を伺うと、中学校において、 普通教室に常設型のプロジェクターが設置 されたことで、機器移動の手間がなくな り、ICTを活用した授業が増え、子ども が顔を上げて授業を受ける機会が増えたと 伺っています。一方、小学校では、10年 以上前に小型の液晶テレビが導入されまし たが、残念ながら後ろの席まで見えづらい 状況である旨を伺いました。小学校では、 黒板と併用したICT機器の活用が望まし いと考えることから、ぜひとも普通教室に 大型テレビを配置し、子どもの興味を引き 出す魅力ある授業や、ネットワーク環境も さらに整備し、校舎のみならず、広い範囲 でICT機器が活用できる環境整備も併せ て要望いたします。

さて、最近、障害のある児童・生徒に対して、ICTを活用した支援が有効であると伺いましたが、その見解についてお尋ねをいたします。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 ICTの活用は、個別学習に適しており、とりわけタブレット型PCを活用した教育は、視覚的・感覚的に学ぶことができることから、学習支援が必要な児童・生徒にとって学習内容の定着に効果があると言われております。本市でも、支援学級の授業の中で、子どもたちの特性に応じて、文字の拡大、読み上げ機能、ペンを使った手書き認識など、個別の学習支援に活用し、効果を上げております。
- ○嶋野浩一朗議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 支援の必要な子どもたちにとって、一般の教科書での学習に加えて、タブレットを活用した授業は、教える側も教わる側も大きな効果が期待をされます。現在、各学校の45台のタブレットの導入状

況ですが、今後、まずは学年で活用できる までの台数に拡充をしていただきたいこと を要望します。

次に、不登校児童・生徒に対して、個別 学習に適したICTを活用した支援につい てのお考えをお伺いいたします。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 現在、多くの学校では、不 登校の傾向が見られる児童・生徒に対し て、校内適応指導教室などで補充授業や学 習支援を行っております。継続的かつ個別 に学習支援が必要な児童・生徒には、IC Tを活用した学習は効果があると捉えてお ります。また、本市では、教育センター内 の適応指導教室においても、タブレット型 PCを2台配置し、学習支援や自学自習の ツールとして日々活用いたしております。

今後は、不登校児童・生徒なりに対して、タブレット型PCなどを活用し、より効果的なアプリケーション等を導入することで、学校復帰等につながるかどうかについても研究をしてまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 不登校になる原因の一つとして、学習についていけなくなったことが考えられます。不登校児童・生徒の対応について、現在、専任教員は不在で、担任が中心となってフォローしていると伺いました。一日も早く学校や教室復帰につなげるためにも、継続的かつ個別学習に適したICT機器及びソフトの整備を求めます。また、支援人材の登用についても併せて要望をいたします。

続いて、公共施設のWi-Fi対応について。

小さくてもキラリと光るまち摂津の特徴 的な取り組みとして、ぜひとも先例をつく る思いで先進的に取り組まれることを望み たいと思います。携帯電話の会社と提携す ることで大幅なコストダウンにつながるの ではないかと考えます。

公民館では、サークル活動の中でパソコ ンを活用する機会も増えています。例え ば、液晶プロジェクターの貸し出しのよう に、Wi-Fiの端末を貸し出し、災害発 生時には無償提供する方式など導入できな いものでしょうか。また、図書館の貸し出 しシステムはクラウドで動いていますの で、もともとネット環境は整っているた め、アクセスポイントだけ設置すれば、電 子図書やパソコンでの調べ物に活用できる と考えます。学校においても、ネット環境 は整っていますので、先に質問いたしまし た教育現場でのネットワーク環境の整備と 併せて、体育館でもWi-Fi環境が整う ことで、万一避難場所として運用された場 合でも十分に有効活用が可能であると言え ます。

大阪万博を前にして、市の特徴、シティ プロモーションの一つとして、大きなポイ ントになることは間違いないものと確信し ます。ぜひとも実現に向けての取り組みを 強く要望いたしまして質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 水谷議員の質問が終わりました。

次に、三好義治議員。

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 それでは、健康増進法の一部を改正する法律について質問していきたいと思います。

この法律は、2018年7月に健康増進 法の一部を改正する法律が成立し、202 0年4月1日より全面施行されます。この 法律により、事業者だけでなく国民におい ても、望まない受動喫煙を防止するための 取り組みがマナーからルールに変わります。この法律は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該の施設等の管理について、権限を有する者が講ずるべき措置について定められております。

摂津市は、この7月1日より公共施設敷 地内全面禁煙を打ち出しました。この法律 は、あくまでも受動喫煙防止対策を示した ものであり、私も受動喫煙防止対策を講じ るのは大賛成です。なのに、摂津市は、法 律の趣旨に反し、公共施設敷地内全面禁煙 を打ち出しました。行政の責務であります 公平・公正で民主的な施策運営になってい るのか、人間基礎教育で言われている思い やりに欠ける制度であると言わざるを得な い重大な決定事項であると思います。今回 の措置については、喫煙所難民をどうして いくのか、そして、これが将来、差別、い じめ等につながっていくおそれがあると私 は想定しております。お互いの価値観、趣 味、嗜好を法律内で認め合うのが本来の行 政運営ではないのでしょうか。

たばこを吸う人は、たばこ税を払っているにもかかわらず、まるで反社会的なグループのように追いやられております。この 法律は、喫煙場所を設けて完全分煙を図り、受動喫煙を防止するのが本来の法律の趣旨であると私は理解しております。たばこ税については、摂津市は過去、財政危機に陥りました。今日の摂津市民が安心して暮らせるのも、先人が努力し、行財政改革に取り組んだのと、平成18年度からのたばこ税の増収があったからと私は理解しております。そのとき、議長は私が務めておりました。たばこ税の増収施策は、摂津市の財政状況から、背に腹はかえられぬとの 思いで、全会派一致のもとで企業誘致条例を制定し、たばこ税の増収が実現してきた歴史があります。摂津市におけるたばこ税の恩恵と先人が取り組んできた努力をどのように評価しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

法律の趣旨に基づいて、公共施設内は分煙施策に取り組み、喫煙コーナーを設置し、好まない受動喫煙対策を行うべきであると改めて主張しておきたいと思います。たばこ税が減収する等が見込まれる中で、我々は未来に責任を持たなければならないと思います。新たな将来に向けて財源確保はどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

法律では、従業員もしくは職員の募集を 行う者に対しては、どのような受動喫煙対 策を講じているかについて、募集や求人申 し込みの際に明示する義務が課せられてお りますが、摂津市は募集に対してどのよう にされているのか、また、今回の敷地内禁 煙に対して職員にどういう配慮をなされて いるのか、お聞かせいただきたいと思いま す。

今回の摂津市の公共施設全面禁煙施策は、憲法第11条、第13条で保障されている個人の尊重、自由・幸福追求の尊重に反していると思いますが、マナーからルールに変わっている人権問題につながるおそれがあるが、どうでしょうか。

それから、国、都道府県、地方自治体の 責務について、法律では、周知啓発活動、 飲食店における中小企業に対する助成制度 等が責務として義務づけられております が、路上喫煙防止区域に当たる飲食店の対 策はどうされているのか、また、中小企業 が経営改善設備を取得した場合、特別償却 または税額控除制度について、喫煙専用室 にかかわる器具、備品等が対象になりますが、これらの中小企業への対応はどうされているのか、さらに、屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施策の整備に対し、地方財政措置による支援がなされますが、路上喫煙防止区域は明確にされているが、喫煙可能場所はなぜ設置されていないのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、禁煙マップについてでも、他市は 取り組んでおりますが、本市における喫煙 者のルールを徹底していくのが本来行政の 責務と思いますが、ルールを守らせる行政 施策を望むところでありますが、こういっ た取り組みについてお聞かせいただきたい と思います。

これらのことから、法律改正の趣旨の基本的な考えの、1、望まない受動喫煙をなくす、2、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に配慮をする、3、施策の類型・場所ごとに配慮する、これらの解釈について明確にお答えいただきたいと思いますし、また、当局はどのような機関によって意思決定されたのか、教えていただきたいと思います。

1回目、以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

(井口総務部長 登壇)

○井口総務部長 総務部所管に関しますお問いにお答えを申し上げたいと思います。

まず、たばこ税の恩恵についてのご質問 でございます。

たばこ税にかかる課税につきましては、 財務省では、他の物品とは異なる特殊な嗜 好品としての性格に着目して、伝統的にい わゆる財政物資として位置づけられてお り、他の物品と比較して重い税負担を求め てきているところとの見解を示されており ます。

市たばこ税につきましても同様でございまして、たばこ税は国・地方にとって貴重な財源であると認識をいたしております。市たばこ税の平成29年度決算額を見てみますと、約7億2,400万円で、市税収入に占める割合は3.9%となっております。過去には、法人市民税を上回り、市税に占める割合が10%を超える収入となっておりる割合が10%を超える収入となっており、この間における市たは25年度にかけては多額の収入となっており、この間における市たは2段の収入総額は154億円を超えておりませた。このように、市たばこ税は財政運営に大きく寄与する必要不可欠な税であると認識をしておるところでございます。

続きまして、たばこ税の減収、財政確保 についてのご質問にお答えをいたします。

たばこ税に関しましては、今回の敷地内 全面禁煙に伴いまして減収が見込まれるの ではないかというご質問でございました が、たばこ税に関します課税につきまして は、平成15年の増税以降、平成18年、 平成22年と増税が実施されてまいりまし たが、この間の国・地方を合わせたたばこ 税収は2兆円台前半で推移をいたしており ます。また、平成15年には健康増進法が 施行されましたが、施行前後でたばこ税の 大きな減収はなく、たばこ税率の引き上げ 前に一時減収となる傾向があらわれており ます。こうした状況を考慮いたしますと、 法整備によります喫煙環境の変化とたばこ 税収の関連性につきましては、財務省のデ ータ上、少ないのではないかと考えており ます。しかしながら、庁舎敷地内全面禁煙 に伴い、市たばこ税が減収となった場合 は、より一層の経費節減が必要であると認 識をいたしております。これは、市たばこ

税に限らず、景気動向や税制改正の影響等によって、他の市税収入が減少となる場合も同様でございます。

以上でございます。

- ○嶋野浩一朗議長 市長公室長。 (山本市長公室長 登壇)
- ○山本市長公室長 人事課に関します職員関 係でございます。ご答弁を申し上げます。

この法律の従業員に対する受動喫煙対策 という観点からのご質問もございましたの で、その観点をご説明させていただきま す。

1点目は、先ほど議員のほうからご質問がございました、採用試験に当たって、市の考え方を必ず明記する対策をとるようにということになっておりますので、現在実施中の試験、また、今後実施する予定の採用試験につきましては、本市が職員に対して今喚起しております受動喫煙対策の内容を明記し、募集に当たっていきたいと考えております。

その中では、やはり二十未満の方々に対する配慮というか、特に未成年の方への配慮というのが大変重要になってまいりますので、そのようなところは、我々事業者側は特に配慮するようにということになっております。

また、たばこをお吸いになる方の人権の ご質問でございますが、人権の観点から申 しますと、喫煙をする自由としての権利は 尊重されるべきと考えております。喫煙に 当たりましては、ルール、マナーをお守り いただきながら喫煙をしていただくという ことが肝要になるということで考えており ます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。 (松方市民生活部長 登壇) ○松方市民生活部長 法律で飲食店等における中小企業の喫煙専用室等の設置に関しての予算や税制上の措置についてのご質問にお答えいたします。

健康増進法の一部を改正する法律におきまして、国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるとされております。具体的には、財政支援といたしまして、飲食店等における中小企業の事業主等が受動喫煙対策として一定の基準を満たす各種専用の喫煙室並びに屋外喫煙所の設置に必要な経費または受動喫煙を防止する換気設備の設置等の措置に必要な経費について助成を行う受動喫煙防止対策助成金の制度を、国の出先機関であります大阪労働局で実施することとしております。

受動喫煙防止対策助成金の対象となる事業主の要件は3点ございまして、1点目は、労働者災害補償保険の適用事業主であること、2点目は、小売業でいいますと、常時雇用する労働者数は50人以下もしくは資本金または出資の総額が5,000万円以下であるなどの中小企業主であること、3点目といたしまして、事業場内において措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主となっております。助成の対象は、喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室などの設置・改修などで、対象業種により2分の1、飲食店の場合は3分の2の助成率で、上限は100万円でございます。

次に、税制措置といたしましては、特別 償却または税額控除制度がございます。これは、飲食店において設置する受動喫煙の 防止のための各種喫煙室に係る器具、備品 及び建物附属設備を対象とするもので、2 021年3月31日までに、商工会等によ る経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価格の特別償却の30%または税額控除7%の適用を認めるものでございます。対象事業者は、資本金1億円以下の法人及び従業員数1,000人以下の個人事業主となっており、対象は、取得価格が30万円以上の器具、備品、または60万円以上の建物附属設備でございます。この制度につきましては、商工会、商工会議所等が窓口になっております。

なお、屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に関する地方財政措置につきましては、市財政所管による地方特別交付税に関するものであると聞いております。

以上、これらの助成制度の活用に関しまして、本市としましても積極的に中小企業主に対してPRをしてまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。 (平井保健福祉部理事 登壇)
- ○平井保健福祉部理事 ただいまのご質問の中で、保健福祉部のほうで所管しております内容の件につきましてご答弁申し上げます

まず、今回の改正健康増進法の趣旨でご ざいます基本的な考え方についてのご質問 に対しましてお答え申し上げます。

健康増進法の改正の趣旨といたしましては、国から三つの基本的な考え方が示されておりまして、まず第一に、望まない受動喫煙をなくすことを大前提としまして、その上で、第2に、健康の影響が大きい子どもや患者等に特に配慮するため、こうした方々が利用する学校や病院などの施設について、受動喫煙対策の一層の徹底を図ること、また、第3として、多数の利用者があ

る施設について、その類型や場所、主たる 利用者の違いごとに禁煙措置や喫煙場所の 特定などを行うことを求めるものというこ とでございます。

さらに、詳細につきましては、基本的考え方の第1、望まない受動喫煙をなくすということでございますが、こちらは、具体的には、受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえまして、屋内において受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、望まない受動喫煙をなくすということでございます。

2点目の、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮ということでございますが、子どもなど二十未満の者、患者等は、受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮いたし、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について、受動喫煙対策を一層徹底することを示されておられます。

3点目の、施設の類型・場所ごとに対策 を実施ということでございますが、こちら につきましては、望まない受動喫煙をなく すという観点から、施設の類型・場所ごと に、主たる利用者の違いや受動喫煙が他人 に与える健康影響の程度に応じまして、禁 煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、 提示の義務づけなどの対策を講ずると。そ の際、既存の飲食店のうち、経営規模が小 さい事業者が運営するものについては、事 業継続に配慮し、必要な措置を講ずるとい う考え方が示されているところでございま す。

今回、摂津市における公共施設等々におきます敷地内全面禁煙につきまして、どのように意思決定したのかということでござ

いますが、関係課長が集まります企画調整 会議というところで一定の議論を踏まえま して、最終的には庁議のほうで決定したと いうところでございます。

もう1点、禁煙マップについてのご質問 があったかと思われますが、そちらについ てのご答弁を申し上げます。

本市におきましては、本庁舎を含む公共施設等におきまして、今後、順次灰皿の撤去を進める方針でございますので、市域における喫煙場所というものは、実質的にはコンビニエンスストアなどの民間施設が中心となるように考えております。民間の喫煙場所につきましては、さまざまな形態があると認識しておりますが、現状、こうした喫煙場所の位置や受動喫煙防止の基準を満たす構造であるか等について把握しておりませんので、今後とも、これらを正確に把握することはなかなか難しいのではないかと考えております。

また、本市では、健康づくり推進条例のもと、健康づくりの観点から市民の喫煙率の減少を目指しておりまして、喫煙所マップづくりなど、喫煙しやすい環境づくりを自治体が積極的に推進することにつきましては、慎重に判断する必要があるものと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 それでは、2回目、一問一 答方式で質問していきたいと思います。

まず、たばこ税についての必要性は十分に承知していると思いますね。その中で、部長が答弁したものと私の感覚が違うのが、このたばこ税については、平成25年、16億4,000万円、それから、平成26年度には7億6,000万円、それから、平成27年度に7億9,000万円、平成28年度で約17億円、平成29

年度で7億3,000万円。というのは、 平成27年度は、たばこ税収が上がって、 それからまた平成28年度は税収が上がっ て平成29年度は下がってきたんですね。 あんまり時間がないから、この件は追及は しませんけど、平成18年度に私が議長の ときに企業誘致条例を導入したときの思い を込めて、市長、お答えいただきたいと思 います。

- ○嶋野浩一朗議長 市長、答弁。
- ○森山市長 三好義治議員の質問にお答えを いたします。

ご案内のとおり、私が市長に就任いたし ましたときは、全国ワースト5ですか、非 常に厳しい財政事情でした。一方では、一 番最初の仕事が学校の統廃合という厳しい 試練からスタートいたしました。お金が全 てではありませんけれども、やっぱりしっ かりとした財政運営を考えないといかんと いうことで、税収は何かないやろかという 単純な発想から、企業、工場がどんどんこ こに来てくれたら、でも、このまちは限ら れた市域で、大工場を誘致するような場所 もないと。そうすると、考えられること は、全国的な規模の小売・物販の本社機能 を誘致することも一つの方法。もう一つ は、著名な高収入を得られる、そういった 社長、事業主が、ここに転居といいます か、住民票を移してくれるとか、いろんな ことを考えました。その上で企業誘致条例 という一つの案を考えました。ご案内のと おり、Aというたばこの事業所が手を挙げ たわけでございます。審査会の議を経た上 で、議会のご承認の上、我々は参入を認め た経緯がございます。私は、その当時、担 当者に、少なくとも議会の皆さんの全会一 致といいますか、ご同意を得ることは必要 最小限度の条件だと、これなくして導入は 考えられないということで、この条例を提 案した思いがございます。

たばこ税は、市内に事業所等のある法人が、法人の所得に応じて負担する法人市民税とは違って、全国的な展開をしている業者がここで営業所を構えるということで、多額の税収を得ることができました。摂津市の窮状をこの税収によって免れたというか、回復の大きな原因になったことを承知いたしております。大きな財源になり、今日を迎える一つの大きなきっかけになったと思っております。

以上です。

- ○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 今、たばこ税の必要性は市 長が十分述べていただきました。これから の動きは、たばこはやめ、税収は要ります のような感覚なんですね。一方では、新た な税収の確保、代替、これについては、副 市長、どう考えられていますか。
- ○嶋野浩一朗議長 副市長。
- ○奥村副市長 たばこ税のお話なんですけども、ちょっと市長の答弁を補足させていただきますと、たばこ税は、確かに平成18年から平成25年まで、それから、平成28年、例年になく多額な税収入がございました。これは、詳しくは言いませんが、いずれもたばこ販売業者の自主的な納付によるもので、大幅増収となっております。それぞれ国の定めるたばこの税率については、地方公共団体が決定する権限はございません。その動向については、やはり地方財政に大きく影響することから、しっかりと注視する必要はあろうかと思っておりませ

ただ、1点、財政運営に当たりまして は、市たばこ税のみならず、他の税目もし っかりと税収を増やしたい、こういう気持 ちには変わりはございませんが、たばこ税に限って言いますと、たばこのいわゆる消費増による増収、これは期待するものではないと我々は思っております。たばこの消費が増えますと、当然、市民の健康に影響を及ぼすことでございますので、税収のいわゆる税率アップの増収は、もちろん我々は期待しますけれども、消費増の増収については期待するものではございません。

以上です。

- ○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 財政の関係は、もうこの程 度でおいておきます。また違う場所でやり ます。

次に、法律の地方自治体の責務について お聞かせいただきたいと思います。

中小の飲食店、具体的に言ったら、正雀ですが、経過措置がありますから、自主的に禁煙にした場合に、結構路上に灰皿を置いてたばこを吸うており、そこが禁煙ゾーンになっております。これについての対策はどう考えているんですか。

- ○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 正雀の駅近辺につきましては、現在、路上喫煙の禁止地区に指定すべく、いろいろ調整しているところでございます。路上喫煙の禁止地区につきましては、公共の場所ということですので、道路等々が路上喫煙地区内での具体的に喫煙をしてはならない場所になるということでございます。ですので、民間の飲食店等の敷地内でありましたら、この路上喫煙の禁止の対象にはならないということになりますので、そういった対応がされる飲食店があるのかとは考えているところでございます。

また、飲食店等による経過措置につきましては、法律上、議員がご指摘のとおり、

一定の規模、資本金5,000万円以下、あるいは面積100平米以下につきましては、一定喫煙の店であるか禁煙の店であるかというところを表示すれば、当面の間、どちらかを選択できるという措置になっておりますので、そういったことを踏まえながら、各飲食店、事業者のほうで個々にご判断いただけるものではないかと考えているところでございます。

- ○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 中小企業の助成制度について、じゃあ、今、どういうPRをされているのかということについてお聞かせいただきたいと思います。
- ○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。
- ○松方市民生活部長 飲食店を含めた中小企業の助成制度でございますけども、飲食店に対する補助につきましては、上限が100万円、補助率については、一般的な事業者に対しては補助率が2分の1とされているのに対しまして、飲食店のほうは3分の2に引き上げられるということになっております。

また、国の制度以外で、大阪府の制度が 最近予算化されまして、制度設計が進められているところでございまして、大阪府の 場合は上限が300万円、4分の3までの 補助ができるということになっておりま す。ただし、国の制度がまだでき上がった ところでして、5月の9日に国のほうか ら、厚生労働省の健康局長からの助成制度 の通知がございましたので、大阪府のほう につきましては、その制度を見きわめなが ら、現在、予算様式等の制度設計をされて いると聞いております。

以上です。

- ○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 中小企業に対しても、まだ

国の制度設計ができていなくて、これからまだPRもしていかなあかんときに、敷地内を一遍に禁煙にするというのは無謀な施策やと私は思うんですけど、全体的にこの法律は、大阪府の条例に基づいても、全体の計画を組んで慎重に取り組みなさいという法律の趣旨があるんですよ。その点について、今なおかつそういうものでPRも啓発もされていないのはなぜなんですか。

- ○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。
- ○松方市民生活部長 この法律につきましては、議員がお示しのとおり、平成30年7月25日に公布されまして、その後、平成31年の1月25日に政令等が出されました。その点で、中の細かい第一種、第二種等の定義の詳細の説明がなされました。それに基づいて、国等もそういう助成金の制度設計がされたところでございます。我々としましては、国等の制度設計、それから、先ほど申し上げました大阪府等の助成金の制度設計を見きわめながら、ホームページ等で周知を図っていくと考えております。

以上です。

- ○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 それでは、本題の公共施設 敷地内全面禁煙について質問していきたい と思います。

今、中小企業に対してでも、なかなか奥 手になっておりましたり、助成金に対して もPRできていない。その中で、7月1日 から公共施設敷地内を全面禁煙にする。本 来、受動喫煙がこの法律の目的であって、 好まない人がその近辺に近寄らなくするの が本来の行政の責務だと思うんですよ。7 月1日から全面敷地内禁煙でなしに、20 20年4月までにるる検討しなさいという 法律の趣旨があります。この点について、 そんなに性急にやった理由についてお聞かせいただきたいのと、再度見直しながら、他市の動きも見て、なぜ受動喫煙の本来の法律の趣旨に基づいて行動できないのか、お聞かせいただきたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 敷地内全面禁煙の取り扱い についての質問にお答えをさせていただき ます。

健康増進法が改正されまして、厚生労働 省令に基づきます措置が実施された屋外の 場所であれば、この本庁舎でございます が、第一種施設の敷地内であっても特定屋 外喫煙場所の設置が可能という例外規定が 設けられております。ただし、この厚生労 働省令で定める措置の中で、特定屋外喫煙 場所を設けるには、屋外かつ施設を利用す る者が通常立ち入らない場所等の要件を満 たす必要があるとされております。この施 設を利用する者が通常立ち入らない場所等 につきましては、厚生労働省健康局健康課 の健康増進法の一部を改正する法律の施行 に関するQ&Aの中で、例えば、建物の裏 や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以 外に通常利用することのない場所とあり、 周囲の施設に隣接するような場所に設置す ることがないようにするといった配慮をお 願いするとの回答がございます。また、特 定屋外喫煙場所の設置は、法律で推奨され たものではなく、あくまで第一種施設は原 則敷地内禁煙とすべきであるとの趣旨の厚 生労働省健康局長通知もございます。した がいまして、特定屋外喫煙場所の設置は例 外的な措置であり、市庁舎の敷地内に分煙 施設を設置できる法規定もございませんこ とから、今回、敷地内全面禁煙を行うもの でございます。

○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。

- ○三好義治議員 法律では注釈で、今答弁いただいたような特例事項も設けなさいと、それに対して財政措置も講じるということまで記載されているんですよ。一方的に禁煙禁煙ではなしに、私は、本来の法律の受動喫煙対策をもっと議論しようやないかと、どうしたら摂津市の皆さん方に嫌なたばこの煙を吸わなくていいような受動喫煙防止を摂津市が全面的にやるんやと、そういったことを聞いているんですよ。だから、その辺の考えがあるのかないか、1回聞かせてください。
- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 今ご質問にございました第 一種施設という施設、また、第二種施設と いう形で、改正健康増進法は対象施設を指 定してまいりました。この中で、我々としては、第一種施設でありますこの市役所庁 舎につきましては、受動喫煙を防止するといいますか、予防する責務がございます。 その中で、この7月1日から施行されるということでございますので、我々としては、どういった形で受動喫煙を防止するのが一番得策かと考えた際に、全面敷地内禁煙をすることが一番の予防策ではないかと考えております。

また、ただし書きにございます特定屋外 喫煙施設につきましては、条件がいろいろ 決められておりまして、また、来年の4月 1日から大阪府条例が施行されますが、こ の中では、こういった例外措置も打ち消さ れまして、特定屋外喫煙場所につきまして は、大阪府条例では、精神科、終末期医 療、また、一定の療養を必要とする方のた めの施設に限るという形で、なお一層法律 を上回る条件設定がされております。そん な中で、我々としては、まずは、敷地内禁 煙ということを法律の趣旨でうたっており ますので、これにのっとる形で今回実施を させていただくこととなりましたので、ど うぞご理解、ご協力賜りますようにお願い 申し上げたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 私もどうぞご理解をこっち からお願いしたいと思います。大阪府庁が 条例を出して、大阪府の条例の中でも、庁 内は禁煙やけど、大阪府庁のほうも6館の 横にもう既に喫煙場所を設けているんです よ。大阪府条例で、全面禁止の推進の中 で、全面禁煙にした場合は、これはお金が かからないから「推奨します」なんです よ。最後に書いておる基本理念の中では、 総合的かつ計画的に実施されなければなり ませんという文言の中で、きっちりと20 20年の4月1日から受動喫煙防止施策が とれるように慎重にやってくださいよとい うのがこの法律でもあるし、大阪府の条例 でもそういったことが載っているんです。 それを、今、正雀の事例を出しましたけ ど、そういった飲食店に対する措置もまだ 講じられていないし、そういった啓発PR もされていない。それを敷地内だけ全面禁 煙ということで、私は、もうこれは絶対ト ラブルのもとになると思う。市役所に来 た、たばこが吸えない、仕事が終わって路 上に行った、そこでたばこを吸う、一般の 人がこんなとこでたばこ吸うなよと突っか かってきた。これが差別につながり、いじ めにつながり、暴力につながっていくんで す。もう1回答弁いただきたいと思いま す。
- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 施設の中でどこか吸える場所というご要望かと思いますけれども、あくまでこの法律の趣旨については、望まない受動喫煙を防止するという観点、また、

この公共施設の重みを感じまして、小さい お子さんからお年寄りまで不特定多数の方 がいらっしゃる、こういった公共施設につ いては率先して敷地内禁煙をすべきと私は この法律の趣旨を読み取りました。また、 実際、正雀のことも例に出されております けれども、これは第二種施設でございまし て、まだまだと申しますと語弊がございま すが、これは来年の4月1日からではなく て、2025年からの段階的な経過措置期 間でございますので、この中で、中小企業 の方々、また民間の方々についても、どう ぞ受動喫煙対策を講じていただきますよう にということで、国のほうも府のほうもる る制度設計をされていると伺っておりま す。我々としては、第二種ではなく第一種 というこの点を強く感じて、範を示すとい いますか、喫煙者の方には大変申しわけな いですけれども、我々は、平成15年の健 康増進法が制定された際にも、庁舎内禁煙 ということで先陣を切ってやってまいりま した。そういった過去の経過も踏まえまし て、この16年たった今日、健康増進法が 改正されたことを機にしまして、さらに一 歩進んだ庁舎の禁煙対策、受動喫煙防止を 講じていきたいと、その一念でございま す。どうぞご理解くださいますようによろ しくお願い申し上げます。(「議事進行」 と三好義治議員呼ぶ)

- ○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 正雀の飲食店の第二種は私もわかっています。これについては、経過措置を講じなさいということの中でやっていくのはわかります。私がもう一方でトラブルが起きるおそれがありますよと言うてるのは、第二種施設であって、自主的に店を禁煙にして灰皿を外に置いた場合は、今後、正雀は路上喫煙防止地域になっている

んですよ。ほんで、ああいう店舗の中で想定しているのが、玄関を出たらもうすぐに市道になっているんですね。そういったところに灰皿を置いてたばこを吸うてたときにトラブルが起きますよと言うてるんやから、その措置も合わせてどうするんやということを聞いているので、この辺についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 いろいろ議論がございまして、今、正雀の例でご質問がありました。

基本的な考え方としましては、先ほども 総務部長からご答弁ありましたように、こ ういった敷地内において受動喫煙を防止す るためには、全面禁煙化することが最も効 果的であると考えているところでございま すが、ご指摘のとおり、そういった全面禁 煙化等をした場合に、その周辺におきまし ては受動喫煙が生じてしまう懸念もあり、 そうしたことにつきましては、事実、これ まで本市が進める路上喫煙禁止地区の取り 組みにおいてもしばしば議論されてきたと ころでございます。

ただ、一方で、こうしたことにつきましては、喫煙禁止地区に限らず、民間の喫煙場所も含めまして、市域のあらゆる場所において問題となるものと認識しておりまして、その解決のためには、本市の健康づくりの重要性でありますとか喫煙のマナーの向上につきまして、広く市民の皆様に協力を求めて理解を得ていくことが大変重要であるかと考えているところでございます。

- ○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 公共施設全面禁煙とか、そ うやって喫煙マップを作成しとか、それと か、中小企業の支援対策をやりなさいとか

言うてることに対してでも、私が言った中小企業支援対策は、経過措置はあってでも、今からPRしておかんと間に合いませんよと。だから、そういった法律をきっちりやっていくんやったら、今、総合的かつ計画的にもう1回再度検討し直したらどうですかということを加えて聞いておきたいと思います。

たばこについては、7億3,000万円 も税収があるということは、摂津市で1万 8,000人から2万人がたばこを吸うて ることになるんですよ。小さな声の大きな 集団をいかに大事にしていくかというのも 大事やと思うんです。この点、市長、人間 基礎教育では、本当に思いやりやとか、た ばこ税に対する感謝の気持ちやとか、こう いったこともいっぱいあると思うんです が、2020年4月1日まで公共施設の敷 地内での喫煙については現状のままでやっ ていくということについて考えをお聞かせ いただきたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長まず、副市長。
- ○奥村副市長 それでは、市長答弁の前に、私のほうからちょっと一つ整理をしてお話をさせていただきたいと思います。

それぞれ公共施設の敷地内での禁煙問題 について、ご指摘、要はいろんな課題を提 出していただきました。私のほうから、各 部長からの答弁と重なることはあるかもわ かりませんが、総括的にご答弁申し上げた いと思っております。

喫煙者のたばこを吸う権利ということですが、人によっては嗜好にはさまざまな選択肢が当然ございます。決して人の嗜好について否定するものではございません。喫煙の自由は個々の嗜好として存在し、他者に危害を与えること、あるいは他者の権利を侵害しないこと、こういうことを前提に

すれば、一般的自由というのは当然認めら れることでございます。

しかし、今日、たばこは一定の害悪のある嗜好品として周知されております。そのため、社会的要請としては、やはり周囲に他者がいる場合においては、自由に喫煙することは望ましいことではない、これは理解していただけると思っております。

それから、たばこの煙による健康被害なんですが、喫煙者本人に直接影響することは当然周知のことでございます。しかし、1981年でしたか、平山論文によって世界で初めての受動喫煙の害が提唱されました。受動喫煙による影響として、主流煙あるいは副流煙による影響が指摘されており、また、近年、三次的喫煙についての危険性も指摘されているところでございます。

日本たばこ産業の調査によりますと、平成元年では喫煙率が男性61.1%、それから女性12.7%、平成30年ではかなり落ちまして、男性では27.8%、女性では8.7%に低下しております。これは、やはり健康被害へのたばこの因果関係を示唆する科学的な根拠が各研究機関で発表されて、国民の健康志向の高まりで低下したものと考えております。

一方、たばこによる健康の害悪が明白であるということから、厚生労働省は、今後の受動喫煙防止対策は、基本的方向として、多数の者が利用する公共的な空間については原則として禁煙であるべきとしており、2020年夏季オリンピックに向けて、国際オリンピック委員会と世界保健機構が推進するたばこのない五輪という方針の受動喫煙対策を強化するとしております。

しかしながら、先ほど議論ありましたよ

うに、一部産業や営業用店舗において喫煙 が常態化しているような場合にあっては、 その店舗において禁煙、分煙の対策をとら なければならないとすることは、営業の自 由との関係で議論のあるところでございま す。特に、居酒屋等の外食産業の規制はマ イナスの経済波及効果が懸念されますが、 健康権という人権保護のためであれば一定 の経済的損失もやむを得ないという意見も ございます。しかし、そのような産業に対 して全面的に禁煙義務を課すことは、やは り営業の自由の観点から認められないこと から、こうした施設では分煙の措置を行う ことが適当と考えられます。

このようなことから、先ほど答弁ありましたように、国のほうでは、各事業所の受動喫煙防止対策を行う場合、一定の要件はございますが、受動喫煙防止対策助成金制度がつくられたところであり、また、大阪府においても、国制度を補完する助成制度も検討されているとのことでございます。

7月から実施いたします公共施設内禁煙は、公共的な場所、特に第一種施設の市庁舎敷地内における喫煙の制限を行うものであり、私的空間での喫煙の自由には何ら干渉するものではございません。

これまでも、本市におきましては、健康づくり推進条例に基づきまして、たばこに対する正しい知識の啓発や禁煙サポートに努めるとともに、路上喫煙禁止地区の指定などに取り組んでいるところであります。市民の皆様がいつまでも健康で暮らせていけるよう、健康長寿の社会実現には、総合的に受動喫煙を抑制していく施策推進が望ましいと考えております。

今回、いろいろご指摘、ご提案がございますが、庁舎敷地内を全面禁煙にする目的といたしまして、受動喫煙の阻止で、健康

都市宣言にふさわしい市として、政策的インセンティブとして意図したものであり、 まずは市民健康保持への積極的な啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 市長、答弁。
- ○森山市長 再度、三好義治議員の質問にお 答えをいたします。

もう何度も話が出ていますけれども、今回は国の健康増進法の改正がされました。この改正に基づいて我々のとった措置でございます。中身は、いろいろの説明がありましたけれども、法律があって、法律で認められていて、そして、その上、重い課税をかけ、で、たばこ吸うな。一方で、少しわかりにくい例外規定をつくる。何で規制すんのやという質問者のご意見、ご指摘、これはわかった上で、それを否定するものではございません。

ただ、そんな中、全国的にも健康に視点 を置いてたばこの規制をするところは、恐 らく摂津市だけかもわかりませんけれど も、ほとんど環境その他の名目でやってお るわけでありますが、午前中の質問にも答 えておりましたけれども、今後の健康寿命 の増進、このことに取り組む上で、この受 動喫煙ということは、まず市の姿勢として 7月から実施しよう、いろいろと庁内でも 議論を重ねた結果、そういう決定に至りま した。ただ、今後、4月に向けて、いろん な施設での取り組みをする中で、ご指摘の ようないろんなご提案、こんなことも踏ま えながら、どういった議論がなされてくる のか、こういったこともしっかり目を向け ながら、また議会の皆さんのご意見も拝聴 したいと考えております。7月から実施い たしますことをどうぞご理解いただきたい と思います。

○嶋野浩一朗議長 三好義治議員。

- ○三好義治議員 もう時間がありません。これで質問を終わらせていただいて、次回、 また機会を設けたいと思いますので、よろ しくお願いします。
- ○嶋野浩一朗議長 三好義治議員の質問が終 わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ござい ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時43分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 嶋 野 浩一朗

摂津市議会議員 弘 豊

摂津市議会議員 増 永 和 起

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

令和元年6月27日

(第3日)

令和元年第2回摂津市議会定例会継続会会議録

令和元年6月27日(木曜日) 午前10時 開 会 摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (18名)

	1	番	福	住	礼	子
	3	番	安	藤		薫
	5	番	村	上	英	明
	7	番	南	野	直	司
	9	番	増	永	和	起
1	1	番	森	西		正
1	3	番	楢	村	_	臣
1	5	番	香	Ш	良	平
1	7	番	光	好	博	幸

 2 番
 藤
 浦
 雅
 彦

 4 番
 野
 口
 博

6 番 水 谷 毅

8番 弘 豊

10番 渡辺慎吾

12番 三 好 義 治

14番 三 好 俊 範

16番 松 本 暁 彦

18番 嶋 野 浩一朗

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市			長	森	Щ		正
教	育	育	長	箸戽	配谷	知	也
総	務	部	長	井		久	和
環	境	部	長	Щ	田	雅	也
保例	建福剂	止部耳	里事	平	井	貴	志
上	下水	道剖	5 長	Щ	口		猛

副 市 長 奥 村 良 市長公室長 本 和 Щ 市民生活部長 松 方 和 保健福祉部長 野 村 眞 設 部 長 高 尾 和 教 育 委 員 会 教育 次長 兼教育総務部長 北 野 人 監查委員 · 選挙管理

教育委員会 小林寿弘

委員会・公平委員会・固定資産評価審 査委員会事務局長

橋 本 英 樹

夫

憲

彦

宏

士

消 防 長 明 原 修

1 出席した議会事務局職員

事務局長牛渡長子

事務局次長溝口哲也

1 議 事 日 程

1,				一般質	間			
				渡	辺	慎	吾	議員
				香	Ш	良	平	議員
				森	西		正	議員
				増	永	和	起	議員
				三	好	俊	範	議員
				弘			豊	議員
				安	藤		薫	議員
2,	議	案 第	3 4 号	令和元	年月	度摂測	丰市-	一般会計補正予算(第1号)
	議	案 第	35号	令和元	年月	度摂測	は市り	个護保険特別会計補正予算 (第1号)
	議	案 第	36号					常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 列制定の件
	議	案 第	3 7 号	摂津市	税争	条例0	ラー 岩	87を改正する条例制定の件
	議	案 第	38号					建全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 女正する条例制定の件
	議	案 第	39号					事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 る条例制定の件
	議	案 第	40号	摂津市	介語	隻保 隊	食条例	列の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	4 1 号	摂津市	火災	災予防	方条例	列の一部を改正する条例制定の件
3,	議会	議案 第	5号				_	る水準のハラスメント禁止規定を明確にした 引書の件
	議会	議案 第	6 号	「労働	者協	岛同系	且合治	去案」の早期制定を求める意見書の件
	議会	議案 第	7号	信頼さ 件	れる	る政府	守統 言	十を目指して更なる統計改革を求める意見書の
	議会	議案 第	8号	日本政 件	府に	こ核り	5器类	禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の

1 本日の会議に付した事件 日程1から日程3まで

(午前10時 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議 を開きます。

本日の会議録署名議員は、渡辺議員及び森西議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。 順次質問を許可します。渡辺議員。 (渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 おはようございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、とりかい幼稚園・鳥飼保育 所の一元化についてであります。

今年の4月に、とりかい幼稚園の入園式 に出席いたしました。ここ数年、毎年、卒 業式、入園式には出席しておりますが、最 近、特に感じることは入園児の少なさであ ります。少子化で鳥飼地区にもその影響が 出ていることは感じておりましたが、今年 の入園者数を実際に見てショックを受けま した。この状況が続けば、幼稚園として維 持できない状況になると強く感じました。 出産後も継続して働く女性が増え、子ども の預け先が幼稚園から保育所に変わりつつ あるものの、あれだけの人数では、この 先、施設運営ができなくなるのではない か、子どもたちにとって社会性を養う第一 歩となる幼稚園が過疎地の分校のような状 況でよいのかを考えさせられております。

そこで、とりかい幼稚園を含め、摂津市 の公立幼稚園の立地状況と、入園児童の推 移はどのように分析しておられるのかをお 尋ねしたいと思います。

次に、鳥飼地区の人口減少とまちづくり についてであります。

先日、2040年問題を背景とした行政 課題等の分析及び解決に向けた基礎調査等 支援業務の報告書が提出されました。その 報告書によりますと、鳥飼地区においては、急速な人口減少と超少子高齢化が進み、出生率も国・府の平均よりかなり低く推移している現状であります。

市長は、市政方針の中でも、鳥飼地区の 今後に憂いを持ち、まちづくりを推し進め ていくことを述べておられますが、今後、 どのようにこの悪循環をとめ、まちの活性 化をされていかれるのか、お尋ねしたいと 思います。

1回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。次世代 育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 公立幼稚園の入園児 数の推移などについてのご質問にお答えい たします。

現在、公立幼稚園では、私立幼稚園の3 年保育とのすみ分けを図るため、4歳児、 5歳児の2年保育を実施しております。立 地といたしましては、とりかい幼稚園は、 同じ就学前施設である鳥飼保育所と隣接を しております。また、べふ幼稚園は、別府 保育所と同じ敷地内で一体的に運営を行っ ていることから、幼稚園の子どもと保育所 の子どもを同じクラスで保育するなど、こ ども園として効果的・効率的な運営を行っ ております。一方、せっつ幼稚園は、公立 の就学前施設としては単独で配置されているような状況でございます。

このような中、近年の公立幼稚園における4歳児の入園児数でございますが、とりかい幼稚園では、5年前の平成26年度は18名であったのに対して今年度は11名、べふ幼稚園は、5年前が29名であったのに対しまして今年度は20名、せっつ幼稚園は、5年前73名であったのに対しまして今年度は37名となっております。

どの園も減少している状況でございますが、最も減少率が高いのはせっつ幼稚園で、園児数は5年前に比べて半減している 状況でございます。

- ○嶋野浩一朗議長 市長公室長。
 - (山本市長公室長 登壇)
- ○山本市長公室長 鳥飼地区の現状認識と今 後の方向性についてのご質問にお答えいた します。

議員からもございましたように、昨年度 実施いたしました地区別の人口推計では、 一部の小学校区を除き、全体的に人口は減 少していく見込みであります。その中で も、鳥飼地域につきましては、母数が少な いことも影響し、減少スピードが著しく速 いという結果になっており、超高齢化の進 展につきましても鳥飼地域の課題の一つに なることが想定されます。また、当該地域 における有配偶出生率につきましては、 国・府平均と比べましても低い推移となっており、さらなる年少人口の減少について も留意しているところでございます。

現在、庁内職員で構成いたします204 0年に向けた魅力ある地域づくり研究会に おきまして、鳥飼地域の地域活性からの魅 力化に向け、部局横断的な検討を進めてい るところでございます。今後も、将来的な 見通しを踏まえながら、各行政分野におい てさまざまな角度から具体的な検討へとつ なげてまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 それでは、これから一問一 答方式でいきたいと思います。

今回、とりかい幼稚園の入園式に行って 唖然としたわけなんですよ。このような状 況で果たして子どもたちにとっていいのか ということをその式典の中でいろいろ考え ておりました。 その中で、7年前にべふこども園ができましたよね。初めての経験ですから、いろいろそのときには議論をされたんですけど、しかし、今、べふ幼稚園が大きなモデルになっていると私は思います。条件も、とりかい幼稚園、それから鳥飼保育所の立地条件と非常に似通った面もあるので、ちょっとべふこども園の状況を小林部長のほうからご答弁いただきたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 べふこども園では、 保護者の就労にかかわらず、教育・保育を 一体的に運営しており、多様な環境の子ど もたちが一緒に過ごすことによりまして、 子どもたちにもよい影響を与えていると考 えております。また、幼稚園籍の子どもに も給食を提供しているといったこともござ いまして、保護者の方からは評価をいただ いているところでございます。
- ○嶋野浩一朗議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 そういう状況でしたら、市 全般的に非常に児童の数が減っていること は今確認しましたけど、早急にとりかい幼 稚園・鳥飼保育所のこども園化、一元化が 必要ではないかと感じます。そして、全体 的にこれは国とか府とか全部かかわってく るんですけど、少子高齢化が進んで、その 状況が今後続くなら、子どもたちの社会性 を養うという面からも、やっぱしある一定 の児童数が必要になると思いますし、それ から、このままやったら幼稚園という存在 がだんだん薄れてくるような状況に陥って しまうと思います。

ただ、教育長、釈迦に説法かもしれませんけど、やっぱり就学前の子どもたちにある一定の教育というのは当然必要なわけであって、幼稚園という存在は必要と私も思います。そういう面で、ちょっと教育長の

ほうからお気持ちをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○嶋野浩一朗議長 教育長。
- ○箸尾谷教育長 本市の就学前教育の現状は、ただいま担当部長からもご答弁申し上げましたように、少子化が進行する中で、保育所の需要・ニーズはますます増大しておる一方、幼稚園の入園希望者は減少しております。併せて、今年の10月から幼児教育の無償化が予定されておりまして、保育所、幼稚園ともに3歳以上が無償化となりますことから、4歳児、5歳児を受け入れております公立幼稚園の入園希望は今後ますます減少するものと考えております。

さらに。今ご指摘のとりかい幼稚園につきましては、地域の状況などを見ましても、大変憂慮する状況にあると思ってごります。また、幼稚園の規模についてでございますけれども、幼児教育をその後の小学校の学習活動につなげるためには、やはり集団の中でのさまざまな経験、あるいでありまして、そのためにも適正な集団の確保は重要であると考えております。そういとりかい幼稚園の今後につきましては、教育委員会としましては、隣接もしては、教育委員会としましては、隣接もしては、教育委員会としましては、隣接もしては、大のあり方を検討してまりたいと考えております。

こども園化につきましては、本市におきまして、先ほど議員からもご指摘いただきましたけれども、平成24年度に、別府地域におきまして、幼稚園と保育所を一体化したこども園とした実績がございます。当初、我々は、幼稚園籍の子どもと保育所籍の子どもとの関係を少し心配しておりましたけれども、実際は、子どもたちよりも保護者の方々のほうが、やはりこれまでのや

り方との変化に対して違和感を感じられたりということで、一部不協和音もございました。例えば、今まで、それぞれ各保護者会が幼稚園、保育所で行事をされてきたわけですけども、今後、こども園となったときにそれをどうするのかといったことや、あるいは、昼食一つとりましても、お弁当であった幼稚園と、それから、給食が提供されていました保育所、これをどうするのかといったことで、内容はさまざまございました。

しかし、そういった課題につきまして も、保護者、園、そして行政が入りました 三者懇談会においてさまざまな議論をし、 実績を積み重ねていく中で一つ一つ解決さ れていったと考えております。現在では、 子どもたちは、4歳児、5歳児以上のクラ スは幼稚園籍の子どもと保育所籍の子ども が一緒に活動しておりまして、順調にこど も園として活動されているものと考えてお ります。

そういった意味で、とりかい幼稚園につきましては、これらのノウハウを活用して、こども園化を視野に、そのあり方を検討してまいりたいと考えております。

また、その検討に当たりましては、鳥飼地区のみならず、市内の就学施設全体についても検討する必要があると考えておりますので、これまで子ども・子育て会議のほうでご意見をいただいております就学前施設のあり方に関する意見書の趣旨を踏まえまして、早急に検討して、また議会のほうにお示ししていきたいと考えております。以上でございます。

- ○嶋野浩一朗議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 本当に女性の働き方が変わって、そういう形で保育所機能を充実ということで、よく待機児童のことが問題にな

っておりますが、待機児童を減らすために も、早急に計画をまとめていただいて、そ の方向でいっていただきたい、そのように 要望しておきます。

続きまして、鳥飼地区の人口減少なんですけど、これは、私、何回か質問させていただいたことがあります。公共施設巡回バスに関して、私は苦肉の策といって市長から叱責いただいたこともありましたけど、そういうことも踏まえて、何とか鳥飼地域の活性化ということで、これは長年訴え続けてきました。

この前、国立循環器病研究センターに行きまして、非常に立派な建物ができて感動したわけです。で、千里丘新町ですか、あの地域の発展を見て本当に驚いたわけです。今回、阪急京都線連続立体交差事業とか、安威川以北のまちづくりがこれから着実にもう流れの中に乗っていきましたので、さまざまにこれからでき上がってくると思いますが、ただ、安威川以南に関しては、私が議員になったときから、摂津市の南北問題、安威川以南安威川以北ということで、非常におくれている、そういうことをやっぱり鳥飼地域の方々から多く聞くわけであります。

そういう点から踏まえて、市長、どのような気持ちでおられるか、ちょっと思いを お聞かせ願いたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 市長。
- ○森山市長 渡辺議員の質問にお答えをいた します。

安威川以南、特に鳥飼地域のまちづくり につきましては、昨日からも各議員からも いろいろご指摘をいただいております。

第4次の総合計画というのがありました。その中で、将来人口というのがある程

度想定されておったんですけれども、それによりますと、今ごろ摂津市の人口は8万2,000人前後になっていたと思うんです。そこで、北部のさまざまな開発を手がけてまいりましたが、これが功を奏したといいますか、今、府下でも数少ない人口増加のまちとして何とか保っているわけでございます。

そんな中、鳥飼地域のことについてのご 指摘があったわけでございます。ご存じの ように、安威川以南、特に鳥飼地域は、市 制施行以来、大阪府下で最大の区画整理事 業が行われました。ということで、準工地 帯として発展した経緯がございます。どち らかといえばハードな粗削りな地形になっ ていることは否めません。

そんな中で、昨今、ふるさと志向というのがよく出ておりますけれども、昔の豊かな農村地帯ではありませんけれども、何かふるさとの面影というか、たたずまい、これを残しておるのは、鳥飼地域、特に鳥飼東部地域のほうではないかと思っております。そういうことで、私は、こういった風情をしっかり目に入れながら、今後どういうまちをつくっていくかということは大切なテーマではないかと思います。

そこで、中長期的には、以前にも申し上げましたが、第五中学校、鳥飼小学校、鳥飼小学校、鳥飼東小学校の中高一貫を視野に入れた再編、また、それによって生み出される空間の再利用、こういったことを考えていかなくてはならないのではないかと思っています。

一方で、ソフト面におきましては、ともにあったといいますか、母なる川淀川との 共生を考えなくてはならないと思います。 現在、サッカーとか野球とかテニスとか、 いろんなスポーツ施設が整備されておりま すけれども、ここ摂津市ならではのといいますか、手づくり文化の象徴と言ってもいいと思います。あの淀川をテーマにしたわいわかガヤガヤ祭というのが非常に大きく発展してきております。今後、ああいった安威川以北にはない大きなイベントの一つでもありますので、何とか風物詩として定着させていくことはできないのか、また皆さんのご意見もいただかなくてはならないと思っております。そのことが安威川以南、特に鳥飼地域の活性化につながれば、これにこしたことはありません。

ところで、短期的な話といいますか、先 ほどの話は中長期的な話ですけれども、以 前、安威川以北、安威川以南の格差という 話がよく出てまいりました。南千里丘地域 のまちづくりである程度の集客施設をつく りました折に、今度は安威川以南というこ とで、ある一つの場所を確定した経緯がご ざいます。ただ、安威川以南は東西に細長 く、非常に距離があるので、集客施設等々 については味生地区と鳥飼地域に分けて考 えていくべきではないかといったお話もし たと思いますが、味生地区については、あ る程度一定のめどはつきましたけれども、 鳥飼地域については、いろいろと課題があ り、まだ実現をいたしておりません。だん だん高齢化が進む中、福祉面、教育面、ま た一方では防災面等々、いろんなテーマが ありますけれども、この課題解決に資する ような集客施設も考えていかなくてはなら ないのではないかと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 渡辺議員。

市長、これは私は衝撃を受けましたわ。 これは粗削りの数字なんですけど、市長が 就任されてから使われたお金を、ハード面 だけですけど、ちょっと調べていただきま した。ほんなら、安威川以北に関しては3 5億円使ってはるんですよ。安威川以南に 関しては12億円なんです。大体の数字で すけど。3分の1近い差があるわけです。 鳥飼地域に幾らかけられたと思いますか。 2,600万円なんです。お金をかければ ええという問題じゃないけど、これは安威 川以南の方々も税金をしっかり払っていた だいているわけですよ。でも、お金を使う 費用対効果というか、享受することが安威 川以南の人はできてない。だから、その辺 の不足感がものすごいあるわけなんです よ。特に、鳥飼地域の人間としたら、私ら 税金払うとるのに何をしてもろたという形 のことを皆さん思ってはるわけです。

例えば、社会を明るくする運動とか、摂 津市の行事がありますよね。ほんで、市と したら、さまざまな機関に対しての動員を かけられますよ。安威川以北の方々は、自 転車で行ったり、歩いて市民文化ホールへ 行けるけど、以南の方々、特に鳥飼の東部 の方々は、バスなり自家用車なりで行っ て、バス代、駐車場代を払いながら行かな あかん。同じ市民であって、何でそんだけ の費用負担をせなあかんのやということで す。だから、そういう面での非常に恵まれ てないというような気持ちを、今、安威川 以南の方、特に鳥飼地域の方々は思ってい るわけですよ。こんだけの格差があってい いのかということです。

市長は、総合計画及び総合戦略等調査特別委員会の中で防災体育館を建てるということで言うておられた。体育館にはいろいろ異論はあるにしても、特に鳥飼地域の方々はハザードマップで淀川の浸水想定は真っ赤っ赤ですよね。非常に危険地帯にあるということ。その中で、防災体育館ができるということになったら、やっぱり防災

という非常に重たい字が、これは、我々は もしものことがあったときには体育館を利 用できるという気持ちがあった。その防災 体育館も、いつの間にか、消えてなくなっ てはないんやけど、最初の気持ちとは全然 違う、いつできるかわからんような状況、 果たしてできるかできないかわからんよう な状況になりつつあるわけです。

そういうようなことで、来たなと思った ら、これは民間ですけど、外国人の研修セ ンターで反対運動が起きるような状況で、 ハード面が全ていいとは思いませんけど、 あまりにも鳥飼方面にそのような施設がな い。で、今言ったように、子どもたちはど んどん減っていく。これは市長も感じてお られたと思うんです。やっぱり我々、安威 川以南の人間、鳥飼地域の人間は、さまざ まな学校のイベントに行ったときに、子ど もたちの減少というのはもう痛烈に感じ取 ったわけです。こども会は解散していく、 自治会はだんだん小規模になって、加入率 も少なくなり、解散する自治会も増えてい る。そのような状況は、市長、ご存じやっ たと思います。

そこで、何でこういうことになったかということを今議論されているけど、今のこのような状況というのは、非常にがんが転移状況になって、このままでは地域が死んでしまうん違うかという危惧があるわけで、今、さまな検討委員会をやると言うけど、それやったら、まずとをおいんです。今、危機的状況なるというないんです。今、危機的状況なるですよ。超少子高齢化状況が今続いておるわけであって、淀川というのは、これは国土交通省の一つの管轄ですよ。それは、淀川を国土交通省から借りて生かすというこ

とは必要かもしれんけど。そういう点で、 大動脈である交通の利便性を図る。市内公 共施設巡回バスどうこう言われていますけ ど、結局、従来の路線がしっかり確立せん と、高齢者対策には市内公共施設巡回バス はいいかもしれんけど、しかし、働き盛り のサラリーマンとか、それから、学校に行 く通学の子どもたちは、やっぱりちゃんと した路線の拡充が必要なわけであって、私 はそれが一番の大きな問題じゃないかと思 うんですが、市長、もう一度ご答弁をお願 いしたいと思います。こんだけの費用の差 があるというのは非常にゆゆしき問題です から。お願いします。

- ○嶋野浩一朗議長 市長。
- ○森山市長 再度のご質問にお答えをいたします。

今ご指摘がありました、かけてきたお金の話ですけれども、確かに、安威川の北、三十数億円、安威川以南、十数億円という数字は承知をいたしております。ただ、まちのできた経緯等々からいたしまして、北部に比較的大規模な主要施設があることはやむを得ないことでございます。また、合併当初から鉄道の駅があったということもあるでしょう。そういうことで、どうしても北部から開発が進んできていることも事実でございます。

そういうことで、例えば市民文化ホール、また市営住宅等々、市全体で一つ、市全体がいろんな恩恵をこうむる施設が北のほうにあるのは承知をいたしております。ここにかけているお金というのは、これは北とか南とかで区別をしないとするならば、安威川以南と安威川北でかけてきたお金というのは、そんなには差が出ないですけれども、市民文化ホールとか市営住宅の統合したお金とかを入れますと確かに三十

数億円になってしまいますので、えらい差があるなということになる、これはご指摘のとおりではないかと思います。

そこで、鳥飼地域の話が出ました。私も 鳥飼のど真ん中に住んでおりますので、ご 指摘されていることについては私自身も感 じないことはありません。ただ、私は、地 元といえば、摂津市全体が地元であります から、日々、皆さん方のいろんなご意見、 ご質問、ご提言をいただく中、最大公約数 をつくってきたわけでありまして、その中 でも、どちらかといえば、私の足元という か、近くを後回しにしてきたことは事実で す。勝手にそんなことをするなと言われた らそれまでですけれども、最終的には一番 近くをという思いを持っていろいろ政治に も取り組んでまいりました。最終の詰めの ところで総合体育館という広大な構想を打 ち立てたわけでありますけれども、残念な がらいまだ進展をしていないということが あるのも事実でございます。

そんなことで、北と南と比べるんじゃなくて、あの南千里丘のコミュニティプラザができた後には、安威川以南でそれなりの施設をつくっていきたいといった事実はあるわけでありますから、これをしっかり今後生かして、そういった何でやねんという思いを持っていただかないように方針を打ち立てたいと思います。

以上です。

- ○嶋野浩一朗議長 渡辺議員。
- ○渡辺慎吾議員 もう時間がないのであれですけど、市長が全般的なことを考えるんやったら、ほんなら鳥飼地域のことも考えてくださいということになるわけであって、市長、さあ、これから地元をやらなあかんということを言ってはるけど、市長の任期はあと1年ですわ。もう一遍出られるかど

うかは別にして、そのような状況の中で非常に不公平感があるわけであって、ハード面、ソフト面、しっかりとこれから土地を確保して充実していただきたい、そのように強く要望しておきます。

○嶋野浩一朗議長 渡辺議員の質問が終わりました。

次に、香川議員。

(香川良平議員 登壇)

○香川良平議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、市税徴収率について質問させていただきます。

現在、日本は、少子高齢化に伴う人口減 少が進み、今後30年間で約半数の市町村 が消滅するとの提言もあります。

このような状況の中で、各市町村が、それぞれのまちがどのように生き残っていくのか、各市町村の役所、地方議員ともにその実力が試されている状況です。その上で、持続可能なまちづくりのためには何が必要なのか。一過性ではない継続的な施策を打つこと、そして、それぞれのまちの特徴を客観的に評価し、それぞれの資源を最大限に生かすことです。どのような施策を打つのか、選択肢は多数あり、正解もそれぞれのまちにより異なります。

ただ、どのような施策を打つにせよ、そ の施策を行うための原資が必要でありま す。自主財源の確保をいかに行うかはとて も重要であると言えます。

依存財源である地方交付税や国・府の補助金、支出金はもちろん重要であり、これらの確保を最大化することも重要です。しかし、我が国の財政状況を考慮すると、これらの依存財源の将来の見通しは不透明であると言わざるを得ないことに加え、自立した行財政運営を構築していく観点から

は、基本的には、可能な限り自主財源を中心とした財政構造を目指し、自主財源の確保の最大化に努める必要があります。

その自主財源の中で最も大きい役割を占める収入は、市民税、固定資産税等から構成される市税です。摂津市の市税収入については、本年度予算において歳入の約52%を占め、本市の行政を進める財源の根幹になっています。そして、この市税は、法令に従い、適宜課税するべきものは課税し、そして、発生した債権を収納する義務が自治体にはあります。課税漏れや収納漏れは、平等の観点から不断の対応をとっていかなければならない課題であると考えます。

そこで、平成29年度決算における市税 の徴収率、不納欠損額、収入未済額につい て、税目ごとにお聞かせください。

続きまして、プレミアム付商品券につい て質問させていただきます。

プレミアム付商品券事業は、本年10月 に予定されている消費税、地方消費税率の 引き上げが、低所得者及びゼロ歳から2歳 児の子育て世帯の消費に与える影響を緩和 するとともに、地域における消費の喚起、 下支えすることを目的として、プレミアム 付商品券の販売を行う市区町村に対し、そ の実施に必要な経費を国が全額補助するも のであります。そんなプレミアム付商品券 事業の本市の実施状況についてお聞きしま す。

続きまして、阪急摂津市駅前自転車駐車 場について質問させていただきます。

阪急摂津市駅は、摂津市の玄関口となる駅で、駅前に立地していた企業の跡地を再開発する南千里丘まちづくり構想事業の一環として、平成22年3月に設置された駅であります。駅の利用者数も開業当初から

大幅に増えており、駅周辺の自転車駐車場 の一時利用、定期利用ともに不足している のが現状です。

そこで、まずお聞きしたいのが、阪急摂 津市駅周辺の自転車駐車場の設置状況につ いてお伺いいたします。

1回目、以上でございます。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。 (井口総務部長 登壇)
- ○井口総務部長 それでは、市税徴収率についてのご質問にお答えをいたします。

平成29年度決算によります税目ごとの 徴収率、不納欠損額、収入未済額につきま しては、個人市民税で徴収率94.8%、 不納欠損額1,878万9,822円、収 入未済額2億2,402万55円でござい ます。また、法人市民税では、徴収率9 9.3%、不納欠損額116万4,988 円、収入未済額1,816万926円、ま た、固定資産税、都市計画税では、収納率 98.3%、不納欠損額1,132万7, 891円、収入未済額1億7,554万 9,883円、また、軽自動車税では、徴 収率92.0%、不納欠損額55万6,4 00円、収入未済額981万8,083円 でございます。

- ○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。 (松方市民生活部長 登壇)
- ○松方市民生活部長 プレミアム付商品券に ついてのご質問にお答えいたします。

本市の対象者は、低所得者が約1万7, 600人、及び、学齢3歳未満の子どもが 約2,800人と見込んでおります。

7月末ごろに低所得者の方に申請書を発送いたします。8月の上旬より申請書の受付を開始し、9月中旬に低所得者、子育て世帯に購入引換券を発送いたす予定でございます。

商品券の販売単位は、1冊当たり500 円券10枚を4,000円で販売し、1人 5冊まで購入可能でございます。

使用期間につきましては、令和元年10月1日から令和2年3月31日まででございます。

販売開始は9月21日土曜日から、9月中につきましては土日祝日も販売を予定しております。

販売場所につきましては、市役所本館1 階ロビーで実施いたします。

なお、制度の周知につきましては、市のホームページ、7月の広報にて、商品券の使用可能店舗の募集も併せて行います。また、7月1日からは、産業振興課内にコールセンターを開設する予定でございます。

○嶋野浩一朗議長 建設部長。

(高尾建設部長 登壇)

○高尾建設部長 阪急摂津市駅前自転車駐車 場についてのご質問にお答えいたします。

阪急摂津市駅前には、市営の第1自転車 駐車場と第2自転車駐車場が設置されており、それぞれの収容台数につきまして、第 1駐車場は一時利用が136台、定期利用 が235台、第2駐車場は定期利用のみの 78台となっております。

また、駅周辺では、民営の自転車駐車場があり、摂津都市開発株式会社が管理運営する自転車駐車場をはじめ、6か所で設置されており、一時利用が612台、定期利用が50台でございます。また、鉄道事業者が管理運営する駅前のレンタサイクルが、一時利用と定期利用合わせ300台ございます。

- ○嶋野浩一朗議長 香川議員。
- ○香川良平議員 ありがとうございます。 では、2回目以降は一問一答方式にて質問させていただきます。

市税徴収率についてでありますが、先ほどのご答弁によりますと、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税全体の収入未済額が約4億3,000万円ということであります。この不納欠損額約3,000万円ということでありますが、これは、結果的に市が税の徴収を諦めるということでございます。不納欠損に至るまでの経緯はいろいろあるとは思いますが、改めて不納欠損に至るまでの流れについてお聞きしたいと思います。また、不納欠損になることを防ぐには、税を滞納している方への徴収努力が重要と考えますが、滞納整理の流れについてもお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 滞納整理の流れと不納欠損 に至る経緯についてご答弁申し上げます。

まず、納期限後50日までに納付が確認できない方に対しまして、督促状を送付いたしております。その後、コールセンターによります納付勧奨や催告書の送付を経た後、職員による電話催告や実態調査などを行っております。

なお、自主納付に応じていただけない方には、財産の差し押さえなどの滞納処分により徴収をいたしております。その中で、納税者との折衝や実態調査に基づき、納付する資力がなく、また、徴収不能と判断した場合につきましては、執行停止という手続をとり、執行停止から3年もしくは督促状発送から5年が経過した者につきまして、消滅時効により不納欠損といたしておるところでございます。

- ○嶋野浩一朗議長 香川議員。
- ○香川良平議員 滞納整理の流れについての ご答弁をいただきました。督促状を送付 し、コールセンターでの電話催告を経て、

職員による電話催告や実態調査などを行っているとのことであります。税の滞納対策には大変な手間と時間とコストがかかっているということがわかりました。

費用対効果の部分も非常に重要だと考えます。督促状、催告状の発送経費、コールセンター業務に係る経費や納税者の実態調査に係る経費などの滞納整理に係る経費について、どの程度かけているのか、わかる範囲でお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 滞納整理に係ります経費につきましては、主なものといたしまして、 平成29年度実績額ですが、コールセンターの委託料が389万3,812円で、督促状や催告書の発送、また、実態調査などに係る郵便代には216万1,363円という経費が出ております。
- ○嶋野浩一朗議長 香川議員。
- ○香川良平議員 ありがとうございます。滞 納整理の経費についてのご答弁をいただき ました。

徴収業務に携わっている職員の方々の頑 張りや苦労は重々承知をしておりますが、 もっともっと徴収率を上げてもらわないと 困るわけであります。先ほどのご答弁でも ありましたが、平成29年度の個人市民税 の徴収率が94.8%です。100人に5 人の割合で滞納されております。軽自動車 税に至っては、徴収率が92%で、100 人に8人の割合で滞納となっているのが現 状です。この現状で、納税者間の税負担の 公平性が保てていると言えるでしょうか。 市税滞納額の圧縮及び徴収率向上の対策が 必要と考えますが、今後、どのような対策 を行っていくのか、考えをお聞かせくださ い。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○井口総務部長 滞納に対する徴収率の向上 ということでございます。

市税滞納額の圧縮、また、徴収率の向上のための対策といたしましては、引き続き、コールセンターによります納付勧奨を活用いたしまして、滞納の早期解消に努めてまいりたいと考えております。また、資力があるにもかかわらず納税いただけていない方に対しましては、各種財産の差し押さえなどを行い、生活困窮により納付が困難な方に対しましては、執行停止を行うなど、滞納者の個別具体的な実情把握に努め、公平・公正できめ細やかな市税徴収事務を引き続き進めてまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 香川議員。
- ○香川良平議員 ご答弁ありがとうございま す。

5回目はもう要望とさせていただきます。

現在、市民の方が税金を納めるには、指 定金融機関やコンビニの窓口で納める方法 と口座振替の二つの方法があります。近 年、IT、情報通信技術の発展など、社会 環境や経済環境の大きな変化により、地方 自治法も改正され、自治体の中には、税や 各種公共料金の納付について、クレジット カードやネットバンキング、モバイルバン キングなど、マルチペイメントといった新 たな方法を導入し、市民の利便性向上に努 めておられるところもございます。本市で も、クレジットカードやマルチペイメント などを利用した納税環境を整備すること は、徴収率向上を図る上で大きなメリット があると思いますので、ぜひ検討していた だきますよう要望してこの質問を終わりま す。

続きまして、プレミアム付商品券につい

て質問させていただきます。

1回目で、プレミアム付商品券事業の内容についてご答弁をいただきました。プレミアム付商品券事業は、消費税率の10%への引き上げが、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを事業の目的としております。そして、一人でも多くの人に購入していただき、使っていただくことが大切だと思います。そういった観点から、本市のプレミアム付商品券事業実施に当たっての工夫した取り組みなどをお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。
- ○松方市民生活部長 本市のプレミアム付商 品券事業の特徴といたしましては、商品券 の販売単位を500円のみの商品券にする ことで、少額で購入がしやすくしておりま す。

また、販売時期につきましても、9月の 21日の土曜日から実施をしまして、22 日日曜日、23日の祝日と3日連続で販売 することといたしております。

また、当初購入希望が多く見込まれます 9月中につきましては、その後の土曜、日 曜も行うことで、購入しやすい体制を整え ていっております。

また、コールセンターでございますけど も、7月1日から設けさせていただきまし て、市民の皆さん方の対象否か等のいろん なお問い合わせについて対応していく予定 でございます。

- ○嶋野浩一朗議長 香川議員。
- ○香川良平議員 ありがとうございます。

3回目、商品券取扱店についてお伺いを したいのですが、現状、摂津市内に小売 店、飲食店が何店舗ぐらいあるのか、ま た、その中から何店舗くらいを目標に商品 券取扱店を考えているのか、市としての考 え方をお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。
- ○松方市民生活部長 直近の統計資料で把握 しておりますのは、平成28年の経済セン サスでの資料でございまして、本市の小売 業につきましては486事業所、飲食店・ 持ち帰り・配達飲食サービス業につきまし ては359事業所となっております。主な 商品券取扱店舗は、小売業と飲食店になろ うと考えております。市内店舗といたしま しては、845店舗が主な対象でございます。

前回の商品券事業の参加店舗は、小売業と飲食店で244店舗ございました。また、前回の参加店舗の中には、美容・理容店、クリーニング店などを含めまして345店舗の参加をいただきました。今回につきましては、これを踏まえまして、400店舗を目標に商品券取扱店舗の募集を進めてまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 香川議員。
- ○香川良平議員 ありがとうございます。

4回目、プレミアム付商品券を買ったはいいが、使えるところが少ないというのを危惧しておったわけでありますが、先ほどのご答弁を聞くところによると、過去の類似事業の実績もありますし、目標も市内の約半分くらいの店舗で使えるように進めているとのことでしたので、大変期待をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

プレミアム付商品券事業については以上 でございます。

続きまして、阪急摂津市駅前自転車駐車 場について質問させていただきます。

阪急摂津市駅周辺の自転車駐車場の設置 台数についてのご答弁をいただきました。 市民の方から定期利用待ちの声を本当によ く聞きます。そこで、阪急摂津市駅周辺の 自転車駐車場の一時利用と定期利用の現状 についてお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 お答えいたします。

現在の利用状況といたしまして、まず、一時利用に関しましては、第1自転車駐車場が駅に最も近く、平日では、午前8時ごろには満車の状態にある日も多く見受けられるものの、駅周辺にある民営の自転車駐車場はあきがある状態も見受けられます。

一方、定期利用に関しましては、全ての 自転車駐車場であきはない状態であり、6 月14日時点で、第1駐車場では153台 の予約待ち、第2駐車場では61台の予約 待ちとなっており、多くの利用者にお待ち いただいている状況であります。

- ○嶋野浩一朗議長 香川議員。
- ○香川良平議員 ありがとうございます。

利用状況についてのご答弁をいただきました。定期利用は第1と第2合わせて現状214台の予約待ちということです。一時利用に関しても、朝8時の時点で満車になるということであります。これだけ自転車があふれ返っている現状を解消していくのが行政の役割であると考えるのですが、今後、市として定期利用待ちの解消についてどう考えているのか、考えをお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 お答えいたします。

自転車駐車場につきましては、一時利用と定期利用の利用状況を鑑みまして、利用者ニーズを把握しつつ、適正に配置することで交通対策を講じていく必要があると考えております。

阪急摂津市駅前の自転車駐車場での定期

利用待ちの解消につきましては、駅周辺で 一時利用のあきが見られる状況であること から、摂津都市開発株式会社などの自転車 駐車場において定期利用の収納スペースを 確保し、予約待ちとなっている方々にご利 用いただけるよう協議してまいります。

また、将来的には、阪急京都線連続立体 交差事業により駅が高架化された際、乗降 客や駅への交通手段が大きく変化すること が見込まれるため、阪急京都線の高架下の 利用も含め、自転車駐車場の需要動向など を踏まえた交通対策を検討してまいりたい と考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 香川議員。
- ○香川良平議員 4回目、最後は要望だけに させていただきます。

非常に前向きなご答弁をありがとうございます。摂津市には高校が少ないため、阪急摂津市駅から電車で市外へ通学されている子どもがたくさんいます。しかし、現状が定期利用待ちということですから、例えば、高校受験をする中学3年生は、まだ志望校を考える段階である中学3年生になった春から、もう来年の自転車駐車場の定期予約をしなければならない状況です。行くか行かないかわからない高校のために、行くとしたら少なくとも1年前から定期の予約をしないと間に合わないというのが現状なわけであります。

もちろん、ほかの選択肢もございます。 例えば、モノレールに乗れば阪急に接続していますが、それでは費用が高くなってしまいます。子どもは親が思っている以上に通学にかかる費用を気にしているというのを市民の方から聞いたことがあります。自転車駐車場の定期利用ができるかを気にして、希望する高校の選択肢を狭めなければならない、そんなことにならないように環 境を整えるのが行政の役割だと考えます。 ぜひとも定期利用待ちが改善されることを 切に要望して私の一般質問を終わります。 ありがとうございました。

○嶋野浩一朗議長 香川議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、順位に従いまして 一般質問をさせていただきます。

まず、空き家対策についてですけれども、これは私が10年前から質問をさせていただいておりました。所有者が死亡されて相続放棄をした不動産についてということで質問させていただいて、その後に、空き家の大問題とか、全国的にマスコミでも取り上げられていた問題であります。

平成28年度、平成29年度で空家等対策庁内調整会議において検討するということで、それから、平成30年度、今年度ということで続いております。空き家対策の取り組み状況についてお聞きをしたいと思います。

続いて、保育士不足による待機児童問題についてでありますけれども、昨日、水谷議員も質問をされ、家賃の借り上げ補助、そして、就職支援金という質問をされておられました。定員に達せずに保育士不足で待機児童が発生をしており、保育士一人当たり保育できる人数が基準で決められておりますので、基準以上保育することができないということになっております。保育士不足が待機児童の問題の一つになっておます。保育士不足が待機児童の問題の一つになっているため、国のほうでは賃金の処遇改善加算という制度がありますけれども、現状の処遇改善制度についてお聞きをしたいと思います。

続いて、自治会加入率の減少問題につい

てですけれども、これも何度と質問をさせていただきました。以前、危機的な状況にありますよということでも質問をさせていただき、今年度は本市52.4%の加入率であるということでありますけれども、近隣市は現状としてどういう加入率になっておりますのか、お答えをいただきたいと思います。

1回目、以上です。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。 (高尾建設部長 登壇)
- ○高尾建設部長 空き家対策の取り組み状況 についてのご質問にお答えいたします。

平成27年5月の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、行政が税務情報などを活用し、管理不全の空き家等の所有者に対し改善指導が可能となりました。

本市では、平成28年度から、関係課で 構成する庁内調整会議を立ち上げ、同法に 基づく措置、基準や調査など、連携・協力 して取り組む内容について議論を重ねてま いりました。

平成30年度から、市民、弁護士、司法 書士の専門家などで構成する有識者懇談会 を設置し、計画や実施時の取り組み内容に ついての意見を聞き、本市の取り組みとし て反映しているところでございます。

本年3月には、本市の空き家対策の基本 方針を示す今後5年の空家等対策計画を策 定し、法的手続をスタートさせるべく、同 法の対象となる市内279棟のうち、特定 空き家等の指定を目指す10棟を抽出して おります。

また、現在、同法第12条に基づく助言 をしたところであります。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。 (小林次世代育成部長 登壇) ○小林次世代育成部長 保育士の処遇改善に 係るご質問にお答えいたします。

国による賃金構造基本統計調査結果にお きまして、保育士の平均収入が全職種の平 均年収に比べ大きく下回っておりましたこ とから、その処遇改善が大きな課題となっ ておりました。これに対しまして、国のほ うでは、子ども一人当たりの教育・保育に 通常要する費用として定める公定価格に加 算を行うことで、各施設等が支払う保育士 の賃金の改善を行われております。その加 算の方法については、大きく分けて二つご ざいまして、人材の確保及び資質の向上を 図り、質の高い教育・保育を安定的に供給 していくために、職員の平均勤続年数に応 じて加算を行うものと、副主任保育士や専 門リーダーなど中堅の役職を創設すること で、職務、職責に応じて加算を行うものが ございます。

このような形で保育士の処遇改善が図られているところではございますが、保育士不足はますます深刻になっており、離職率も高い職種でございます。今後も、国の処遇改善に係る制度について、民間保育園にご活用いただけるよう、丁寧な説明を行ってまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。
 - (松方市民生活部長 登壇)
- ○松方市民生活部長 自治会加入率の減少に ついてのご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、自治会加入率は 近年減少傾向を示しておりまして、令和元 年度につきましては、ご指摘のとおり5 2. 4%となっております。

また、近隣各市の自治会の加入率の状況 につきましては、平成30年度のデータと なりますが、高槻市が1,039自治会で 62.2%、茨木市が508自治会で6 0%、吹田市が571自治会で50. 1%、豊中市が490自治会で41. 6%、箕面市が293自治会で50. 4%、池田市が116自治会で32.5% となっております。

加入率向上への取り組みとしましては、 つながりのまち摂津連絡会議と連携して、 街頭啓発や研修会の事業、また、新築され たマンションに対しまして、自治会の設立 や近隣自治会への加入促進を勧めていると ころでございます。

- ○嶋野浩一朗議長 森西議員。
- ○森西正議員 それでは、2回目からは一問 一答方式でお願いしたいと思います。

空き家対策についてですけれども、大阪 司法書士会と協定を結ばれたということ で、今後、空き家対策に対してどういう取 り組みをされていくのか、それをお聞かせ いただきたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 空き家対策の今後の取り組 みにつきましては、先ほど答弁いたしまし た空家等対策の推進に関する特別措置法第 12条に基づく助言をした後、改善が見ら れない空き家につきましては、本市の計画 に基づき、本格的に対策を講じていく特定 空き家等の指定をいたします。続いて、同 法第14条に基づく助言・指導の処分を行 います。さらに改善が見られない空き家に つきましては、同条に基づく勧告に併せ、 小規模宅地の固定資産税特例の解除を行い ます。なおも改善が見られない空き家につ きましては、同条に基づく命令により、直 接的に所有者に執行を命ずる処分を下し、 最終的には、代執行の処分により行政みず からが処置を行います。

また、空き家対策を実施する上で課題となっております所有者不明の問題につきま

しては、現在、特定空き家の指定を目指す空き家のうち、所有者不明の空き家は5棟と想定されておりますが、本年5月に本市と大阪司法書士会との間で連携協定を締結し、所有者の特定に向けた捜索を速やかに行い、本計画の進捗を加速化させてまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 森西議員。
- ○森西正議員 今、特定空き家の件に関して はお聞きをしたんですけれども、そうしま すと、特定空き家等指定以外の空き家とい うことになりますと、どういう取り組みを 考えておられるのか、お聞きしたいと思い ます。
- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 本市といたしましては、計画に基づき、特定空き家等に指定された物件の法的手続を進めることを最優先課題として取り組むことといたしております。

また、この法律の下で、所有者が適正に 管理すべき個人財産に対し、税務情報など 個人情報を活用し、行政が処分を行えるよ うになったことは、空き家対策を進める上 で大きな一歩となりましたが、個人情報の 秘匿や民事介入の限界など、抜本的な対策 には国がさらに制度を改善される必要があ り、大阪府を通じ、国へ働きかけていると ころでございます。

その中、議員がご指摘の特定空き家等に 指定する物件以外の空き家につきまして は、その所有者に向け、固定資産税の納税 通知書へのチラシ同封や市広報誌での掲載 など、さまざまな機会を通じて、本制度の 内容や、本市がこれから取り組む空き家解 消の実績等について積極的に周知啓発を行 うことで、まずは所有者みずからによる改 善の取り組みを促してまいります。

○嶋野浩一朗議長 森西議員。

○森西正議員 冒頭で言いましたが、10年前からこれは質問させていただいていたということで、これまで質問させていただいていたら、調査・研究をするということで、市民からしますと、問題のある危険な空き家が目に見えて改善をされる、まあ言ったらそれだけなんですよね。今、ずっと調査・研究だ、検討だということで前に進まなかったわけです。今回、大阪司法書士会と協定を結ばれて、少しは前に進むのかとは思いますけれども、本来であれば、もっとスピーディーに前に進めていただきたかったと思っております。

答弁で、空家等対策の推進に関する特別 措置法の対象となる279棟で、特定空き 家等指定を目指す10棟を抽出するという ことであります。279棟のうち10棟で あったら、これは何年かかるのかというこ とであります。現在279棟ですけれど も、この解決をしないと、新たにどんどん 空き家が増えてくるわけですわ。市内を見 ますと、今まで以上にもっと増加をしてく る可能性があるわけであります。

もう答弁は結構です。今までこの場で質問をさせていただいても、調査をしていただいても、調査をしたいうことでありましたからに見えて解決していただきますようにより自治会なり地域が要望しても、これは個人情報がありますから、結局、その要望を上げか、それができないわけですね。だからであります。だから、市に要望を上げたいるのか進んでいないのか、していただいですないのかということ自身がわからないわけであります。だから、市に要望を上げたであります。だから、市にお任せということでありますか

ら、ぜひともスピーディーによろしくお願いしたいと思います。

そして、地震、台風で被災のあった空き 家について、管理者に対して建物のアンケートをとられる調査をされるということで もあります。新聞でも報道がありました。 ぜひともそれもお願いをしたいと思いま す。で、これは特定空き家等の指定以外と いうことになりますので、何よりも連棟長 屋の対策をお願いしたいと思います。

それと、前にもお話をさせていただきましたけれども、所有者不明、所有者が死亡されて相続放棄する前、要するに空き家になる前の対策を図っていただきたいと思います。以前、市のほうが片田邸の寄附をいただきました。生前中に寄附をいただいて、市が建物を解体して、将来、土地を売却したり、そういうことも考えていただきたいと思います。そして、空き家にならないように、未然に防止できるように、これはくれぐれもお願いをしたいと思います。で、要望としたいと思います。

それでは、次に行きます。

保育士不足による待機児童についてですけれども、今、答弁をいただきました。それでは、市独自の保育士の賃金改善、処遇改善というのを考えてはどうかと思うんですけれども、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 保育士の賃金改善についてでございますけれども、現在、本市におきましては、保育士の処遇改善の一つとして、法人が保育士のための宿舎を借り上げた場合、必要な経費の一部を補助する事業を実施しております。一方、ごく少数ではございますが、市町村独自で賃金改善のための処遇改善加算を行っているところ

もございますが、処遇の改善は、本来、国が定める公定価格の中で措置されるべきであると考えております。

現状といたしましては、現制度による処 遇改善加算や本市が実施しております保育 士の宿舎借り上げ支援事業などを活用しな がら、保育士確保、離職防止に努めていき たいと考えております。併せて、他市で実 施しているような処遇改善加算につきまし ても研究・検討を行ってまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 森西議員。
- ○森西正議員 現状としては、定員としては 満たしてなくて、保育士が不足して待機を している、そういう保育所・園があるわけ ですよね。そこを解決していくということ で、それが摂津市全体の待機児童の解消に なっていくんですけれども、民間保育園の 運営補助は最大15%を超えていたわけで すけど、今は行財政改革によって9%程度 になっておりますけれども、その運営補助 の使途に関しては、園全体の運営に当たっ ているわけでありますから、そこを人件費 のみに充てるという補助を検討していただ きたいと思います。これは要望とさせてい ただきます。近隣市に保育士が流れないよ うにといいますか、摂津市で仕事をした い、そのためには、やはりそこは人件費と いうことも一つあろうかと思いますので、 検討をよろしくお願いしたいと思います。

続いて、自治会の加入率の減少問題についてですけれども、今、答弁で、高槻市が62.2%、池田市が32.5%という答弁をいただきました。以前から質問させていただいておりますけれども、4団体の共同アピールで、つながりのまち摂津連絡会議で、つながりということで、それを自治会の加入率増加につなげていくという答弁であったと思います。でも、実際、共同ア

ピールしたにもかかわらず、加入率は減少しているわけであります。

そこで、市として条例制定とか都市宣言を設けて加入率増を図っていくという考えはないのか、お聞かせいただきたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。
- ○松方市民生活部長 自治会加入率向上の施 策としまして、条例制定、都市宣言という ご質問にお答えいたします。

平成28年11月に、「つながりのまち 摂津をみんなで育もう」、この共同アピー ルが自治連合会を含めた4団体で行われま した。アピールにつきましては、自治連合 会でご協議、ご提案され、3団体と連携し て行われたと。本市につきましても、その ことについて賛同し、参画をさせていただ いております。

この協議の過程の中で、条例の制定でありますとか都市宣言についてもご検討されたという中での共同アピールを行われておりまして、本市としましては、引き続き、それを尊重しまして、つながりのまち摂津連絡会議の活動を支援してまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 森西議員。
- ○森西正議員 自治連合会の中で共同アピールがまとまったということでありますから、ということになりますと、都市宣言とか条例制定が自治連合会でまとまればということでもあるのかと思います。

市長にお聞きをしたいと思いますけれど も、自治会加入者は、自治会に自治会費を 納めて、無償のボランティアで汗を流され ておられるわけです。それでもって生活を するということのサービスを受けているわ けですね。私は、個人的に税金だけでは足 らないと思っています。まあ言ったら市民 サービスだけでは足らないと。自治会員が 地域にそういう会費、お金を納められて、 無償でボランティアをして、それで生活が できていると思っております。そう考える と、自治会に加入されていない方はそうい うことをされていないわけで、そしたら、 自治会に加入されている人とされていない 人であったら、自治会に加入している人 が、要するに、それは不公平だということ にならないかということになるんですよ ね

そこは、そしたらお金ということである と、考えを変えて、税金では非課税の方で ありますけれども、そこを、地域に対して 既に自治会費、お金を納めているというこ とであれば、自治会費の相当分を市として 免税してはどうかと。要するに、サービス をしているということで、もう既にお金を 納めていると。そうであれば、税金では課 税、非課税とあるので、全世帯が対象にな るということであれば、そこは水道料金だ ろうと。そういうことで考えれば、水道料 金の減免ということをされてはどうかと思 うんです。そしてまた、そこの部分を、自 治会長が自治会員であるかどうか承認をす るという考えが私個人としてはあるんです けれども、市長、その点のお考えをお聞か せいただきたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 森西議員、やっぱり市長 に答弁を求めるわけですので、今の水道料 金のことであるとか、あるいは非課税世帯 のことについての経済的なメリットとおっしゃられましたので、具体的なことではなくて、自治会に入られると例えば何かイン センティブが働くようなことについて考えられないかという質問でよろしいですか。 水道料金であったりとか、具体的なところを聞かれますか。森西議員。

- ○森西正議員 そういう考えを持っているか どうかというところですかね。
- ○嶋野浩一朗議長 わかりました。そした ら、市長、答弁をお願いします。
- ○森山市長 森西議員の質問にお答えをいた します。

この自治会の加入率の問題については、 議会のたびごとに皆さんからいろいろご質 問、ご意見をいただくわけでございます。

きのうから何度も言っていますけれども、元号がかわりました。平成の残したいろんな課題がいっぱいある。その中の一つ、極端な人口減少というか、少子・高齢化、それからインターネット・バブルの弊害、この二つが起こす副作用の一つ、空き店舗とか空き家対策とは何かどこかでつながっているかもわからないと私は思うんですけれども、摂津市のみならず、日本社会の病といいますか、これは本当に深刻な問題であることは同感でございます。

そこで、加入率がどんどん減っていくことについて、その都度、いろんなご意見をいただくんですけれども、結論から言いますと、例えば、今、具体的なご提案がありました水道料金の話にいたしますと、水道企業を取り巻く状況といいますのは、今、非常に景気の悪循環といいますか、水需要がどんどん減る、また、一方では施設の老朽化対策、管の耐震化の問題等々、これから大変多額の経費を必要といたします。そんな中、企業努力によって何とか料金を保っておりますけれども、これとて油断すると、もう保てなくなるような状況にありますので、水道料金の減免云々については、これはもう不可能でございます。

そこで、加入率の話でよく出てくるんで すけれども、前もお話ししたと思いますけ れども、確かに自治会に入ってもメリット がない、人と話をするのが面倒くさい、煩 わしいというんですか、役につくのが嫌や とか、いろんな理由があるようです。そん な中、今、森西議員おっしゃったように、 私は自治会に入っていること自体が大きな メリットではないかと思っているんです が、見回りとかごみの回収とか、いろんな ことで会長はじめ役員に汗をかいていただ いております。そのおかげで、日々、ごく ごく穏やかな生活が送れているんですけれ ども、そのことが大きなメリットなんです けれども、そのことは全く当たり前になっ てしまっておりますから、ご指摘のような 感じは持っておられない。だから、もう何 もメリットないよって入らへんねんという 単純な話になってしまうわけです。

あるとき、自治連合会の会長がこんなお 話をなさいましたね。森西議員も聞いてお られたかもわかりませんけれども、自治会 の加入率の問題は摂津市だけの話とちゃい まっせと、全国的に深刻ですというお話を された後、やっぱり一番加入率を上げるの は魅力のある自治会づくりしかないんです と、役員の皆さん、会長、いろいろご苦労 かけますけれども、よろしゅうお願いしま すと会長が言われたことを思い出すんです けれども、我々行政は、そういった役員 等々の汗をしっかり何か生かせる、そうい うサポートをすることを考えていくわけで あります。大きくは、地域の活性化補助金 等々、いろんな取り組みをしておりますけ れども、減免措置等々については考えてお りませんけれども、何かそういったことが ないのか、これはまた皆さんのご意見も拝 聴しながら今後の大切な課題にしていかな いかんなとは思っております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 森西議員。

- ○森西正議員 加入率が上がればいいんです けど、今までずっと下がっていますから、 そこは何とか上がるように考えていただき たいと思いますので、よろしくお願いしま す。
- ○嶋野浩一朗議長 森西議員の質問が終わりました。

次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

1番目に、国民健康保険料の6年連続値 上げについて質問します。

景気は悪化し、給料は上がらない、売り上げは落ちる、年金も減り続ける中、消費税の増税なんて、これでは生活できないと思っているところへ、国民健康保険料の算定通知が来てびっくり、去年よりさらに値上がりだと市民から悲鳴が上がっています。摂津市は6年間連続の値上げ計画ですが、市民の負担増についてどのように考えているのか、お答えください。

2番目に、旧味舌小学校跡地を防災空地 として活用することについて質問します。

旧味舌小学校跡地は、売却計画がありましたが、2016年6月の議会において、市長が売却凍結をし、防災空地として残すと言明されました。現在の旧味舌小学校跡地の状況を教えてください。

3番目に、住宅・店舗リフォーム助成制 度による中小企業支援について質問しま す。

摂津市は、新たな産業振興アクションプラン策定のために市内企業の調査を行われました。この調査では、市内で一番多い業種が建設業だということです。また、産業活性化のために優先して取り組むべき課題は何かということについては、中小企業へ

の支援の充実という回答が多くなっています。中小企業支援のために、新たな産業振 興施策として住宅や店舗のリフォーム助成 制度を創設することについてのお考えをお 聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

- ○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。 (野村保健福祉部長 登壇)
- ○野村保健福祉部長 保険料の連続値上げに よる被保険者の負担増についてのご質問に お答えいたします。

本年1月に大阪府統一保険料率が示されましたが、前年度保険料率からの変動要因の一つとして、団塊世代の高齢化による医療費の伸びが大きいことが挙げられております。

本市におきましては、被保険者への影響を考慮して、医療費等の自然増分のみの改定にとどめ、今月10日に被保険者世帯へ今年度の保険料決定通知書を発送したところでございます。昨年度との比較で申し上げますと、本市の一人当たり保険料は、年額で5,662円、5.7%増の保険料改定となっておりますが、広域化にかかわらず、被保険者の高齢化に伴う医療費等の影響は避けられないことから、毎年度の自然増分については保険料を改定せざるを得ないことをご理解いただきたいと考えております。

ただし、今後も増額改定が見込まれる中、5年後の保険料率統一に向けて、本市の基金等を活用して激変緩和措置を講じながら、被保険者への影響に配慮した保険料の設定に努めてまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。 (井口総務部長 登壇)
- ○井口総務部長 旧味舌小学校跡地の現状に ついてのご質問にお答えをいたします。

小学校の校舎解体作業を終えた後、跡地の一部を活用いたしまして、民間こども園がこのたびオープンいたしました。また、旧正雀保育所の園舎解体も終了しており、新たな体育施設建設に向けて更地の状態にいたしております。

一方、薫英学園側の残地につきまして も、体育施設建設に要します資材置き場等 のストックヤードとして使用できるよう、 現在、更地の状態にいたしております。

○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。

(松方市民生活部長 登壇)

○松方市民生活部長 住宅・店舗リフォーム 助成による中小企業支援についてのご質問 にお答えいたします。

本市におきましては、中小企業支援施策においては、府下でもトップレベルの融資限度額や利子補給がある中小企業事業資金融資制度、展示会出展や人材育成のための研修費を補助する中小企業育成事業補助金、経営改善や新たな取り組みの支援のための経営改善支援コンサルタント派遣事業などを実施しております。また、中小企業などを実施しておりまして、南工会と連携し、イベントなどを通じて、中小企業の知名度の向上、商品のPRを支援しております。

さらに、本年度は、10月から実施予定のプレミアム付商品券や、市内商業の活性化と市内小規模店の販売促進を促すためのセッピィスクラッチ発行事業に取り組んでおります。

耐震化やバリアフリー化など、政策的な 優先課題を踏まえたリフォームに対しての 助成の検討は必要であるとの認識から、現 時点では、中小企業への対策として、住 宅・店舗リフォーム助成制度についての考 えはございません。

- ○嶋野浩一朗議長 増永議員。
- ○増永和起議員 それでは、2回目の質問を させていただきます。これからは一問一答 方式で行います。

まず、国民健康保険料の問題です。国保と略しています。

摂津市は、昨年度、総額約4,000万円、一人当たり平均2,241円の保険料値上げを行い、今年度は、さらに総額約1億1,000万円、一人当たり平均5,662円の値上げをしました。しかも、今年度の値上げは、本来なら統一保険料に向けての値上げ分を先送りして自然増分だけにしたとのご答弁でした。5年後の統一保険料になれば幾らになるか、予想で結構ですからお答えください。

- ○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。
- ○野村保健福祉部長 5年後の国民健康保険 料の想定ということでございます。

広域化による仕組みの中では、大阪府全体の保険給付費等の必要額に対して事業費納付金を納めるために保険料設定をすることから、本市として保険料の試算を行うことは困難な状況でございます。

また、大阪府からは、現在の時点では、 5年後の保険料推計についての状況という のは示されておらない状況でございます。 まずは、平成30年度の大阪府や府内市町 村の国保の特別会計の決算状況等を踏まえ て、保険料による被保険者への影響等を検 証した上で、いろいろ大阪府のほうから必 要な情報がやってくるのではないかと考え ております。

- ○嶋野浩一朗議長 増永議員。
- ○増永和起議員 5年後の保険料は答えられないとのご答弁でした。大阪府は、その数字を言えば、統一化に反対の声が強まると

思って言えないのではないでしょうか。し かし、5年後は言えなくても、20年後は 言えるようで、今年5月に「大阪府におけ る国民健康保険制度改革の取組について」 という資料を副知事名で出しています。こ れによると、6年後、統一化の後もさらに 値上げを続け、2016年、府下平均一人 当たり13万円だった保険料が、2040 年には約26万円へと2倍の保険料になる としています。毎年同じ額の値上げだと仮 定すれば、統一化になる2024年度は、 2016年から約4万3,000円の値上 げで、17万3,000円となります。摂 津市は府下平均よりも保険料が低いですか ら、統一化の時点で2016年の2倍近い 保険料ということになるのではないでしょ うか。とても払えません。

今でも国保の保険料は大変高い。この大阪府の資料でも、会社員などが加入する協会けんぽの保険料負担率は7.5%なのに対して、国保の国平均は10.1%、大阪府はさらに高く12.6%です。その上、国保は、協会けんぽなどと違って、所得だけでなく、家族一人当たりの均等割があり、家族が増えるたんびに保険料が上がる仕組みがあります。摂津市で所得200万円、40歳代夫婦と子ども二人だと、今年の保険料は年間41万9,775円、所得の20%を国保料が占めるということになります。今の保険料が高くて、市民の負担が大変重いという認識はありますか、お答えください。

- ○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。
- ○野村保健福祉部長 保険料の負担について どのように感じるかということでございま すが、保険料につきましては、個々の被保 険者の置かれている状況によってさまざま の状況があるのかと思います。ただし、保

険料率の設定につきましては、そもそも、 国保加入者の医療費の状況に応じて、被保 険者の数であるとか所得の状況等により算 定されるものでございますので、制度上、 保険料の設定というのは、医療費の支払い に応じれる保険料率の設定ということでご ざいますので、その辺は一定理解をお願い したいところでございます。

- ○嶋野浩一朗議長 増永議員。
- ○増永和起議員 医療費の支払いが保険料を 決めているというのは正しくないと思いま す。保険料ももちろんですけれども、やは り公費がここに入れられております。これ は国保の法律で決まった公費も入っており ます。協会けんぽなどは会社が半額負担を していますが、以前は国保も国庫負担が医 療費の半額でした。しかし、国はどんどん その割合を減らし、加入者の負担を増やし てきました。大阪府は負担の公平性などと 言いますが、それを言うなら、公費をもっ と投入して均等割をなくし、保険料を協会 けんぽ並みに引き下げることこそ本来すべ きことです。公費1兆円の投入は全国知事 会が求めたことですが、日本共産党もこれ に賛同しております。1兆円あれば均等割 をなくすことができます。本来、国保の構 造的問題は、加入者の所得が低く、高齢者 も多いのに、保険料が高く負担が重いこと にあります。全国知事会もそう主張してい ますし、大阪府もそれは認めています。摂 津市がそのことは認めないのでしょうか。

ところが、この本来の構造的問題が、いつの間にか統一化の目的が市町村の繰り入れをなくすことになっています。大阪府の統一化で所得が低いのに保険料負担が重い構造的問題が解消できるとお考えなのか、お答えください。先におっしゃられた、それぞれで違うので負担が重いかどうかわか

らないという感じのお答えだったと思うんですけど、まずは負担が重いのだということについてもお答えいただいて、そして、統一化がその解消になるのかということ、この二つをお答えいただきたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。
- ○野村保健福祉部長 保険料負担が重いかど うかというところにつきましては、繰り返 しのご答弁になりますが、国民健康保険の 制度上、医療費を賄うのには、先ほどおっ しゃいました保険料と国などの公費によっ て賄われる仕組みとなっておりますので、 高齢化であったり所得が相対的に低いとい う被保険者の状況の中で、保険料の設定、 負担感というのは、それぞれの所得状況に よって変わってくるのかと考えております。

2点目でございますが、広域化によって それらの国保の課題が解消されるのかとい う点でございますが、広域化の目的につき ましては、持続可能な保険制度の構築とい うものでございますので、まずは大阪府に おきます保険料率の統一による被保険者間 の負担の公平性を図るというのが大切なこ とではないかと考えております。

以上です。

- ○嶋野浩一朗議長 増永議員。
- ○増永和起議員 今、負担感はそれぞれの所得に応じて違うと言われました。確かに高額な方もいらっしゃいます。でも、大半は所得が低いということが、今、全国知事会とか、それから大阪府の運営方針の最初のところでも書かれているわけですから、一人一人全然違う、それは当たり前のことなので、全体としてどうかという話を私は聞いているんです。所得が低い方に大変な保険料の負担がかかっているということを市

としてしっかり認識していただく必要があると思います。

そして、今おっしゃられました、そもそもの国が言っている都道府県化の目的は、知事会も指摘をしていましたけれども、所得が低くて高齢者が多いこの国保でも、国保料の負担が重くてこれ以上は本当に大変だというところ、これを解消するためにはないう問題をやっていくということがあったと思うんですが、これが全く大阪府の広域化の中では抜け落ちている、こうにないはっきりしたと思います。持続可能な制度とおっしゃいますが、制度だけ残って、国保加入者がこれではとてもやっていけないという状態になったら、これは本当に大きな問題です。

所得が低く高齢者が多い国保の加入者の 負担を軽減するのではなくて、さらに重く すれば、払えない人がもっと増えて、さら に問題が深まります。負のスパイラルで す。全国知事会の要請を受けて、国は、1 兆円まではいかないけれど、3,400億 円の公費を投入しました。社会保険から前 期高齢者交付金も入り、2017年度現 在、国保会計は全国的に4,844億円の 大黒字です。大阪府内の市町村も104億 円の黒字です。それなのに、そのお金を保 険料引き下げに使わず、都道府県や市町村 の基金にため込んで寝かしておくだけなん て、何ともったいないことでしょう。国保 のお金は国保にしか使えません。統一化に なれば保険料引き下げにも使えなくなりま す。

今、全国の国保の基金は4,041億円、大阪府は110億円にも上っています。摂津市も新たに基金をつくり、3億円ため込んでいます。このお金で保険料を引き下げれば、消費に回り、景気対策にもな

ります。大阪府の運営方針は、統一化の前 に2020年度に見直しの時期が来ます。 摂津市は見直しに向けてどんな意見を出す おつもりですか、お答えください。

- ○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。
- ○野村保健福祉部長 2020年度の大阪府 の国保運営方針の見直しについての摂津市 としての意見ということでございます。

先ほどご質問の中にもございましたように、国民健康保険の加入者におかれましては低所得者の方が多い、また、高齢者の方が多いという課題については、私どもも認識しているところでございます。そのような中、やはり今おっしゃいましたところの軽減措置や公費の拡充などの充実については、今度の見直しに向けて私どもも要望のほうを出していきたいと考えております。以上です。

- ○嶋野浩一朗議長 増永議員。
- ○増永和起議員 負のスパイラルの統一化を やめるよう求め、保険料を引き下げること を強く要望しておきます。

次に、旧味舌小学校跡地の活用についてです。

ご答弁いただきました薫英学園の横の土地は5,000平米あると思うんですけれども、これは具体的に今後どのように活用されるのか、お答えください。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 お答えいたします。

薫英学園側の残地につきましては、体育施設完成予定の令和3年度末ごろまでは、体育館建設のためのストックヤードとして使用する予定でございます。その後につきましては、防災空地として活用を予定いたしております。

- ○嶋野浩一朗議長 増永議員。
- ○増永和起議員 防災空地は、ほかの自治体

ではどのように活用されているのでしょうか。また、摂津市の活用方法についても教えてください。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 防災空地の活用策はさまざまございます。先進事例を見てみますと、救援物資の集約拠点でありますとか、ガスや電気の復旧工事に要する資材置き場、仮設住宅用地、また、震災による火災の延焼を防ぐ空間確保など、さまざまなケースがございます。

また、本市の防災空地の具体的な活用方法につきましては、現在検討中の段階でございます。空地の少ない本市にとりまして、災害時にどのように活用することが最も有効で有益なのか、旧味舌小学校跡地の立地条件などを加味しながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 増永議員。
- ○増永和起議員 摂津市は、別府コミュニティセンター、別府コミセンと略しますが、この横の土地についても、旧味舌小学校跡地と同じく、売却計画を凍結し、防災空地として残すことにしました。この土地の現在の活用方法について教えてください。
- ○嶋野浩一朗議長総務部長。
- ○井口総務部長 当該土地につきましては、 当初、別府コミュニティセンター建設の財源として売却を予定いたしておりましたが、現在は、売却計画を凍結し、防災空地として活用することといたしております。

平時につきましては、建設当時に地元からのお声が多かった一時貸しの駐車場として民間業者に貸し出しをいたしておりますが、災害発生時には、市が防災空地に活用できますよう、契約事項の中に市に返還する旨の規定を盛り込んでおります。この契約に基づきまして、万一の場合、迅速に地

元の被災者を支援するための用地として活用できるものではないかと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 増永議員。
- ○増永和起議員 確かに、2013年、別府 のコミセンワークショップの中では、時間 貸しの駐車場が少ないからつくってほしい との要望が出ていました。同時に、子ども たちがボール遊びできる広場に、高齢者が 憩えるスペースになどの要望も出ていまし た。2018年3月から、摂津市は、この 土地全面を時間貸しの駐車場として民間会 社に貸し出しました。しかし、このときに は、時間貸し駐車場がこの地域でも増えて いて、あまりニーズはなく、駐車場はいつ もがらあきの状態でした。この民間会社 は、1年の契約期間も満了せず撤退してし まいました。その後、2018年12月か ら、摂津市は、千里丘の土地も抱き合わせ て、違う民間会社に駐車場として貸し出し ています。以前の会社には単独で月額38 万7,000円だったものを、二つの土地 を合わせて月額26万5,000円に大幅 値下げまでしていました。果たしてこの土 地の活用方法が地域の皆さんが喜べるもの なのか、甚だ疑問です。

そして、防災空地としても問題を感じています。昨年、大雨で避難準備情報のエリアメールが流れ、別府コミセンが避難所として開設され、高齢者の皆さんなど50名が自主避難されました。雨の中、車で来られる方もあり、前の道路で車が鉢合わせをするという場面もありましたけれども、別府コミセン横の駐車場は全く活用されませんでした。これでは防災空地としての役割を果たしていないのではないでしょうか。 先ほど、災害発生時には活用できると言われましたが、どんなときに返還されるの か、返還特約はどんな条項なのか教えてください。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 返還につきましては、まず、賃貸借契約の中で契約の解除という条項がございます。この中で、解除できる項目といたしましては、摂津市において、本件土地を公用又は公共用に供する必要が生じたとき、この場合は次の条文で返還ができるというもので、契約が満了した場合、または契約を解除された場合は、本土地を自己負担で整備し、もとに戻す、摂津市に返すという条項がございます。この契約をもとに、防災空地の活用については貸し出し業者に協力を求めていくという形を考えております。
- ○嶋野浩一朗議長 増永議員。
- ○増永和起議員 どんなときに返還されるの かというのが抜けていましたから、もう一度お願いします。
- ○嶋野浩一朗議長 増永議員、通告として は、旧味舌小学校の跡地の防災空地につい ての活用について聞かれておられますよ ね。増永議員。
- ○増永和起議員 そうです。
- ○嶋野浩一朗議長 その質問の参考として別 府コミセンの隣接する空地について聞くの であれば結構です。ただ、そこをあんまり 深掘りするんじゃなくて、こういう通告を しているということを踏まえて質問してく ださいね。増永議員。
- ○増永和起議員 はい。
- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 返還の条項について、もう 一度ご説明申し上げます。

先ほど申しました解除ということが1項 にございまして、その次に、この解除に基 づいて返還できますのは、この契約が満了 した場合、または前条の規定により契約を解除された場合はということがございまして、これを市に返還するものであると。その中で、条件は、原状に復するということが条件になっております。ただ、災害のか、災害はさまでござかな状況で返還を求めています。というのが、災害はさまでござかかないうのが、災害はさまでござかかずない。年齢という手段をとって返還を求めって、解除という手段をとって返還を求めった、解除という手段をとって返還を求める場合もあります。ただ、こういう返還を求める場合もあります。ただ、こういう返還を求める場合もあります。という契約の趣旨という対しております。

- ○嶋野浩一朗議長 増永議員。
- ○増永和起議員 旧味舌小学校跡地はこれからのことですので、今一つある別府コミセンの防災空地がどんなふうかということをお聞きしております。それがうまくいっていないと思うので、これからのことのためにお聞きをしています。

今おっしゃられましたけれども、この前の災害のときには使われなかったわけです。ほかの駐車場の契約書もここにあります。しかし、この中を見ますと、全く同じことが書かれてあるんですよ。「甲において、本件土地を公用又は公共用に供する必要が生じたとき」、この分と防災空地の分と全く同じなんですけれども、防災空地というのは普通の駐車場の契約とどこが違うんでしょうか、お答えください。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 駐車場と防災空地の違いということですけども、もう一度整理いたしますと、まずは、この空地については、駐車場利用をして市の財産を有効活用するという観点から貸し出しをさせていただいています。ただ、先ほど申しましたように、

災害はいつ起こるかわかりませんし、この 土地を活用するに当たって、住民の方々が 有効に使う方法として、駐車場以外に目的 が出た場合は、この駐車場を活用して防災 空地のかわりをさせていただくという趣旨 でございます。

- ○嶋野浩一朗議長 増永議員。
- ○増永和起議員 普通の駐車場と防災空地と 契約書が全く同じなわけです。それでどう して防災空地だと言えるんですか。普通の 駐車場でも、災害が起こったら、このとき はここは返してくださいと市が言うかもし れないわけでしょう。同じじゃないです か。防災空地になってないじゃないです か。もう一度。
- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 あくまで駐車場の契約でご ざいまして、これを有効に使うために、防 災空地という使い方も一つあるということ で、私たちは、公用によります解除、この 項目の中で、防災空地利用ということも含 めて使わせていただきたいということを契 約に盛り込んだ次第でございます。
- ○嶋野浩一朗議長 増永議員。
- ○増永和起議員 全くわかりません。防災空地ということは全くこの契約書には書いておりません。普通の駐車場として貸し出しているだけです。別府コミセンの横の土地は、市民との継続的なしっかりとした話し合いをせずに活用方法を決めたために、このようになっていると思います。

これから旧味舌小学校の跡地の土地を考えていかれるわけですが、これをしっかりと参考にしながら考えていただきたい。地域からは明和池公園のような公園にという声が上がっていますけれども、いかがでしょうか。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

- ○井口総務部長 防災の公園の中で、今、明 和池公園という話が出ましたけれども、明 和池公園は防災公園としての機能を持たせ ておりますが、その他の空地については、 まだまだ防災空地としての仕様には十分に なっていないと感じております。 あくまで 防災空地として、今後どのような設備なり しつらえが必要なのか、これは併せて今後 検討していきたいと考えております。
- ○嶋野浩一朗議長 増永議員。
- ○増永和起議員 ぜひとも明和池公園のよう にと強く要望しておきます。

時間がないので、別府コミセンの部分も またこの次にやります。

次、リフォーム助成に行きます。

いろいろと中小企業支援策を行ってこられたわけですけれども、融資以外は利用が非常に少ない、それがこの調査にも出ています。メニューをあれこれ並べても、利用されないのでは何もなりません。スクラッチ事業とかプレミアム付商品券、こういうものの波及効果はどうなのか、そして、これらの事業は、建設業では利用はなじまないと思いますが、どうでしょうか、お答えください。

- ○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。
- ○松方市民生活部長 プレミアム付商品券事業、併せてセッピィスクラッチ事業の事業 効果というご質問でございますが、プレミアム付商品券事業は、地域の消費喚起、下支えを目的の一つとしておりまして、市が事業実施することで国が全額補助する仕組みの制度でございます。商品券が利用できる10月からの半年間に、商品券購入者の購入金額も含めて、商品券利用見込み額を3億5,000万円活用されるため、金額相当のその地域の消費喚起が行われるということで、我々としましては事業効果があ

ると考えております。

また、セッピィスクラッチ事業は、小規 模店舗のみを対象としておりまして、小規 模店舗によっては、この事業を店舗PRに 積極的に活用していただけると聞いており ます。具体的には、はずれ券を活用しまし て店舗独自のサービスを行う店舗は、参加 店の半数を超えて行っていると聞いており ます。それをもちまして地域の消費喚起を 促せると考えております。

これらの取り組みによりまして、両事業 については、展開される、活用される金額 以上の波及効果があると考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 増永議員。
- ○増永和起議員 建設業でスクラッチや商品 券事業がなじまないというお答えはなかっ たですけど、利用はなかなか難しいわけで す。それなら、摂津市の調査で一番多い業 種であるとされる建設業の中小業者に対し てどのような支援をするのか、摂津市の産 業を本気で活性化しようと思うのなら、そ こを新たに考えなければならないのではな いでしょうか。

スクラッチや商品券の波及効果は、おっしゃられましたけれども、1倍プラスアルファくらいですね。しかし、住宅リフォームの助成は波及効果が非常に高い。栃木県日光市の試算によりますと、第1次・第2次波及効果を合わせて約25倍もの効果があると言われています。住宅リフォーム助成事業は建設業だけではありません。サービス業、小売業などにも波及をする効果の高い事業。建設業の多い摂津市でこの事業を行えば、産業振興策としての効果は大きく出ると思います。店舗リフォームは55自治体、住宅リフォームは600自治体を超えて、全国で助成事業が実施されています。摂津市でも新しいアクションプランの

中でぜひ実施していただくことを要望しておきます。

さて、摂津市は、今年度から多世代同居・近居支援補助事業を創設しました。この事業の中には住宅リフォームに対しての補助も入っていると思いますが、内容を教えてください。中小企業を活用するお考えはないのか、お教えください。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 多世代同居・近居支援補助 事業、いわゆる三世代ファミリー住まいる サポート制度につきましては、本年7月から事前相談受付が始まる新制度でありま す。本制度の実施により、親から子や孫ま での3世代にわたり、本市内で居住いただ き、本市への定住人口の増加につなげ、地 域の活性化や出生率の向上、安心して暮ら せるまちづくりを目指すこととしておりま す。

本制度では、とりわけ市外から新しく同居または近居する場合などにおきまして、住宅の新築や既存住宅のリフォームに要する費用の一部を補助し、支援するものであります。

今後、本市の広報誌やホームページでの 広報はもとより、ハウスメーカーや不動産 事業者に協力を呼びかけ、重点的に情報発 信いただくなど、さまざまな機会を通じて 周知啓発し、市民への啓発はもとより、市 域外へも積極的に広報し、同制度の定着に 努めてまいります。

なお、ご指摘の市内の事業者の活用に関しましては、まずは本制度の定着に向け、制限を設けず、広く募集してまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 増永議員。
- ○増永和起議員 新制度ですから、今回から すぐにとは言いませんが、大手ハウスメー

カーではなく、市内の中小業者を活用すべきだと思います。同居や近居を考える場合、市外から親世帯、子世帯がともに転入するということは少ないのではないでしょうか。親世帯は摂津市に住んでいて、子世帯が孫の誕生などをきっかけに市外から親元に帰ってくる、こういうケースが多いのではないかと推察をいたします。事業のPRの点からも、大手ハウスメーカーよりも市内業者の口コミ、これが非常に効果が大きいのではないかと考えます。市内中小業者の活用について、今後はどういうふうにお考えなのか、お聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 本制度が認知され、定着してきた際には、これまでの利用者の市内事業者の活用実績や意向を踏まえるとともに、本制度に適合する市内業者がどの程度存在し、協力いただけるかを検討するなど、今後の活用については見きわめていく必要があると考えております。
- ○嶋野浩一朗議長 増永議員。
- ○増永和起議員 せっかくつくっていただい た制度ですので、ぜひともこれは広げて、 市内中小業者の活用をするという産業振 興・中小業者支援の観点も持たせた事業に していただきたいと思います。まずは、今 回の事業を市内の中小業者にもしっかりと 情報提供していただきたいと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。
- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 お答えします。

先ほどご答弁させていただきましたとおり、我々のほうで広報する際には、ハウスメーカーや不動産事業者等に協力を呼びかけて、重点的に情報発信していくこととしております。

- ○嶋野浩一朗議長 増永議員。
- ○増永和起議員 重点的にはそこでもいいんですけれども、しっかりと市内の中小業者にも情報提供していただくことを要望して私の質問を終わります。
- ○嶋野浩一朗議長 増永議員の質問が終わり ました。

暫時休憩します。

(午後0時1分 休憩)

(午後1時 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行いま す。

三好俊範議員。

(三好俊範議員 登壇)

○三好俊範議員 それでは、順位に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

まず、一つ目に、今後の財政・人口減少 対策についてです。

私は、議員になった日から、これまでも 何度も同じ質問をさせていただいておりま すけども、改めてお聞きしていきたいと思 います。

先ほどまでもいろいろ議論されておりましたけども、昨今、人口減少問題、そして少子高齢化問題は、日本全土を巻き込んだ社会問題となりつつあります。我が摂津市においてもそれは例外ではなくて、本市が策定した人口ビジョンにおいても、決して楽観視することができない将来人口推移が見受けられます。そして、財政状況から見ても危機的状況にあると言わざるを得ないと思います。

先日、市長の答弁の中でもありましたが、摂津市は過去に財政危機を乗り越えてきた経緯があります。財政破綻一歩手前と言われてきた本市が、あらゆる可能性を探

り、森山市長を筆頭に、ここにいらっしゃる先輩の議員方、そして市役所の方々が一丸となりまして、そういった状況を打破してきたことは事実であり、大変評価されるべき内容かと思います。しかしながら、予測において、過去にあった危機的状況をさらに超えた危機がもうまた目の前まで迫っていることも事実だろうと思います。その危機を今回はどうやって乗り越えていくのかが大変重要になってくるわけです。

そこで、まず1回目ですけども、先日取りまとめられました2040年問題を背景とした行政課題等の分析及び解決に向けた基礎調査において、以前策定された人口ビジョンの推計との違い、変化が出ているのか、お聞きいたします。

次に、中学校給食です。

これについても、私、本会議、委員会においても、もう何度質問したかわからないぐらい質問させていただいておりますけども、今回も、ちょっとしつこいようですけども、何度も質問させていただきます。

昨日の水谷議員の質問でもありましたが、今の中学校給食、喫食率は約5%ということです。確かに少しずつ喫食率は上昇しているのかと思いますけども、目標の喫食率10%にはほど遠いのも事実であります。

そこで、1回目ですが、過去、30%に 設定した喫食率を、今回は10%に修正し た中で、一体いつまでにその10%を達成 するつもりなのか、具体的な期限をまずは お教えください。

三つ目に、まちの安全対策についてで す。

こちらも水谷議員が先に質問されておりましたけども、大津市の事故をはじめ、幾つも子どもの安心・安全にかかわる事故、

市民の安心・安全にかかわる事故がよく報道されております。正直、子どもがいる公園に車が突っ込んできたりとかの場合、受け身側としては、対策はなかなか厳しいものがあるかと思いますけども、摂津市においては、主に府道になりますけども、ガードレールもなく、ほとんど歩道もないような道が通学路に指定されたりしています。

過去に同じ内容も質問させていただいて おりますけども、正雀一津屋線をはじめと した府道の整備の要望、また、阪急正雀駅 周りといった危険な市道の洗い出し、それ は先日の答弁でもありましたので、そちら は改善を私のほうからも要望とさせていた だきます。

また、安全対策といいますと、近年、さまざまな事件、近々で申し上げますと、吹田市の銃強奪事件の際においても、防犯カメラは、事件の早期解決、市民の安心を守る上で大変効果があるとわかっております。今年度、庄屋公園におきまして、防犯カメラ設置のための予算立てをしておりますけども、改めて経緯について説明をお願いします。

1回目、以上です。

- ○嶋野浩一朗議長 市長公室長。
 - (山本市長公室長 登壇)
- ○山本市長公室長 人口についてのご質問に お答えをいたします。

平成28年3月に策定いたしました人口 ビジョンは、2060年の人口の将来展望 を約7万2,000人と設定しており、平 成30年度に実施いたしました地区別人口 推計では、2057年の将来推計人口は約 7万1,500人と、人口ビジョンとおお むね近い数値を示しております。

また、人口ビジョンでは、市内総人口の 分析にとどまっておりましたもので、今回 の推計では、小学校区ごとに年齢階層別の 人口分析を行ったところでございます。今 回の推計では、本市の高齢者数は2052 年にピークを迎え、約2万7,100人の 推計となっており、人口減少が大きく、将 来的に高齢化率が50%を超える地域もあ ることが見込まれている状況にございま す。

今後、どのような人口構造になるのかを 見据え、将来起こり得る課題を予測し、中 長期的な観点から、既存の事業にとらわれ ることのない地域の実情に応じた対策につ いて検討を進めていく必要があると考えて おります。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
 - (北野教育次長 登壇)
- ○北野教育次長 目標喫食率10%の達成期 限についてのご質問にお答えいたします。

現在掲げております喫食率10%という 目標数値につきましては、平成29年度に 生徒を対象に実施しましたアンケート結果 で、約5%の生徒がコンビニ弁当などを持 参しており、約5%の生徒が中学校給食を 利用していることから、目標喫食率を1 0%といたしたところでございます。

また、中学校給食の事業者選定の際に、 喫食率10%を想定して仕様書を作成して おります。このことから、担当といたしま しては、現在の委託事業者との契約期間満 了日である令和元年3月末日までを目標達 成期限と考えているところでございます。

今後とも、目標達成に向け、喫食率の向 上に努めてまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
 - (高尾建設部長 登壇)
- ○高尾建設部長 庄屋公園における防犯カメ ラ設置についてのご質問にお答えいたしま す。

公園は、誰もが安心して憩い、交流していただける場所として、公園管理者が安全に安心してご利用いただけるよう、樹木の剪定や清掃、遊具やベンチの補修など、公園施設の適正な維持管理を行っております。

防犯カメラにつきましては、地域防犯上の観点から設置されるものでありますため、設置のご要望があった際には、地域防犯対策の所管部局に申し伝えているところでございます。

議員がお示しの庄屋公園の防犯カメラ設置につきましては、公園近隣の自治会からのご要望が以前よりありましたが、とりわけ、日ごろより同公園の清掃や樹木育成といった活動にご尽力いただいております庄屋公園を守る会からの強いご要望もございましたことから、地域全体の防犯上の観点で、市として設置することとなりましたので、公園管理者が4台の防犯カメラ設置を行うものであります。

- ○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。
- ○三好俊範議員 2回目からは一問一答でお 願いいたします。

やはり人口の減少問題というのは、危機的状況は変わりないと。とりわけ、この資料を見ますと、2057年、大分先の未来ですけども、先ほど渡辺議員もおっしゃっていましたけども、鳥飼東小学校区は、2057年、ゼロ歳から4歳児で23名、鳥飼地域は34名しか全体でゼロ歳から4歳の子どもたちがいないという予測が立てられております。やはり人口問題の早期解決が必要じゃないかと私は前々から訴えてだいります。前回、一般質問をさせていただいります。前回をさせていただいた際、市長に答弁を求めまして、昨年の10月の中期財政見通しができるころには少し改善が見られるのではないかと、摂津市

は永遠だという答弁をいただきましたが、 財政状況について、そのあたりは変わりないのか、見通しを教えてください。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 今後の財政状況の見通しに ついてのご答弁をさせていただきます。

今後進展いたします人口減少、高齢化に よりまして、現在とは社会状況、経済状況 が大きく変化することが想定されます。昨 年10月に作成いたしました中期財政見通 しでは、この点も踏まえまして、令和10 年度までの見通しをお示ししたところでご ざいます。この見通しでは、令和10年度 の歳出は約380億円、財源不足額は約3 0億円を見込んでおります。また、人口変 動によりまして大きく変動すると考えられ ます社会福祉費や老人福祉費等の費用とと もに、歳入では、個人市民税等について2 057年度までの推計を行い、将来人口推 計に基づく財政推計といたしまして、先 日、特別委員会でご報告をさせていただい たところでございます。この推計結果で は、老人福祉費は2017年度に比べ約 1. 2倍となり、一方、個人市民税は9億 円減少するものと見込んでおります。

- ○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。
- ○三好俊範議員 やはり財政状況はかなり厳しい、令和10年度には30億円も足らないという結論を教えていただきました。先の答弁で市長がおっしゃっていましたけど、就任当初、摂津市が危機的状況の中で何とか盛り返してきたというお話をしていただきましたけども、今後、この摂津市における将来の財政状況は大変厳しいものだと思います。そのときの市長の心境は聞いていないので想像でしかないですけど、前の世代はなぜこんな積み残しをいっぱいしてきたのだろうか、なぜこの世代でしない

といけないのだろうか、そういった思いも 多少あったかと思います。我々議員、もし くはここにいる皆様が、健全な状態で次の 世代にバトンを渡すことが本当に大きな責 務だと思いますけども、今後の課題につい てどのように考えられているか、お教えく ださい。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 今後の課題といたしまして、社会保障関連経費は年々増加してまいります。しかし、これまで、公債費の抑制ですとか人件費等の削減によりまして、のしかしながら、今後は、公債費や人件費のみの多額な抑制、削減は困難な状況でございます。そのため、これまでも行政サービスの取捨選択による財源の適切な配分に努めてまいりますとともに、将来世代への過度な負担の先送りのないような市債の適正管理を行ってまいりました。今後、本格的な人口減少・高齢化時代を見据えまして、より一層この取り組みを進めていく必要があるものと考えております。

さらには、行政サービスの提供のあり方についても検討を進めていく必要がございます。これまでも、消防指令業務の共同実施でありますとか、ごみ処理の委託に向けた取り組みも行ってまいりました。同様に、業務の効率化、経費節減を図るために、本市単独での業務実施ではなく、他市との共同処理、また、RPA、AIの導入等についても検討を進めてまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。
- ○三好俊範議員 ありがとうございます。 R PA等々、今後も削減には努めていくとい うことです。今までも削減に努めていない わけではなくて、第1次・第2次・第3

次・第4次・第5次行財政改革において、 ある程度一定の結果は出ていると思いま す。しかしながら、やはり今おっしゃられ たとおり、行財政改革が進むにつれ、その 効果は薄れつつあるのかと、できることが どんどん少なくなっているのかということ も事実だと思います。

そして、この中には含まれていないもの、例えば、公民館、集会所の改修費であるとか、別会計であります水道事業の改修費であるとか、そういった大きなものは入っていないわけです。恐らく2,000億円近くの金額が必要になるのかと思うんですけども、そういったものが見込まれていない中でこういった予測が立てられているわけです。

そうした中、やはり人口を増やす施策を 今のうちに打っていかないといけないと思 います。私の会派で代表質問でもさせてい ただきましたけども、鳥飼地域の万博にお けるインバウンドを活性化させるために、 船を使った万博への誘致施策であるとか、 人を呼び込むような施策、駐車場をつくっ たり、観光客を呼び込むような活用方法で あるとか、私は安威川以北の人間ですけど も、やはり安威川以南のほうもおろそかに してはいけない、やはり安威川以北と安威 川以南で一緒に住んでいて格差がどんどん 広がるようではいけないと思います。

そして、子育て世帯等の呼び込み等々もいろいろ言わせていただいている中で、やはりハード面の行政改革をしていかないと、私は前職は不動産屋で管理職をさせていただいていましたけども、その経験に基づけば、やはりハードをつくってもらえれば、もうかる仕組みができますので、勝手に業者がそういった発展をつくっていくものだと思います。

そうした中で、赤字再生団体に今後陥ってしまうと、今、いろんな議員がいろいろ 提案されていますけども、そういったこともできなくなってきますので、そういったことを早急にまとめていただいて、何か打開策をつくっていただくよう、我々も提案させてもらっていますので、よろしくお願い申し上げてこの質問を終わります。

次に、中学校給食についてです。

年々喫食率は微増しておりますけども、 やはり期限内の達成は困難かと思います。 目標の下方修正を考えているのか、教えて ください。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 これまでさまざまな改善を 行いまして、本年5月の喫食率が10%を 超える学校がございました。学校によって 大きな差異がございますので、今後は、学 校ごとの分析を踏まえるとともに、新たな 改善策を講じてまいります。しかしなが ら、ご指摘のとおり、目標喫食率を下方修 正する必要があることも想定しなければな らないと考えております。
- ○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。
- ○三好俊範議員 下方修正するのであれば、 1食当たりの給食費の経費も変わるのでは ないかと思います。そのあたりを具体的に 教えてください。
- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 現在の経費といたしまして、本人負担の給食費300円を含めますと、1食当たり約1,400円となっております。過去に参考見積もりで業者から出された喫食率5%で算出した1食当たりの経費は、約1,800円でございました。今後、下方修正をかけた数値で公募した場合、単価が変わることも予想しておるところでございます。

- ○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。
- ○三好俊範議員 下方修正、一体次に何%に するのかというのはやはり疑問なんですけ ど、10%が無理だから、次は7%なの か、6%なのか。目的があるのに、その目 的が達成できないから下方修正していくの は、やはり少し問題があるのかと思いま す。

また、平成29年度に実施しましたアンケートは、2日間で9人の生徒が昼食を食べていないと回答されております。その理由については把握されているのか、お教え願います。

- ○嶋野浩一朗議長 教育次長。
- ○北野教育次長 昼食を食べていないと回答 した生徒のうち、聞き取りができた生徒に よりますと、午後からの登校であったこと や、食べたくないからという理由であった と聞いております。
- ○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。
- ○三好俊範議員 ありがとうございます。食べたくないからといった理由等があるということですけども、やはり思春期ですので、そういった背景だけではなくて、今、よく社会問題で言われていますネグレクトで食べれないであるとか、そういった言いたくないから言えないという可能性も鑑みることが必要かと思います。

私は、中学校給食の必要性について、人口問題、財政問題、子どもの食育の問題等々から、今まで何度も質問させていただきましたが、以前、市長にもお話を聞きまして、状況をいろいろ鑑みていくという答弁をいただきましたけども、そういったところでお心変わりは今のところないのか、全員喫食を行っていくべきではないのかと思っておるんですけど、市長、その辺どうでしょうか、お尋ねします。

- ○嶋野浩一朗議長 市長、答弁。
- ○森山市長 三好俊範議員の質問にお答えを いたします。

以前もご質問がございましたけれども、90%の子どもがお弁当を持ってきていると。以前にお話ししたと思いますけれども、デリバリーの給食にするかどうかのときに、保護者の方、子ども等々、関係者のアンケート調査等々も行った経緯がありますけれども、その当時から、やっぱり子どもたちはお弁当という答えが80%、90%あったわけですね。親御さんは40%ぐらいだったと思うんですけれども、その後も子どもたちの思いはどうも変わっていないようには思います。

それはそれといたしまして、やっぱり昨 今のわけのわからないいろんな出来事の中 に、私は、家庭という一つの課題という か、ここに問題ありということが多々ある んじゃないか、便利さの追求といいます か、いつも言いますが、IT化が進むこと による弊害等々とも関係すると思いますけ れども、やっぱり一番大切な親子の関係と いうんですか、対話というか、交わりとい うか、これが非常に希薄になってしまって いることが底に根深くあるのではないかと 思うんですね。そんなことないと言われて しまえばそうなんですけれども、お弁当と 一口に言ってしまえばそれまでなんですけ れども、やっぱり90%のお母さんはお弁 当を入れていただいている、忙しい、仕事 もあるし、下にちいちゃい子もいてると か、かなわんなと思いながらも毎日お弁当 を入れていただいているんだと思いますけ れども、どんな理由があろうとも、お弁当 を入れているときには、恐らく、100% とは言いませんけれども、子どものことが ふと頭に浮かんでいるのではないか、顔が

そこに映っているんじゃないかとも思いま す。逆に、子どもも、学校でお弁当を開い たとき、冷たい御飯だけれども、やっぱり 食べているときに、きのうの晩御飯のおか ずを思い出したり、お母さんのことをふと 頭に思い出しているのではないかと思いま す。これはまさしく無言の会話になるんで すけれども、直接的な会話ではありません けれども、せめてこの関係を大切にしたい という思いが私はあります。一方で、食べ ないとかいろんな理由で、やっぱりどうし てもお弁当を持ってこれない子どももある という事実も承知をいたしております。そ ういう意味では、現状、何とか喫食率を高 めながらも、デリバリー方式は継続しなが ら、社会の今の状況の変化等々にも将来ど ういう形で応え得るのか、研究は引き続い て進めていかないかん、そんな思いでござ います。

以上です。

- ○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。
- ○三好俊範議員 市長のおっしゃることは、 確かにそうだとは思います。ただ、先ほども申し上げましたが、市長からもありますしたが、市長からもありますともできることも可能性としてはあります。そういった子どもたちがます。そういった子どもたちが、中学生の完全給食、小学校と同じ状況であれ食べれるのが、中学生の完全給食、小学校と同じ状況であると思います。やはり他市でも完全給食が進んでくる中、義務教育の中で、子どもたちが市のどこに住んでいるかによって教育格差が生まれるのは、僕は好ましくないと思います。やはりそういった観点からも、早期に中学校給食を実現していただくよう要望してこの質問を終わりたいと思います。

次に、まちの安全対策についてです。 防犯カメラについては理解いたしまし た。その中で、庄屋公園は都市公園ですけども、現在、都市公園は摂津市内に幾つあるのか、また併せて、防犯カメラの設置の要望はあるのかどうか、お教えください。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 お答えします。

市で管理する市内の都市公園は、庄屋公園を含めまして42か所ございます。

また、庄屋公園以外での防犯カメラ設置 のご要望ですが、過去3年間では1件ご要 望がございました。

- ○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。
- ○三好俊範議員 まだまだ1件ということで、それが少ないのか多いのか、それは定かじゃないんですけども、防犯という観点から、子どもたちが安心して遊べる公園というのは、やはり整備というのは進めていくべきかと私は思っております。今回の事件でもありました、犯人がどこにいるのか、いろんなうわさ話が出て、不安が不安を煽るような状況をつくらないためには、やはり早期の事件解決が必要です。そういったことに対して、その他の公園における防犯カメラの設置に今後取り組んでいく予定はあるのか、お教えください。
- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 お答えいたします。

その他の公園に設置する防犯カメラにつきましては、今後、市域全体の防犯上の観点から、市として公園に設置していく方針となった際には、公園管理者も連携して協力してまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員。
- ○三好俊範議員 今のところ考えはないだろ うという話なんですけども、子育て環境、 市民の安心・安全を守る意味でも、そうい ったところの要望があれば、42件一気に はやはり難しい、予算的にも厳しいと思い

ますので、都度、取捨選択していただい て、どうか一つ一つ進めていっていただく よう要望いたしまして私の質問を終わりた いと思います。

○嶋野浩一朗議長 三好俊範議員の質問が終 わりました。

弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、通告に従いまして一 般質問を行わせていただきます。

今回、3点の質問の中、第1点目、地球 温暖化防止に向けた具体的な取り組みについて何います。

この間、G20サミットも行われてまいりますが、これに先駆けて、15日、16日の両日、長野県軽井沢におきましてエネルギー環境関係の閣僚会議が行われております。プラスチックごみ削減の枠組みづくりなど、こういったものが盛り込まれ、一定前進面もあるのかもしれません。しかし、一方で、地球温暖化防止の国際的枠組みであるパリ協定の目標達成に向けた具体的方向性は示されませんでした。そういった意味では、議長国である日本の政府の責任というか、役割も問われることかと思います。

また、この間、気候変動対策に真剣に取り組んでもらいたい、こういった思いの中から、昨年、スウェーデンのある高校生らが、気候スト、こういったストライキに取り組むといった動きもございます。全国的にこれが広がって、先月5月末には125か国、180万人の人たちが参加する、そういったことにまで及んでいるそうです。そういった点で、今、地球温暖化防止に

でういった点で、今、地球温暖化防止に向けた取り組みに、各個々人、また国が、 そして行政がどのように取り組んでいかなければならないのか、このことが問われて いると思います。そういった点から、この 摂津市において、市の事務事業の中で取り 組みをどう推進していくのか、せっつ・エ コオフィス推進プログラムというのがござ いますが、その進捗状況について伺いたい と思います。

質問の2点目、歩行者が安全に通行できる歩道の整備・確保について伺います。

近年、歩道上での交通事故が増加しているとの報道がございます。そういった点から、この摂津市において歩道上で起きている交通事故の今の状況について、まず第1回目、お伺いしておきたいと思います。

三つ目の質問、市立温水プールに身体障 害者用駐車スペースを設けることについて です。

この温水プールの駐車場でございます が、この春から、これまでは十三高槻線の スペースを府からお借りして活用しており ましたけれども、それを近畿道の下へ移す ということになっております。ある市民の 方から、温水プールの利用に当たって、泳 ぐ目的ではなくて、ある意味、リハビリ的 な水中歩行の訓練、そういった目的で使用 していたんだけれども、駐車場が遠くなっ て、そこまで歩いていくのが困難だという ことから利用しづらいという声が寄せられ ております。温水プールの入口前に若干の 空き地もございますけれども、そういった ところを障害者用の駐車スペースにするこ とができないのか、そういったことの検討 についてお伺いしたいと思います。

以上、1回目です。

○嶋野浩一朗議長 環境部長。

(山田環境部長 登壇)

○山田環境部長 せっつ・エコオフィス推進 プログラムの進捗状況についてお答えいた します。 せっつ・エコオフィス推進プログラムは、市の事務事業から発生する温室効果ガスの排出量削減を目指し、平成13年4月に作成したもので、現在は第4次計画となるせっつ・エコオフィス推進プログラム4の取り組み期間中でございます。

せっつ・エコオフィス推進プログラム4では、令和2年度における温室効果ガスの総排出量を平成27年度と比較して2.7%削減させることを目指しておりますが、平成29年度の温室効果ガスの排出量は、平成27年度と比較し0.6%増加しております。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。 (高尾建設部長 登壇)
- ○高尾建設部長 歩道上での交通事故の状況 についてのご質問にお答えいたします。

まず、摂津市域の道路上で発生する事故 件数は、平成26年の442件から平成3 0年には397件と減少傾向にあります が、事故発生箇所を路線別に見ますと、府 道と市道を含みますその他の道路におきま して、おおむね半数ずつ発生している状況 でございます。また、交通事故死者数は、 毎年1名ないし2名で推移しており、重傷 事故を含めまして、幹線道路である府道に おいて多く発生している傾向にあります。

そのうち、議員がお示しの歩道上の事故につきましては、過去5年間で80件発生しておりますが、全事故に対する歩道上の事故の割合は約4%となっており、その中の歩行者関連としましては6件、自転車関連としましては74件であり、大部分が自転車による事故であります。

- ○嶋野浩一朗議長 市民生活部長。 (松方市民生活部長 登壇)
- ○松方市民生活部長 市立温水プールに身体 障害者用駐車スペースを設けることについ

てのご質問にお答えいたします。

昨年度まで市立温水プール前に設置しておりました駐車場につきましては、大阪府所有の土地でありますことから、占用許可をとり、使用に供してまいりましたが、その占用許可期間が昨年度末に終了となりました。占用許可期間終了前から、占用許可を更新して使用することが可能か確認してまりましたが、大阪府の管理上の方針によりまして、引き続いての使用は許可できないとの連絡を受け、原状復帰の修繕を行った上で大阪府へ返還いたしました。

これに伴い、市立温水プールをご利用いただく身体障害者の方を含めた利用者用の駐車場といたしましては、以前に使用しておりました市役所第2駐車場に変更いたしました。そのため、大阪府から短期間限定で使用許可をとった経緯のある市立温水プール入口付近の空き地の障害者用駐車場としての活用を大阪府に確認いたしましたが、現状においては難しいとの回答をいただいている状況でございます。

しかしながら、引き続き、大阪府に対し て障害者用駐車場の確保に向けて使用許可 を求めてまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 弘議員。
- ○弘豊議員 それでは、引き続きで一問一答 方式で聞いていきたいと思います。

まず、せつつ・エコオフィス推進プログラムにおける今の状況でありますけれども、お答えいただいた、目標としては5年で2.7%の温室効果ガスの削減を掲げておりましたけれども、実際は昨年の時点で0.6%増加しているということでございます。この主な原因について、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 環境部長。
- ○山田環境部長 温室効果ガスの排出量が増

加した要因の分析でございますが、本市では、平成28年10月から、容器包装プラスチックを燃やせないごみから燃やせるごみに変更し、本市の環境センターで焼却しております。これに伴う焼却量の増加が温室効果ガス排出量が増加した大きな要因ではないかと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 弘議員。
- ○弘豊議員 ありがとうございます。

このエコオフィス推進プログラムの冊子の中でも、5ページに計画の目標ということがあって、その中でもこのことは触れられております。燃やせないごみから転換して、今、環境センターで燃やしているということの中では、炉の延命化や、また、効率的な処理ということの中では一定理解できるんですけれども、そうであるならば、やはり別のところでしっかりと削減していく、そういったことが大事になってくるかと考えております。

そういった点で、これからどんどんと暑さが増してくる夏到来ということでございますけれども、クールビズの取り組み、また、エアコンの設定温度を28度設定にも日当たりのよいところとかは設定温度になってまいります。そういった当れります。そういったが、ガラス面にフィルムを貼るだとか、あと、遮熱効果の高いブラインドとか、スクリーンなどに切りかえるとか、スクリーンなどに切りかえるとか、スクリーンなどに切りかえるとか、こういったことについての検討はなされているでしょうか。お願いいたします。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 庁舎の窓ガラスの遮熱についてのご質問にお答えいたします。

本庁舎の遮熱につきましては、現在、ブ

ラインドカーテンを使用いたしておりますが、経年劣化も進んでおりますことから、 修繕が難しいものを優先して順次ロールカ ーテンに切りかえを進めているところでご ざいます。

窓ガラスに貼りつけます遮熱フィルムに つきましては、性能に関する持続性につい ての費用対効果を考慮いたしまして、現在 は使用をいたしておりません。

- ○嶋野浩一朗議長 弘議員。
- ○弘豊議員 節電の一つの取り組みとして、 やっぱり今、クールビズということがや内でれているわけですが、実際問題、庁内ったも、我慢とか、また節約やら、そういったさまでは大事なのところ、設備を更あることに投資することによっても効果が得られるようなことがあるんじゃないかと思うわけころもりまず。我慢は、やっぱりそこのとこであるが途切れると、また後戻りをしていると、ますけれども、投資をして、それは後戻りはしないと思いますので、その点につとりはしたいます。

それから、このエコオフィスの目標の中で、この時点ではまだ始まっていなかったESCO事業、そこで効果が期待できるんじゃないかと書かれております。今の効果のほどをお聞きしておきたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 総務部長。
- ○井口総務部長 ESCO事業につきまして、市庁舎におきましては、平成44年度までの期間、民間の資金とノウハウを活用いたしますESCO事業を導入いたしまして、市庁舎空調設備の更新や照明設備のLED化によりまして、光熱水費の効果的な

削減を図りますとともに、省エネルギー化 を進めているところでございます。

サービス開始の初年度であります平成3 0年度の実績といたしましては、削減効果額は約1,400万円、省エネルギー率3 5.2%、二酸化炭素削減率は35. 1%、目標でございます契約保証額からの達成率は101.4%となってございます。

- ○嶋野浩一朗議長 弘議員。
- ○弘豊議員 ここで効果は一定得られている ということなのだろうとは今理解いたしま した。やはりこういう形一つとっても、こ こで一定設備に投資する形だけれども、市 の財政的な面から負担にならないような取 り組みもあるのかと思います。

また、今、やっぱり脱炭素という形でいいますと、投資をしていく先に自然エネルギーの積極的活用ということがあるんじゃないのかと思います。摂津市は、阪急摂津市駅開業の際、南千里丘のまちびらきでは、カーボン・ニュートラル・ステーションだとか、また、環境に配慮したまちづくりということで随分進められてきた経緯があったかと思うんですけれども、公共施設における自然エネルギーの積極活用をさらに考えていくべきなんじゃないのかということがありますが、ぜひ見解をお伺いしたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 環境部長。
- ○山田環境部長 公共施設における自然エネルギーの積極的な活用についてのご質問にお答えいたします。

市内の公共施設におきましては、施設の 新設や改築に合わせて太陽光発電装置の設 置を順次行っており、現在5施設で稼働し ております。

また、旧味舌小学校の跡地に建設を計画

しております体育館につきましても、太陽 光発電設備の設置について協議を進めてお ります。

今後も、施設の新築、改築の際には、太陽光発電設備の導入を検討するよう、施設所管課に働きかけ、自然エネルギーの活用を図ってまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 弘議員。
- ○弘豊議員 環境問題やエネルギーの問題を 捉える際に、やっぱり今、自然エネルギー の問題というのは大変重要かと私は感じて おります。そういった意味では、今、旧味 舌小学校の跡地に新しい体育館設備という こともおっしゃっていただきましたけれど も、もっともっと可能性を広げて幅広く取 り組んでもらえたらと思います。

例えば、今、おおさかスマートエネルギ ーセンター、そういったことがある中で は、紹介されている堺市だったり吹田市や 高槻市は、公共事業の屋根貸しによる太陽 光パネルの設置を民間との官民協働の取り 組みの中でやられているそうです。高槻市 なんかでは、小学校、中学校の学校施設の 屋根を民間との契約の中で屋根貸し太陽光 パネルにしていると。また、これは子ども たちへの環境教育にもやはり有益につなが っていくんだということも言われていま す。お隣の吹田市では、駐輪場の屋根の部 分、ここが民間活力で太陽光発電に寄与し ているということも紹介されておりました ので、ぜひぜひまたそういったことも参考 にしながら取り組みを広げていってもらえ たらと思います。

次に、歩道の確保、安全対策なんですが、ご答弁ありましたように、やっぱり歩道のないところの事故というのが多いのかと思います。それと、やっぱり歩道があるところについても自転車の事故が多いとい

うことですね。この自転車の事故につきましては、やはりルールやマナーの問題もあろうかと思いますけれども、とりわけ阪急摂津市駅前の境川せせらぎ緑道、あそこは歩行者専用の通路でありますけども、自転車がぴゅっと出ていって危ないという声を何度も耳にしているんです。そういったところの注意喚起といったことが必要なんじゃないかと思いますけれども、その点についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 境川せせらぎ緑道は、阪急 摂津市駅の建設事業と同駅前のまちづくり 事業に合わせ、境川を暗渠化し、上面にせ せらぎと通路を施した親水空間を整備し、 また、コミュニティプラザ側にある駅舎と 香露園交差点を結ぶ通路を整備しました が、これら全体を総称した公園として開設 しております。

本公園は、同駅が開業して以降、二つのこの通路が駅前までの主要なアクセスになっており、多数の歩行者と自転車が混在して通行している状況であり、議員がお示しのせせらぎ側の通路では、せせらぎを利用する歩行者と自転車が近くを通行するため、危険な状態となる場合が見受けられます。

本来、このせせらぎである親水空間は、 市民の皆様にゆとりと憩いを提供し、安心 して利用いただくべきスペースであり、一 方、コミュニティプラザ側の通路では、コ ミュニティプラザ専用の駐輪場が隣接する ことや、市立駅前第1自転車駐車場が同プ ラザ内にあるため、多数の自転車が通行さ れています。

今後は、この二つの通路の利用状況や特性を踏まえ、コミュニティプラザ側の通路

に自転車を誘導し、せせらぎのある通路は 歩行者専用とすることができないか、ま た、併せて、自転車走行のルールやマナー の啓発を現地で実施するなど、自転車通行 の安全対策について検討してまいります。

- ○嶋野浩一朗議長 弘議員。
- ○弘豊議員 この境川のせせらぎ緑道なんで すけれども、私も何人かの方からこのこと は指摘をされているんですが、ちょっとし た気遣いだけで解決できるような問題じゃ ないのかと常々思っております。そういっ た点で、自転車のマナー向上、またルール づくり、こういうところを通じて、多くの 皆さんがあそこは利用されますから、働き かけ、啓発に役立つんじゃないのかとも思 います。私が子どものころは、正雀地域に 交通公園というのがあって、子どもたちに 交通マナーなり交通ルールなりを教えるの に利用されていましたけれども、境川のせ せらぎ緑道は、今、自転車の安全利用倫理 条例なんかがありますけれども、本当にそ ういったものを体現していく意味で活用さ れたらと思います。

次に、摂津市の場合、歩道がない道路が多くて、歩道をつくるために水路のふたかけをして歩行者空間を多くつくっておりますけれども、老朽化で、正雀本町2丁目、具体的に言いますけれども、三島荘の安威川沿いのところで、そこの陥没・欠損というのが起きているのを最近目にしました。この点について、修繕が必要だと思いますし、多くのところでそういう点検も必要だと思うんですけれども、そういったことについて一定考えをお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 建設部長。
- ○高尾建設部長 お答えします。

水路は、一般的に維持管理上ふたを設置いたしませんが、地域の方が主に安全上の

理由でふたを設置されて、上部を利用されている箇所がございます。また、本市が道路管理者として水路にコンクリートぶたを設置し、上部を歩道として管理している箇所が7キロメートルございます。

今回の陥没につきましては、早急に仮囲いをして安全上の確保に努めておりまして、今後、復旧について検討しているところでございます。

また、その他のコンクリートぶたの管理 につきましては、今回の事象を受けまし て、施工後、相当年数を経過している箇所 も見受けられることから、まずはコンクリ ートぶたの老朽化の現状を把握する必要が あると認識しており、総点検を実施してま いります。

- ○嶋野浩一朗議長 弘議員。
- ○弘豊議員 今回、そこの陥没を見られて、 そうでないところも、本当にこの下が水路 なんだということを思うと、上を歩くのが 怖いという市民の声もあったりします。そ ういった意味で、ここは歩道で、本当に安 全に歩行者が通行できるんだということの 確認を急いでやっていただきたいと思いま す

それから、温水プール前の駐車場について、一定前向きな検討を行っていくということですので、ぜひぜひ早期に実現できるようにご努力いただきますようによろしくお願いいたします。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 弘議員の質問が終わりま した。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 それでは、順位に従いまして 一般質問を行います。

初めに、近隣市と比べて大変高い水道料

金の値上げ抑制と市民負担軽減についてです。

2年前に、北摂で一番高い水道料金の引き下げを求める請願署名運動が起こりました。我々日本共産党議員団が紹介議員となった請願は残念ながら否決されましたが、摂津市の水道料金が高いという共通認識が広がりました。市民の暮らしは、消費税8%増税後の消費の落ち込みが回復していなりもとで、10月にはさらなる消費税10%への増税が実施される、これが実施されれば大変なことになると危惧されています。水道は、命、暮らしに欠かせない生存権にかかわる大切なライフラインであるからこそ、住民の暮らしに寄り添った運営がなされなければならないと考えます。

5月に、上下水道ビジョン案と、水道、下水道それぞれの事業の経営戦略案が公表されて、そこには、人口減少による給水収益の減収、今後予想される多額の設備等の更新費用などから、4年後に25%の料金値上げが必要だと記されています。今でも近隣各市と比べても大変高いと感じている市民にとっては衝撃的な内容であります。この間実施されてきたパブリックコメントへの市民からの意見の数や内容と併せて、水道料金についての認識をお聞きいたします。

二つ目に、働きながら安心して子育てが できる環境整備について2点伺います。

一つは、この10月から始まります幼児 教育・保育無償化の影響と市の取り組みに ついてです。

子育て世代の経済的負担の軽減というものの、この無償化についてはさまざまな問題が懸念されています。例えば、今回の無償化の財源が所得の低い人ほど重い負担となる消費税増税に求めていること、保育の

質の低下や保育士不足、待機児童問題に拍車がかかりかねないこと、また、指導監督基準さえ満たしていない認可外保育施設に対しても5年間無償化の対象にするなど、安心・安全がおざなりにされるのではないかということなどであります。こうした不安や懸念に対して、今、摂津市の対応が求められていると考えます。

初めに、待機児童問題や無償化の引きか えに新たに生じる給食費、副食費の影響に ついてお答えください。

次に、学童保育の課題と充実に向けた取り組みです。

今、来年4月以降の市内3小学校の学童 保育室運営業務の受託事業者の募集が行わ れています。初めて導入される民間委託 が、子ども、保護者、地域との長期的・安 定的な関係を構築し、連携し、子どもの利 益第一の安全・安心の居場所として運営さ れるのか、保護者の声が生かされるかなど の不安は残されています。こうした学童保 育の質にかかわる課題とともに、重要なこ とは、延長保育の実施、毎週土曜日の開 室、高学年の受け入れ、支援の単位を40 人にするなど、条例が定めている設備・運 営等の基準が今後どのように満たされてい くのか、市としての責任がしっかりと果た されていくのかということであります。今 後の取り組みについてお聞かせください。

次に、子どもの貧困対策についてであり ます。

改正子どもの貧困対策推進法が、今月1 2日、参議院本会議において全会一致で可 決成立いたしました。昨日も藤浦議員がこ の問題も取り上げておられました。今回、 この法律の目的に、子どもの将来だけでな く、現在に向けた対策であることや、子ど も一人一人が夢や希望を持つことができる ようにするために、子どもの貧困の解消に 向けて、児童の権利に関する条約の精神に のっとり推進することなどがその法律の目 的に加えられました。また、暮らしに身近 な市町村にも計画策定の努力義務が課され ました。その計画策定や変更時には、貧困 状態にある子ども、保護者、学識経験者な ど、広く意見を反映するように求められて います。摂津市として、子どもの貧困状況 を把握し、具体的な対策を全庁的に取り組 めるような計画策定が必要だと考えます が、この間の取り組みなどについてお考え をお聞かせください。

1回目は以上です。

○嶋野浩一朗議長 上下水道部長。

(山口上下水道部長 登壇)

○山口上下水道部長 水道料金についてのご 質問にお答えいたします。

近隣自治体の上水道料金を比較した場合、現在、北摂地区では高い位置にありますが、大阪府下では、43団体中、月20立方メートルの資料で22番目となっております。

水道事業におきましては、年間有収水量が水需要の大半を占めます生活用水の減少及び大口需要家の使用量減少に伴い、今後も給水収益は減少していくものと想定をしております。

一方、水道施設の状況におきましては、 老朽化が進んでおり、中長期的な更新需要 の見通しでは、法定耐用年数で更新した場 合、令和10年度までに約300億円の更 新需要に対応する必要があり、重要度、優 先度などを考慮して更新する場合において は122億円が必要となります。

この更新需要に対応した場合、令和3年 度には収益的収支がマイナスとなり、令和 7年度には資金不足になることから、さら に優先すべき需要を厳選し、約90億円まで投資額を削減することといたしましたが、この場合でも、現行料金のまま据え置いた場合の試算では、損益収支が令和4年度以降赤字に転落するとともに、令和9年度には資金不足となり、今後の上水道経営においては、現行料金を維持し続けることは極めて困難であると考えております。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

(小林次世代育成部長 登壇)

○小林次世代育成部長 幼児教育・保育無償 化に係るご質問にお答えいたします。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児の全ての子どもたちの保育料については、本年10月より一部上限を設けて無償化される予定でございます。

給食費についてでございますが、主食費の取り扱いは、これまでと変わらず、3歳児以上は実費徴収となります。副食費につきましては、これまでも保育料の一部として保護者が負担されておりましたことから、無償化が実施されましても、実費徴収として保護者の方に負担していただくことになりますが、一定の所得水準に満たない方などは副食費が免除される予定でございます。本市といたしましても、保育料が無償となる一方で、副食費が実費徴収される方については、現在負担していただいている保育料より負担が増えないよう検討しているところでございます。

続きまして、学童保育についてのご質問 にお答えいたします。

まず、保育の質の確保につきましては、 学童保育室の標準指標として厚生労働省が 策定いたしました放課後児童クラブ運営指 針に基づく運営により、一定の質の確保を 図ってまいります。 次に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、1クラスの児童の数をおおむね40人以下にすることの対策といたしましては、現状の各学童保育室の児童数や今後の推移を勘案し、教室の確保等に努めているところでございます。また、次年度に、平日における延長保育を実施し、サービスの向上を図りたいと考えておりますが、今後、次のサービス向上策につきましても研究してまいりたいと考えております。

続きまして、これまでの貧困対策に対する取り組みについてのご質問にお答えいたします。

これまで、貧困対策として、新たな施策 の創設や既存の施策の充実を図ってまいり ました。

また、大阪府では、子どもの貧困対策計画に掲げる事業をベースに、国・府・市町村の役割分担を踏まえながら点検が行われました。点検の視点といたしましては、困窮している世帯を経済的に支援、学びを支える環境づくり、子どもたちが孤立しないように支援、保護者が孤立しないように支援、安心して子育てできる環境整備、健康づくりを支援、オール大阪での取り組みの七つでございます。

本市におきましても、大阪府の七つの視点に基づく事業をグループ化し、事業の整理を行っております。今後も、既存の制度や事業等を最大限発揮できるよう、国・府の動向を注視し、庁内関係機関との情報共有を行うなど、子どもの貧困対策の施策を研究してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 一度目の安藤議員の質問 に対します上下水道部長の答弁が一部抜け ておりましたので、追加をお願いいたしま す。上下水道部長。 ○山口上下水道部長 1回目のご質問の中で、パブリックコメントのお問いがあったかと思いますが、その答弁が漏れておりましたので、ご答弁申し上げます。

上下水道ビジョン及び経営戦略案につきましては、公表に先立ちまして、令和元年5月13日から令和元年6月14日までの約1か月間の期間において、パブリックコメントによる意見を募集し、市民の皆様から136件の意見をいただいております。意見の大半は上水道料金に関するご意見でございまして、現在、内容を整理し、近日中にいただいた意見及びこれに対する市の考え方を公表させていただきたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 それでは、2回目以降、一問 一答方式で質問していきます。

水道料金についてです。

こういった行政の計画に対するパブリッ クコメントの数からいえば、136件とい うのはかなり多い数字だと認識しておりま す。やはりそれだけ市民の関心も高いとい うことですので、その内容については、 今、具体的な内容をお示しいただきません でしたけども、その内容もちょっと次の答 弁でも加えていただきながら教えていただ けたらと思うんですけども、水道料金が高 いというのは、やっぱり市民的な大きな摂 津市に対する不満の一つだと思っているん ですね。25%もの料金改定というのは、 総額でいうと4億円から5億円というもの になります。4億円、5億円という市民負 担増を、4年後とはいえ、こうした経済状 況のもとでやるんだというものを大々的に 公表されたということで、このインパクト は大変大きいと思うんですけども、少なく とも料金抑制についてしっかり考えていく

必要があるかと思うんですけども、また、 努力すべきだと思うんですが、その努力に ついてちょっとお考えをお示しください。

- ○嶋野浩一朗議長 上下水道部長。
- ○山口上下水道部長 まず、パブリックコメントの136件の内容につきましてですけれども、136件中、そのうち133件は、上水道料金の値上げに反対をするというものでございました。

そして、市民生活負担軽減のために水道 料金の値上げの抑制策はどう考えているの かということに対してご答弁申し上げま す。

1回目のご答弁でも申し上げましたとお り、非常に厳しい水道事業経営の見通しが 出ております。令和9年度以降は資金不足 になるということでございます。しかし、 この不足分につきましては、我々はもちろ ん水道料金の値上げだけで解消しようとは 考えておりません。我々は、やっぱり企業 努力を発揮いたしまして、この不足分につ きましては、例えばスペックダウンでござ いますとかダウンサイジングによる更新費 用の削減策を検討、そして、さらなる企業 努力を行うことはもとより、今後につきま しては、国の交付金の獲得でございますと か、業務の効率化でございますとか、官民 連携手法の効果検証と見直し、また、府内 水道事業者との広域的な連携等、最大の経 営努力を続ける中で給水原価の抑制に存分 に努めてまいりたいと考えてございます。

- ○嶋野浩一朗議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 努力をしていただくのはやは り当然のことだと思うんですけれども、今 回の上下水道ビジョンで、4年後、202 3年度、25%の料金改定が必要だとす る、それを導き出した財政シミュレーショ ンは、大変複雑で詳細なデータを恐らく長

い時間かけて検討されて導き出された数字だと思うんですけども、この料金改定に至る要因の一つとして給水人口の減少があると思うんです。この財政シミュレーションで採用されている人口推移というのが、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研の将来予測に対して、開発による人口増を一定数上乗せしたものであります。

一方で、摂津市では、こういった社人研 の人口推移のような人口減少をさせないた めの抑制策を掲げた総合戦略が立てられ、 将来展望とする人口ビジョンというのがつ くられています。その人口ビジョンという のは、今後の摂津市の総合計画であった り、行政経営計画であったり、摂津市の今 後の行政運営の中でも一番基本となるべき 数字であると思います。人口ビジョンに示 されている人口推移と、今回、水道ビジョ ンで採用されている社人研プラスアルファ の人口推計の数字で見ますと、約10年後 で4,000人の乖離、人口ビジョンのほ うがより人口減少を抑制された数字となっ ているわけで、より厳しい数字のもと、こ の財政シミュレーションが行われているこ とになっているわけですね。なぜ人口ビジ ョンの将来展望の予測を採用されていない のか。人口ビジョンでシミュレーションを した場合には、人口減少は約4,000人 抑制されるわけですから、給水人口、給水 収益にも影響が出てきますので、導き出さ れる結果というのもおのずと変わってくる のではないかと推測するわけですけど、そ の点いかがでしょうか。

- ○嶋野浩一朗議長 上下水道部長。
- ○山口上下水道部長 摂津市の人口ビジョン、これは平成28年3月に策定したものでございまして、私もこの策定には関与をしておりました。この人口ビジョンと申し

ますのは、2060年度で7万2,000 人ということで、今おっしゃいました令和 40年、このときには4,000人ほど乖 離が出るということでございますけれど も、人口ビジョンにつきましては、当時、 合計特殊出生率が摂津市は1.5%だった ものを、何とか2030年度までに1. 8%、国民の希望とする出生率ですけれど も、そこまで上げるために、総合戦略とい うものをつくりまして、四つの基本目標 と、それに基づく18の施策を推進するこ とによって、合計特殊出生率を2030年 度に1.8%に持っていくと、それから、 2060年度までそれを維持して、何とか 7万2,000人にとどめおくという予定 でございました。

今回、この総合戦略の期間が平成27年 度から令和元年度までということになって おりますので、その検証と申しますか、重 要業績評価指標のKPIが達成できたかど うかとか、それと、事業の推進と実際の人 口の推移との相関関係がどうかということ もまだ検証はされておりません。そして、 今回、社人研は、平成30年度公表値をベ ースに、健都の開発人口を加えた形で推計 をさせてもらったわけでございますけれど も、1回目のご質問でも、水道というのは 非常に一番市民の皆さんに身近なライフラ インで、それも生存権にもかかわる問題で あるとおっしゃいました。これはそのとお りかと思います。そういうことから言いま すと、やはりまだ検証できていないような 形の部分についての推計を採用するといい ますか、やはり本当に市民の一番身近なラ イフラインでございますので、そこは少し 厳しい数値を採用して、その厳しい中でも 安定的に市民の皆様に給水できるような経 営体制に持っていきたいということで、低

い推計のほうを採用した次第でございま す。

以上です。

- ○嶋野浩一朗議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 社人研の予測というのは、過去5年間の生存率、出生率、いろいろな条件のもとで、このまま推移をしたらこういった人口になっていくということを推測しているものですから、5年ごとに、もしくは発表される年度ごとに、条件が変われば大きく変動していきます。

先日、総合計画及び総合戦略等調査特別 委員会のほうで新たな直近の数字が示され ていました。同じ社人研の数字をもとにし て、新しい条件のもとで推計された人口推 計です。これは人口ビジョンとはまた別の 数字で、いわゆる社人研とリンクした数字 ですけども、わずか3年の間に、この社人 研プラスアルファの直近の数字が3年前に つくった人口ビジョンの数字に非常に近づ いてきている。これは、今、部長もおっし やったように、総合戦略、KPIが効果を 発揮したのかどうかというのは、まさに検 証を待たなければなりませんが、実際の数 字上の推移も人口ビジョンに非常にくっつ いてきているという状況が来ているわけで すね。より厳しい数字で見るという意味合 いはわからんでもないんですけども、その 結果、4億円、5億円の市民負担増が課せ られるという計画に結びついているのであ れば、やはり摂津市の今後の行政経営を進 めていく上での基本となる、ここを目指す んだというところを基準にやるべきです し、その基準で設定された数字が実際のこ の数年間の推移とも非常に近づいていると いうことを考えれば、新たにきっちり4, 000人、人口減少を抑制されている数 字、これは20年後を見ますと7,000

人の乖離が生まれてくるわけですから、そういったそのときそのときに合わせた形のシミュレーションが必要だと思うんですけども、改めてきちんとシミュレーションをし直す必要があるんじゃないかと思うんですが、そのお考えをお聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 上下水道部長。
- ○山口上下水道部長 ただいまのご質問にお 答え申し上げます。

再度推計すべきではないかということで ございますけれども、今回、地区別、校区 別の分の人口推計が発表されまして、これ については6月に公表されたということ で、これはちょっとうちのほうでは採用し なかったわけでございますけれども、これ はあくまでも試算でございますので、令和 5年度に一応25%ということで、収支均 衡を図るという意味から25%という数字 が出てきたわけでございますけれども、私 どもは何もこれをがちがちに考えているわ けではございません。毎年毎年、やはり人 口動態には注視をしながら、決算を打つた びに、その収支の状況、それから資金残 高、それと施設の老朽化ぐあい、これにつ いて毎年検証をしっかりと行いながら時点 修正をかけていくというつもりでございま す。こういう施設型の企業でございますの で、いつどんな突発的な事故が起こるかわ かりません。去年の震災のときにおきまし ては、太中浄水場の2号の配水池から水漏 れを起こして、これの修繕に1,000何 万円かかると。千里丘送水所の流入弁とい いますか、施設のほうでも、これは地震に 伴うものではございませんけれども、1, 000何万円という、修繕でも数千万円単 位の分が突発的に出てくるということもご ざいますけれども、25%につきまして は、これも一挙に25%というのは非常に 私もなかなかしんどい話かと思っておりま すので、これにつきまして、ずっと料金を 据え置くということについては非常に困難 とお答えさせていただきましたけれども、 その改定の仕方についてはいろいろ工夫す べきところもあろうかと思います。そし て、人口推計につきましては、先ほども申 し上げましたとおり、やはり一番厳しい経 営状況でもっても何とか立ち行くような形 でないと、市民の皆さんへの安定給水とい うことがしっかりと確保できないと考えて おりますので、時点時点で修正をかけなが ら、その状況をしっかりと見きわめて、2 5%そのものの数字にがちがちにこだわる ことなく、また、その方法論についても、 その時々の状況を見て検討を加えていきた い、そのように考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 今回の4年後の25%の値上 げだけに注目しての質問になっております けども、あくまでも現段階での一番厳しい 条件で見て、財政的なシミュレーションで 見た段階での数字だということで、これが 必ずしもこうではないと、それよりも、値 上げ抑制のためのあらゆる措置を講じてい っていただくということに苦心していただ きたい、注力していただきたいと思ってい るわけです。122億円の更新費用を90 億円だということで、圧縮しているという こと自体もやっぱり深刻に我々は受けとめ なければいけないという思いもありますの で、やはりライフラインとして安定・安心 の水道事業が運営されるように求めておき たいと思います。

その上で、値上げ抑制に向けて、料金が どんどん上がってくる傾向というのは、摂 津市だけでなくて、やはり全国的な自治体 の大きな課題だと思うんですね。生きるた めの大事な水道が生活を圧迫しなきゃいけないということは本末転倒であって、水道事業、下水道事業が独立採算の企業会計であるということは理解をしますけれども、しかし、憲法第25条にうたわれている自治体の事業であるという観点からいったら、やはり国に財政負担をもっと求める、それから、市としても公費を投入するということが必要だと思いますけども、そのお考えはありませんか、お聞きします。

- ○嶋野浩一朗議長 上下水道部長。
- ○山口上下水道部長 国に対して国費、交付 金を求めるということにつきましては、や はりいろんな団体、日本水道協会でありま すとか、そういうところを通じまして要望 をしているところでございます。

そして、市の内部での資金の融通と申しますか、一般会計、いわゆる一般行政からの補填についての考え方でございますけれども、これにつきましては、水道企業に限らず公営企業全般についてなんですけれども、地方公営企業法というものがございます。これは地方自治法の特例法でございますけれども、この地方公営企業法及び同法の施行令におきまして、一般会計において負担すべき経費というものが定められております。例えば、消火栓に要する経費等が一般会計において負担するべき経費として一般会計からいただいているということでございます。

また、同法の第17条の2第2項におきまして、今申し上げました一般会計が負担すべき経費を除きまして、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもってしっかりと経営をしなさいという規定がございまして、これは何かといいますと、地方公営企業の経営は独立採算でやりなさいと、その独立

採算も、全てではなくて、あくまでも一般 会計で負担すべき経費を除いた残余につい て、経営に伴う収入でもって独立採算で行 いなさいという趣旨でございます。

また、そのほかの方法としまして、一般会計からの補填の仕方として、同法の第17条の3に補助という項目がございます。特別な事情がある場合については補助することができるという規定になってございますけれども、これの解釈につきましては、例えば大規模地震でありますとか、そういう災害の復旧もしくは災害の復旧と同程度と認められる合理的な理由のある場合に限られるものでございまして、これにつきましては限定的に解釈をすべきものと考えております。

私どもの経営戦略を見ていただいたら、 非常に苦しい状況ではございますけれど も、何とか独立採算というこの趣旨の中で 健全経営に努めて、健全な企業として将来 世代へつなげてまいりたいと思っておりま す。

そして、この90億円という絞り込んだ 投資額ではございますけれども、それか ら、落とした32億円も本当はやっぱりや らなければならないと思っておりますの で、25%に固執するわけではございませ んけれども、これに至った自治体の水道事 業の現状というものについて、我々はもっ ともっと今後PRもしていかないけないと 思いますし、皆様方にもその辺の事情とい うことを知っていただけますように、今後 しっかりと説明をしていきたいと考えてお ります。

以上でございます。

- ○嶋野浩一朗議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 水道管理者として市長にも答 弁を求めたいと思います。

住民の福祉の増進、これが地方自治体の 大きな役割だと思います。私は、年金で生 活しておられる高齢夫婦の方からこんな声 をお聞きしました。今、マクロ経済スライ ドも国会でも問題になっていますけども、 年金額が毎年減らされていく中で、消費税 の増税とか、それから、この4月から食料 品もどんどん上がってきていると。少ない 年金をぎりぎりでやりくりしている。銀行 の引き落としで、水道代金とか電気代とか 後期高齢者保険料とか、いろいろなものが 引かれるので、毎月入ってきたお金を小分 けにしてそれぞれの銀行に入れておくんだ と。ちょっとの値上がりによって口座振替 不能になってしまう。そのときにどうやっ て補填するかといえば、ずっと切り縮めて いる食費から持ってこざるを得ないと。本 当にぎりぎりの生活をしておられる方々が やはり摂津市の中にたくさんいらっしゃっ て、そういった方々は、この後にも質問し ます子どもの貧困問題にもつながると思い ますけども、やはり生きていく上で大事な 水にかかわる問題ですので、この料金が高 い状況がさらに上がるという情報を発信し てしまうことに対して、市民の大きな不安 であったり、摂津市のイメージの低下にも つながっているんじゃないかと思うんです ね。今、一般会計の繰り入れのことについ て部長からもご答弁いただきましたが、そ れも含めて、市長のお考えについて最後に お聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 市長。
- ○森山市長 安藤議員の質問にお答えをいた します。

今、部長のほうからも話が出ていたと思いますが、景気の動向、それから人口減といいますか、収入がどんどん減ってくる等、こういう事実があります。一方では、

老朽化、維持管理等々、これまた歳出が増えるという状況があるのはもうわかってのご質問だと思います。

この水道、下水道は、人の命にかかわる 大切なライフラインであることは承知をい たしております。だから、いかなる理由が あろうとも、安全・安心・安定といいます か、健全な経営はしっかりしていかないか んわけですね。そこで、先ほど言ったギャップをどういうふうに埋めていくか、これ もしっかり考えていかないかんわけでまれ も。要は経営ですね。いろいる出ています はれども、さっき話に出ていましたいろん な見通し、これもいろんなデータ、指標が あります。それを捉えながら、我々として 現実をいろり見ていかないかんのですけ れども、ある意味では厳しく見積もらざる を得ないわけであります。

僕は午前中のどなたかの質問に答えたと 思うんですけれども、摂津市の総合計画の 中では、今ごろ人口は8万二、三千人にな っているはずだったんですけれども、一生 懸命、行政はもちろん議会の皆さんも何と かせないかんという思いで頑張って、何と か今8万6,000人近くまでなってお る、いい意味の大きなギャップですけれど も、そのときの指標は確かにそういう8万 2,000人ぐらいという指標だったんで すけど、今回も一つのデータとして、こう いうことにならざるを得ないですよという のをあらわしたんですけれども、やっぱり これの現実を捉えて、確かに市民生活と直 結するわけでありますから、また何とか収 入の道を探るいろんな取り組みを考えて、 何とかそうならないように努力しようとい う思いを一方では持たないかんなと思って おります。

ところで、常に高いやないか、高いやな

いかと言って厳しくご指摘をいただいてお りますけれども、そんなに安いことはない ことはわかっています。でも、よく指標に 使われるのが、使用量10立方メートル、 20立方メートルというのが使われるんで すけれども、北摂地区で何もかも云々とよ く言われますけれども、上水道について、 10立方メートルであれば摂津市は一番高 くないですね。20立方メートルについて も同様です。ただ、下水道が足を引っ張っ ておりまして、これは確かに高いです。上 下水道を合わせますと、10立方メートル では、うちより高いところもあるんです。 こういう事実もありますので、いろんな今 日までの経緯の中でコストが非常に高くな っておる、そんなことを踏まえながらも何 とか抑制しようと頑張っておることはご理 解をいただきたい。そういうことで、今、 厳しい社会情勢、市民生活ということもし っかり頭に入れながら、できるだけ可能な 限り給水原価の抑制、こんなことにもしっ かり目を向けていきたいと思います。

以上です。

- ○嶋野浩一朗議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 何もかも高いということを 我々が宣伝しているわけではございません ので。よりよく市民に提供できる水道であ ってほしいということですので、ぜひ努力 をしていただきたいと思います。

次に、幼保無償化の影響について質問していきます。

保育料に含まれていた副食費が実費徴収になるということで、副食費が免除になる 基準というのはどういうふうになっている のか、また、これまでの保育料などの負担 から、どのぐらいの人にどのような影響が 出るのかについてお答えください。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

- ○小林次世代育成部長 無償化の実施により 副食費が免除となる対象の方の所得基準で ございますけれども、年収が約360万円 未満相当の世帯でございます。また、副食 費が免除となる方の人数でございますけれ ども、現在の入所者数で試算してみます と、これまでも保育料が無償で、引き続き 副食費が免除となる方が約210人、今回 新たに副食費が免除となる方が約120 人、実費徴収させていただく方が約880 人と見込んでおります。
- ○嶋野浩一朗議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 今回の無償化のメリットをより多く享受できる方は、所得が高くなれば高くなるほど享受できる。低所得者になるほど小さくなって、場合によっては、これまでも無償であって、今回も無償になるという世帯も200数十人いるということですから、それは、結果、消費税10%の増税だけが押しつけられてくるということになりますので、子育て支援、経済的な支援という観点ではこういった側面があるということは、私たちはしっかり見ていく必要があると思います。

その上で、無償化によってのニーズが増えていく中で、子どもの安全・安心を保障するための質の維持・向上であるとか、待機児童解消などについて力を尽くしていく必要も当然求められてきますし、基準が緩いとされている企業主導型保育や小規模保育事業B型、C型、それから、5年とはいえ、現状で指導監督基準さえ満たしていない、安全上問題があると言わざるを得ない認可外保育の参入なども予想されるわけですね。その点、十分摂津市としても注意を払う必要があると思いますけども、その点のお考えをお聞かせください。

○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。

- ○小林次世代育成部長 認可外保育につきま しては、国が定める指導監督基準を満たす ものについて無償化の対象とされますけれ ども、5年間の経過措置として、指導監督 基準を満たしていない場合でも原則無償化 の対象とされます。我々といたしまして も、認可外保育施設における保育の質の担 保について懸念しているところではござい ますけれども、待機児童が発生している状 況では、認可外施設を利用せざるを得ない という状況の方もあろうかと思います。今 後も引き続き、認可外保育施設に対しまし て、認可外保育施設指導監督の指針及び指 導監督基準に基づきまして指導監査を実施 し、適切な保育が提供されるよう指導して まいります。
- ○嶋野浩一朗議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 待機児童の解消というのは本 当に大事な問題でありますけども、待機児 童解消のために、基準を満たしていない、 いわゆる命の安全が保障できないような施 設では困るわけで、その点は十分注意を払 っていただきたいと思います。

今回の無償化で、昨日も渡辺議員が質問されていましたけども、改めて公立幼稚園のあり方が本当に問われてくるかと思います。昨日もご答弁されていましたように、市内3か所の公立幼稚園全てで、ここ数年、定員割れとなっています。とりかい幼稚園は、現状、充足率20%、せっつ幼稚園では45%、こども園として運営しているべふ幼稚園でも61%という現状です。

公立幼稚園でも、無償化の対象となる3 歳児保育に踏み出すのか、または、きょう の渡辺議員の質疑応答の中にもありました ように、認定こども園化することによっ て、待機児童の多いゼロ歳、2歳の3号認 定の子どもも受け入れられるようにしてい くのか、まさに公立の就学前教育施設・保育施設のセンター的な役割を発揮できるような見直しを今する必要があると思いますけど、改めて見解を伺います。

- ○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 公立幼稚園につきましては、女性の働き方の変化などによりまして、幼稚園に対するニーズが減少しておりまして、公立3園ともに園児数が減少しております。現在、公立幼稚園では4歳児からの2年保育を行っており、無償化が実施されますと、3歳児から無償となることから、今後はさらに園児数の減少が予想されます。一方で、保育ニーズが増加し、施設整備を行っているものの、待機児童の解消には至っておりません。

そのような中、教育委員会といたしましても、幼稚園だけでなく保育所を含めた就学前施設のあり方を検討しておるところであり、今後、まとまり次第、議会のほうにもお示ししてまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 今、待機児童であるとか、それから、待機児童解消のための苦肉の策としての定員の弾力運用などが行われていますが、保護者にとってみれば、大事な子どもは安全・安心の施設でしっかり保育をしてほしい、しっかり幼児教育を行ってほしいという思いだと思います。今、待機児童は非常に大きな問題になっていますが、少しずつその待機児童も減少傾向にあると。地域のバランスも崩れてきて、鳥飼の地域では子どもの数が定員を下回るような状況になっていく中で、待機児童解消のために、これ以上民間の事業者に認可保育所をつくれというような過度な期待を持つこともやはり問題だと思います。だからこそ公

立が果たす役割は大きくて、公立として、 地域の就学前の保育センターとして、認定 こども園化なら認定こども園化で考えてい かなければならないと思いますので、その 点、公立ならではの公立幼稚園の今後のあ り方について考えていただくように求めて おきたいと思います。

次に、学童保育についてであります。

19時までの延長保育、それから、支援の単位が40人単位になるという今度の民間委託に伴って、一定の前進が図られるわけですけども、保護者の要望の強い高学年受け入れについては未実施のままです。子ども・子育て支援事業計画では、毎年245名の高学年受け入れの見込み量を挙げて、この計画の最終年度である今年度は105名分の量の確保をするという計画でした。この点についてどのようにお考えなのか、また、40人化については、施設不足や定員オーバーによる待機児童が学童保育でも新たに問題になることが懸念されますが、認識をお伺いいたします。

- ○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 学童保育におけます 高学年の受け入れにつきましては、ハード 面での確保等はじめ、さまざまな課題が見 受けられる現状がございます。しかしなが ら、利用者のニーズは高いものと認識をし ております。量の確保、待機児童対策につ きましては、地域的な偏りが見受けられる ものの、小学校の空き教室の確保等はじ め、量の確保、待機児童対策に努めてまい りたいと考えております。
- ○嶋野浩一朗議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 市が責任を持って進めていた だきたいということを申し上げておきたい と思いますし、サービス向上が民間委託を 進めていく材料にされるということは、や

はりあるべきではないということを申し上げておきたいと思います。

最後に、貧困対策です。

この点について、きのう、藤浦議員から も、しっかりとした摂津市の努力義務とさ れている計画を立てるべきだということで 指摘があり、要望もされました。私も同じ 思いであります。

大阪府が2016年に子どもの生活に関する実態調査を行いました。摂津市はそこには加わっていませんが、大阪府全体の市町村の一つとして、その中に一部数字が含まれているかと思いますが、地域によって実情は違います。摂津市内でも安威川以北と安威川以南で状況が違います。やはりきちんとした実態を把握する必要があると思います。実態把握を摂津市独自で行った上で現状認識をし、効率的・効果的な計画が立てられると思いますけども、実態調査を行う意思はございますでしょうか。お聞かせください。

- ○嶋野浩一朗議長 次世代育成部長。
- ○小林次世代育成部長 これまで、大阪府や 各市で行われてきました実態調査での結果 や、関係機関が把握している現状や指標な どを勘案する中で、貧困対策として、新た な施策の創設や既存の施策の充実を図って まいりました。また、府内の市町村子ども の貧困対策担当者会議にも参加し、国・府 や先進事例の取り組みなどの情報収集にも 努めておるところでございます。

今後も、関係機関との連携を図り、関係機関で把握している指標の整理や、現状、自治体の情報収集に努めてまいりますとともに、今回の子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正に伴います国・府の動向に注視し、貧困対策に取り組んでまいりたいと考えております。

- ○嶋野浩一朗議長 安藤議員。
- ○安藤薫議員 大阪府が実施した実態調査は これだけの分量になります。お読みになられているとは思いますけれども、貧困度合いによってどのような影響が出ているのか、200数十項目にわたって調査がされています。ぜひ摂津市独自でこうした調査を行って、計画策定に役に立てていただきたいと申し上げて質問を終わります。
- ○嶋野浩一朗議長 安藤議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第34号など8件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長。

(渡辺慎吾総務建設常任委員長 登壇)

○渡辺慎吾総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

6月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第34号、令和元年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分、議案第36号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第37号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第41号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件、以上4件について、6月17日、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○嶋野浩一朗議長 文教上下水道常任委員 長。

(安藤薫文教上下水道常任委員長 登壇)

○安藤薫文教上下水道常任委員長 ただいま から、文教上下水道常任委員会の審査報告 を行います。

6月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第34号、令和元年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分、議案第38号、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第39号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、以上3件について、6月14日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○嶋野浩一朗議長 民生常任委員長。

(森西正民生常任委員長 登壇)

○森西正民生常任委員長 ただいまから、民 生常任委員会の審査報告を行います。

6月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第34号、令和元年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分、議案第35号、令和元年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)及び議案第40号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件、以上3件について、6月14日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○嶋野浩一朗議長 委員長の報告が終わり、 質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を 終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を 終わります。 議案第34号、議案第35号、議案第3 6号、議案第37号、議案第38号、議案 第39号、議案第40号及び議案第41号 を一括採決します。

本8件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本8件 は可決されました。

日程3、議会議案第5号など4件を議題 とします。

お諮りします。

本4件については、提案理由の説明を省 略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を 終わります。

お諮りします。

本4件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を 終わります。

議会議案第5号、議会議案第6号、議会 議案第7号及び議会議案第8号を一括採決 します。

本4件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本4件

は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで令和元年第2回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後2時45分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署 名する。

摂津市議会議長 嶋 野 浩一朗

摂津市議会議員 渡辺慎吾

摂津市議会議員 森西 正

☆ 添 付 資 料

<u>令和元年第2回定例会審議日程</u>

月日	曜	会 議 名	内容	開議時刻
6 / 13	木	本会議(第1日)	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決	10:00
			(議会議案届出締切 17:15)	
14	金		文教上下水道常任委員会 (第二委員会室)	10:00
			民生常任委員会(301会議室)	10:00
15	\bigoplus			
16				
17	月		総務建設常任委員会 (301会議室)	10:00
			(常任委員会予備日)	
			(一般質問届出締切 12:00)	
18	火		総合計画及び総合戦略等調査特別委員会	13:00
			(常任委員会予備日)	10:00
19	水			
20	木			
21	金			
22	\oplus			
23				
24	月		議会運営委員会(第一委員会室)	10:00
25	火			
26	水	本会議(第2日)	一般質問	10:00
27	木	本会議(第3日)	一般質問・委員長報告(休会分)・議会議案	10:00
			議会運営委員会(第一委員会室)	本会議終了後

議案付託表

令和元年第2回定例会

〈総務建設常任委員会〉

議案 第 34 号 令和元年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分

議案 第 36 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例制定の件

議案 第 37 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

議案 第 41 号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教上下水道常任委員会〉

議案 第 34 号 令和元年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分

議案 第 38 号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例制定の件

議案 第 39 号 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例制定の件

〈民生常任委員会〉

議案 第 34 号 令和元年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分

議案 第 35 号 令和元年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案 第 40 号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

令和元年 第2回定例会 一般質問要旨

質問順位

1番	松本暁彦議員	2番	楢村一臣議員	3番	藤浦雅彦議員
4番	村上英明議員	5番	光好博幸議員	6番	水谷毅議員
7番	三好義治議員	8番	渡辺慎吾議員	9番	香川良平議員
10番	森西正議員	11番	増永和起議員	12番	三好俊範議員

13番 弘豊議員 14番 安藤薫議員

【注】今回は全議員が、一問一答方式(1回目は一括質問一括答弁方式で2回目から一問一答方式)で質問をします。

1番 松本暁彦議員

- 1 児童・生徒の学ぶことへの動機付けとそのモチベーションを支える包括的教育施策 について
- 2 学童保育の民間委託における円滑な事業実施に向けた取り組みについて
- 3 つながりのまち摂津の実現への障がい者支援施策について
- 4 千里丘駅西地区再開発との連携も含めた健都の魅力あるまちづくりについて
- 5 災害時の公共施設におけるLPガス・石油による非常用電源の確保について
- 6 まちごと・丸ごと防災体制の実現に向けて
 - (1) 教育委員会の取り組みについて
 - (2) 実現に向けたリーダーシップについて

2番 楢村一臣議員

- 1 災害初動マニュアルについて
- 2 教職員の働き方改革について
- 3 小学校教科書の採択について
- 4 大阪府議会議員・大阪府知事選挙における選挙事務について

3番 藤浦雅彦議員

- 1 「まちごと元気!健康せっつ21」による健康づくり施策について
- 2 食品ロス削減法と本市の取り組みについて
- 3 改正子どもの貧困対策推進法の成立と本市の対応について
- 4 新生児聴覚検査の公費負担制度の導入について
- 5 まちごと・丸ごと防災体制について
- 6 液体ミルクの備蓄と乳児を持つ親への防災ファーストの取り組みについて
- 7 LGBTの理解を深めるための取り組みについて
- 8 千里丘三島線の歩道改修と香露園1号線の大型車規制のめどについて
- 9 SNSで市民から道路補修箇所等を通報するシステムの導入について

4番 村上英明議員

- 1 災害時の119番コールトリアージについて
- 2 避難所運営マニュアルに基づく実践について
- 3 補聴援助システムの導入について
- 4 人工知能による総合案内サービスの導入について
 - (1) 人工知能による総合案内サービスの導入
 - (2) 保育施設入所選考の人工知能活用
- 5 自転車通行環境の向上について
- 6 安威川以南地域の振興について

5番 光好博幸議員

- 1 健康増進への取り組みについて
- 2 地域力向上への取り組みについて
- 3 葬儀会館せっつメモリアルホールについて
- 4 鳥飼地域における道路交通環境の改善について
- 5 鳥飼地域の魅力化について

6番 水谷毅議員

- 1 災害に備えた市の対応と地域の役割について
- 2 待機児童の解消と保育士確保の取り組みについて
- 3 中学校給食について
- 4 子どもの安全対策について
- 5 子どものいじめに対する対応について
- 6 ICTの活用で学びを支援することについて
- 7 公共施設のWi-Fi対応について

7番 三好義治議員

1 健康増進法の一部を改正する法律について

8番 渡辺慎吾議員

- 1 とりかい幼稚園・鳥飼保育所の一元化について
- 2 鳥飼地区の人口減少とまちづくりについて

9番 香川良平議員

- 1 市税徴収率について
- 2 プレミアム付商品券について
- 3 阪急摂津市駅前自転車駐車場について

10番 森西正議員

- 1 空き家対策について
- 2 保育士不足による待機児童問題について
- 3 自治会加入率減少問題について

11番 增永和起議員

- 1 国民健康保険料の6年連続値上げについて
- 2 旧味舌小学校跡地を防災空地として活用することについて
- 3 住宅・店舗リフォーム助成制度による中小企業支援について

12番 三好俊範議員

- 1 今後の財政・人口減少の対策について
- 2 中学校給食について
- 3 まちの安全対策について

13番 弘豊議員

- 1 地球温暖化防止に向けた具体的な取り組みについて
- 2 歩行者が安全に通行できる歩道の整備・確保について
- 3 市立温水プールに身体障害者用駐車スペースを設けることについて

14番 安藤薫議員

- 1 近隣市と比べて高い水道料金の値上げ抑制と市民負担軽減について
- 2 働きながら安心して子育てができる環境整備について
 - (1) 10月からの幼児教育・保育無償化の影響と市の取り組みについて
 - (2) 学童保育の課題と充実に向けた取り組みについて
- 3 子どもの貧困対策について

議決結果一覧

議案		見 ·		件 名	議決月日	結果
報告	第	3	号	摂津市税条例等の一部を改正する条例専決処分報告の件	6月13日	承認
報告	第	5	号	摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件	6月13日	承認
報告	第	4	号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(6月13日	報告)
報告	第	6	号	平成30年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件	(6月13日	報告)
報告	第	7	号	平成30年度摂津市一般会計事故繰越し繰越報告の件	(6月13日	報告)
報告	第	8	号	平成30年度摂津市下水道事業会計継続費繰越報告の件	(6月13日	報告)
報告	第	9	号	平成30年度摂津市下水道事業会計予算繰越報告の件	(6月13日	報告)
議案	第	34	号	令和元年度摂津市一般会計補正予算(第1号)	6月27日	可決
議案	第	35	号	令和元年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)	6月27日	可決
議案	第	36	号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6月27日	可決
議案	第	37	号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	6月27日	可決
議案	第	38	号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例制定の件	6月27日	可決
議案	第	39	号	摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例制定の件	6月27日	可決
議案	第	40	号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	6月27日	可決
議案	第	41	号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件	6月27日	可決
議会議案	第	5	号	ILO条約を批准できる水準のハラスメント禁止規定を明確に した法整備を求める意見書の件	6月27日	可決
議会議案	第	6	号	「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書の件	6月27日	可決
議会議案	第	7	号	信頼される政府統計を目指して更なる統計改革を求める意見 書の件	6月27日	可決
議会議案	第	8	号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見 書の件	6月27日	可決